

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱

	農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制 定	令和 5 年 3 月 30 日 4 環バ第 465 号
改 正	令和 6 年 3 月 28 日 5 環バ第 405 号
改 正	令和 7 年 3 月 31 日 6 環バ第 311 号

(趣旨)

第 1 農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退、国際情勢の不安定化を背景とした燃油や化学肥料をはじめとする生産資材の高騰などの課題に直面している。加えて、SDGs や環境の重要性が国内外で高まっており、持続可能な食料システムの構築は急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を推進するべく、本要綱を制定し、みどりの食料システム戦略推進交付金（以下「本交付金」という。）により、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援するものとする。

(通則)

第 2 本交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）に定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 本交付金は、みどり戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的取組の横展開を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業の実施に関して必要な事項は、第5から第35までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

- (1) 環境負荷低減活動定着サポート 別記1
- (2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 別記2
- (3) 有機転換推進事業 別記3
- (4) グリーンな栽培体系加速化事業 別記4
- (5) SDGs対応型施設園芸確立 別記5
- (6) 地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業) 別記6
- (7) バイオマスの地産地消(推進事業) 別記7-1
- (8) バイオマスの地産地消(整備事業) 別記7-2及び別記9
- (9) みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業) 別記8-1及び別記9
- (10) みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動) 別記8-2及び別記9

(事業の実施)

第5 事業実施主体は、第4に掲げる事業(以下「各事業」という。)の別記に定めるところにより、各事業の具体的な成果目標を定めるものとする。

- 2 事業実施主体は、各事業に応じて、該当する別紙様式(第1号から第10号まで)により事業実施計画書を作成するものとする。都道府県以外が事業実施主体の場合にあっては、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から前項の規定により提出のあった事業実施計画及び都道府県が前項の規定により作成した事業実施計画を第8第1項の規定による交付申請書に添付するものとする。なお、都道府県知事は、北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長(以下「地方農政局長等」という。)の求めに応じて、事業実施計画を交付申請書の提出より前に提出しなければならない。
- 4 事業実施主体は、別記10に定めるところにより、第2項の事業実施計画書を作成する際、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを添付する。
- 5 事業の採択基準については、次に定めるもののほか、各事業の別記に定めるものとする。
 - (1) 事業実施計画が、環境負荷の低減に資するものであること。
 - (2) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。

- (3) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
 - (4) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (5) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
 - (6) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。
 - (7) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。
 - (8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。
 - (9) 農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものを導入する場合には、安全性検査に合格したものの中から選定されたものであること。
- 6 事業実施主体は、前項に掲げる採択基準のほか、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知）別記 10 第 1 の 1 の規定により市町村が作成する「農林漁業循環経済先導計画」に基づき、地域特性に応じた環境と調和のとれた農林漁業と循環経済が連携した先導的取組を実施する場合、同計画の写しを事業実施計画に添付するものとする。
- 7 事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 8 第 4 第 8 号から第 10 号までに掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記 7－2、別記 8－1 及び別記 8－2 に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

（交付の対象及び交付率）

- 第 6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事が行う別表に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、本交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で本交付金を交付する。
- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第7 別表の区分欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の欄に掲げる事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 本交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、本交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第11 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受けた上で、別記様式第2号により、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合は、地方農政局長等の指導を受けた上で地方農政局長等に提出するものとする。

2 前項ただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び本交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 都道府県及び地方農政局長等は、第1項ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

(申請の取下げ)

第12 都道府県知事は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第13 都道府県知事は、交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第14 都道府県知事は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更

をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第16 交付規則第3条第1項第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第17 都道府県知事は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第18 都道府県知事は、本交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第19 都道府県知事は、本交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、当該協議の内容の範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付金事業に係る本交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた本交付金の額を遅延なく事業実施主体

に交付しなければならない。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、都道府県知事は、交付金事業が完了したとき（第 15 第 1 項による廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し本交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、本交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、別記 10 に定めるところにより、第 1 項の実績報告書を提出する際、事業実施主体から収集した環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを添付する。

(交付金の額の確定等)

第 21 地方農政局長等は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき本交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部

分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のあった日から 20 日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第 22 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の本交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 20 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第 23 地方農政局長等は、第 15 第 1 項第 3 号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）都道府県知事が、交付金を当該交付金事業以外の用途に使用した場合
 - （3）都道府県知事が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - （4）間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合
 - （5）間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金を当該間接交付金事業以外の用途に使用した場合
 - （6）交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する本交付金が交付されているときは、期限を付して本交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る本交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した

加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書きの場合を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第24 都道府県知事は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

（2）本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（収益納付）

第26 第4第6号に掲げる事業について、都道府県知事は、別記6に定めるところにより相当の収益が生じたときは、別記6に定めるところにより、その旨を報告し

なければならない。

- 2 前項による報告があった場合、別記 6 に定めるところにより、交付された本交付金の額を限度として、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

第 27 都道府県知事は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前項及び第 28 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第 28 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金を交付する際に付すべき条件)

第 29 都道府県知事は、地方公共団体である事業実施主体に本交付金を交付するときは、第 7、第 13、第 15 から第 18 まで、第 20、第 22 第 1 項、第 23、第 24 及び第 26 から第 28 までに準ずる条件並びに第 1 号から第 3 号までに掲げる条件を、地方公共団体以外の事業実施主体に交付するときは、第 7、第 15 から第 18 まで、第 20、第 22 第 1 項、第 23、第 24、第 26 及び第 27 に準ずる条件並びに第 1 号から第 3 号までに掲げる条件を、地方公共団体である事業実施主体が更に地方公共団体以外の事業実施主体に本交付金を交付するときは、第 7、第 15 から第 18 まで、第 20、第 21、第 22 第 1 項、第 23、第 24、第 26、第 27 及び第 29 並びに第 1 号から第 3 号まで及び次項から第 8 項までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15

号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、本交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に本交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県知事は、地方公共団体である事業実施主体に本交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4 都道府県知事は、事業実施主体が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ

め地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、同ただし書の場合にあっては、第10第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

- 6 都道府県知事は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 都道府県知事は、間接交付金事業に関して、事業実施主体から本交付金の返還又は返納を受けた場合は、本交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

- 第30 都道府県以外の事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、各事業の別記に定める当該年度における事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
なお、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第31第1項の報告に代えることができるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れているものと判断したときは、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県が事業実施主体となっている場合は、各事業の別記に定める目標年度までの期間に応じ、各事業の別記に定める事業実施状況報告書を作成し、第1項の規定により都道府県以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 都道府県知事に対する指導
 - (1) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。
 - (2) 地方農政局長等は、前号に規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の12月末までに第4第1号及び第6号から第10号までに掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第2号から第5号までに掲げる事業については農産局長に、それぞれ報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、前項に定める報告の他、必要に応じ、

事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

(事業の評価)

第 31 都道府県以外の事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、各事業の別記に定める事業評価報告書を作成の上、都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、別紙様式第 15 号－1 により改善計画を提出させ、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県が事業実施主体となっている場合は、各事業の別記に定める目標年度までの期間に応じ、各事業の別記に定める事業評価報告書を作成し、第 1 項の規定により都道府県以外の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書と併せて、報告があった年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、前項の規定による改善措置を講じた場合は、当該改善措置内容についても、別紙様式第 15 号－2 により併せて報告するものとする。

4 本事業の成果に係る評価

(1) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局による検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、前号の評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

(3) 第 1 号による評価及び前号による指導を行った場合は、当該評価の結果及び当該指導の内容を評価及び指導を行った年度の 12 月末までに第 4 第 1 号及び第 6 号から第 10 号までに掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第 4 第 2 号及び第 3 号に掲げる事業については農産局長に、別紙様式第 16 号によりそれぞれ報告するものとする。

5 第 4 第 4 号及び第 5 号に掲げる事業は、前 4 項の規定を適用しないものとする。

(指導等)

第 32 国及び都道府県知事が行う指導等については、各事業の別記により行うものとする。

(災害時の被害の最小化)

第 33 事業実施主体及び事業に参加する農業者等は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 地第 318 号・4 農産第 5309 号・4 畜産第 2826 号・4 経営第 3175 号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

（事業効果の調査分析）

第 34 大臣は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。

2 大臣は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。

3 大臣は、前項の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第 35 都道府県知事は、第 8 第 1 項の規定による交付申請、第 15 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 18 の規定による状況報告、第 19 の規定による概算払請求、第 20 第 1 項の規定による実績報告、第 20 第 2 項の規定による年度終了実績報告、第 20 第 4 項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第 25 第 3 項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFF により提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFF を使用する方法により行うことができる。

4 都道府県知事が第 1 項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に

従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知）及びみどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 前項による廃止前のみどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱及びみどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月28日5環バ第460号）

- 1 この通知は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日6環バ311号）

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱（以下「旧要綱」という。）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 旧要綱第4第2号に掲げる事業において有機農業実施計画を策定した又は複数年度実施計画として事業を実施している場合は、この通知による改正後の本要綱（以下「新要綱」という。）第4第2号に掲げる事業において、これらの計画に基づき新要綱別記2の第1の1（2）又は（3）の取組を実施できるものとする。
- 4 旧要綱第4第4号に掲げる事業において複数年度実施計画として事業を実施している場合は、新要綱第4第4号に掲げる事業において、2年目以降の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、新要綱別記4の第3及び第5の規定については、なお従前の例によるものとする。
- 5 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和6年12月17日6環バ第265号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）（以下「令和5年度補正要綱」という。）第4第1号に掲げる事業において有機農業実施計画を策定した又は複数年度実施計画として事業を実施している場合は、新要綱第4第2号に掲げる事業において、これらの計画に基づき新要綱別記2の第1の1（2）又は（3）の取組を実施できるものとする。

- 6 令和5年度補正要綱第4第3号に掲げる事業において複数年度実施計画として事業を実施している場合は、新要綱第4第4号に掲げる事業において、2年目以降の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、新要綱別記4の第3及び第5の規定については、令和5年度補正要綱別記4の第3及び第5の規定を適用するものとする。
- 7 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について
 (令和5年12月4日5環バ第284号) 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第4第7号、令和5年度補正要綱第4第7号及び旧要綱第4第9号に掲げる事業を実施した場合は、新要綱別記8-1の第1の2のただし書に規定する回数には含まないものとする。

別表(第6、第7、第16関係)

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
1 みどりの食料システム戦略推進交付金(推進事業)	1 環境負荷低減活動定着サポート 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア みどりトータルサポートチームの体制整備 イ 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	定額 定額※ ※機械リースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金の増 4 事業費又は交付金の30%を超える減

2 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出 エ 有機農業の拡大加速化の推進	定額※	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	5 成果目標の変更
	定額※		
	定額※		
3 有機転換推進事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業	定額 定額		
4 バイオマスの産地消（推進事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ バイオ液肥散布車等の導入 エ メタン発酵バ	2分の1以内 定額 2分の1以内 定額	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	

	イオ液肥等の利用促進			
5	みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 原材料等調達の安定・強化 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信	定額※ 定額※ 定額※ ※機械等のリースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	
6	みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 本要綱に基づき行う事業に係る環境負荷低減に必要な機械の導入の経費	2分の1以内		

2 みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）	1 グリーンな栽培体系加速化事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成	定額 2 分の 1 以内 定額	経費の欄に掲げるア及びウとイの経費の相互間における 30%を超える増減	1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30%を超える増又は交付金の増 4 事業費又は交付金の 30%を超える減 5 成果目標の変更
	2 SDG s 対応型施設園芸確立 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 イ 重点支援モデルの確立の向けた栽培・経営実証 ウ 経営指標やマニュアルの作成・情報発信	定額 定額※ ※省エネ機器のリースの場合等は 2 分の 1 以内 定額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	
	3 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費			

	ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査等 ③ 営農型太陽光発電設備の導入	定額 定額※ 2分の1以内 ※機械のリースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるアの①から③までの経費の相互間における30%を超える増減	
	イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援 ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 ② 未利用資源の混合利用促進	定額 定額	経費の欄に掲げるイの①と②の経費の相互間における30%を超える増減	
	ウ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査等 ③ 次世代型太陽電池の導入	定額 定額※ 2分の1以内 ※機械のリースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるウの①から③までの経費の相互間における30%を超える増減	

3 みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）	1 バイオマスの地産地消（整備事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	2 分の 1 以内 2 分の 1 以内 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の 30%を超える増又は交付金の増 5 事業費又は交付金の 30%を超える減 6 成果目標の変更
	2 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	2 分の 1 以内 2 分の 1 以内 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	
	3 みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費		経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	

	ア 工事費	2分の1以内		
	イ 機械器具費	2分の1以内		
	ウ 工事に必要な 実施設計費及び 測量試験費	2分の1以内		

(注) みどりの食料システム戦略推進交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(別記)

- ・別記1 環境負荷低減活動定着サポート
- ・別記2 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
- ・別記3 有機転換推進事業
- ・別記4 グリーンな栽培体系加速化事業
- ・別記5 SDGs対応型施設園芸確立
- ・別記6 地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業)
- ・別記7-1 バイオマスの地産地消(推進事業)
- ・別記7-2 バイオマスの地産地消(整備事業)
- ・別記8-1 みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業)
- ・別記8-2 みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動)
- ・別記9 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象経費の取扱い
- ・別記10 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(別記様式)

- ・別記様式第1号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金交付申請書
- ・別記様式第1号 交付申請書様式A
- ・別記様式第1号 交付申請書様式B
- ・別記様式第1号 交付申請書様式C
- ・別記様式第1号 交付申請書様式D
- ・別記様式第2号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金交付決定前着手届
- ・別記様式第3号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金変更等承認申請書
- ・別記様式第4号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金遅延届出

- 書
- ・別記様式第 5 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金事業遂行状況報告書
 - ・別記様式第 6 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金概算払請求書
 - ・別記様式第 7 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金実績報告書
 - ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 A
 - ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 B
 - ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 C
 - ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 D
 - ・別記様式第 8 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金年度終了実績報告書
 - ・別記様式第 9 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金消費税仕入控除税額報告書
 - ・別記様式第 10 号 財産管理台帳
 - ・別記様式第 11 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金調書
 - ・別記様式第 12 号 契約に係る指名停止等に関する申立書

(別紙様式)

- ・別紙様式第 1 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（環境負荷低減活動定着サポート）事業実施計画書（別記 1）
- ・別紙様式第 2 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）事業実施計画書（別記 2）
- ・別紙様式第 3 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（有機転換推進事業）事業実施計画書（別記 3）
- ・別紙様式第 4 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培体系加速化事業）事業実施計画書（別記 4）
- ・別紙様式第 5 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（SDGs 対応型施設園芸確立）事業実施計画書（別記 5）
- ・別紙様式第 6 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業））事業実施計画書（別記 6）
- ・別紙様式第 7 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））事業実施計画書（別記 7-1）
- ・別紙様式第 8 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（整備事業））事業実施計画書（別記 7-2）
- ・別紙様式第 9 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの事業活

- 動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画書（別記８－１）
- ・別紙様式第 10 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））事業実施計画書（別記８－２）
 - ・別紙様式第 11 号 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
 - ・別紙様式第 12 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金における特認団体認定申請書（別記７－１、別記７－２）
 - ・別紙様式第 13 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金における特認団体に係る認定協議について（別記７－１、別記７－２）
 - ・別紙様式第 14 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金の事業実施状況報告及び評価報告（各別記）
 - ・別紙様式第 15 号-1 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金における改善計画について（各別記）
 - ・別紙様式第 15 号-2 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金の評価結果に係る改善措置について（各別記）
 - ・別紙様式第 16 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金の事業評価に係る報告書について（各別記）
 - ・別紙様式第 17 号 みどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付金支払確認書（各別記）
 - ・別紙様式第 18 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマスの地産地消（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）（別記７－２）
 - ・別紙様式第 19 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のみどりの事業活動を支える体制整備（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）（別記８－１、８－２）
 - ・別紙様式第 20 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関する入札結果報告・着手届（別記９）
 - ・別紙様式第 21 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関するしゅん功届（別記９）
 - ・別紙様式第 22 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届（別記９）
 - ・別紙様式第 23 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金（地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業））収益状況報告書（別記６）
 - ・別紙様式第 24 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地

産地消（推進事業））に関する整備状況報告書（別記 7
－ 1）

- ・別紙様式第 25 号-1 有機転換推進事業交付申請書（報告書）（別記 3）
- ・別紙様式第 25 号-2 有機転換推進事業交付申請書（有機栽培管理シート）
（別記 3）
- ・別紙様式第 25 号-3 有機転換推進事業交付申請書（有機転換チェックシー
ト）（別記 3）
- ・別紙様式第 26 号 自家加工販売（直売所等での販売）計画書（別記 3）

別記 1

環境負荷低減活動定着サポート

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、環境負荷低減による先進的な産地構築を推進するため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（以下「みどり計画」という。）及び法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定計画」という。）の認定（以下「みどり認定」という。）を受けた農業者（以下「みどり認定農業者」という。）等が行う環境負荷低減事業活動の拡大・定着を支援するための体制を構築するとともに、過年度事業等により得られた環境負荷低減に資する取組の成果を横展開することを目的とする。

本事業の事業内容は次に定めるとおりとする。ただし、（１）ア（都道府県において（１）アで構築する体制と同等の構成員及び機能を持つ協議会等がある場合を除く。）及び（２）アの事業は必須の取組とする。

（１）みどりトータルサポートチームの体制整備

ア みどりトータルサポートチームの構築

みどり認定農業者等が行う環境負荷低減事業活動に対し、都道府県や市町村等が行う当該活動の拡大・定着に向けた技術指導、販路拡大支援等をワンストップで実施する体制（以下「みどりトータルサポートチーム」という。）を構築する。

なお、具体的な事業内容は別紙 1 のとおりとする。

（ア）みどりトータルサポートチームの構成員

みどりトータルサポートチームの構成員は、法第 16 条第 1 項に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）を作成した都道府県及び市町村に加え、農業協同組合、日本政策金融公庫、税理士、食品・流通事業者、農業支援サービス事業者その他みどり認定農業者等の支援に必要な専門家等とする。

このうち、必須の構成員は、都道府県及び本事業の交付申請時点における、みどり認定農業者が営農する地域を管轄する市町村とし、事業完了時までにみどりトータルサポートチームに参画するものとする。ただし、自然災害等やむを得ない事情により、当該市町村の参画が難しいと地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める場合はこの限りではない。

（イ）みどりトータルサポートチームの設置数

みどりトータルサポートチームは、都道府県域内に複数設置することも

可能とする。

イ 環境負荷低減に資する専門技術を持つ指導者（以下「専門指導員」という。）の育成

みどり認定農業者等に対し、有機農業を含む化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減等の環境負荷低減に資する栽培技術や有機 JAS 制度等についての助言・指導を行う専門指導員を育成する。

育成の対象となる者は（ア）のとおりとする。なお、専門指導員の育成に取り組む場合は、みどり認定農業者等に対し、（２）アの助言・指導等を行うものとする。具体的な事業内容は別紙１のとおりとする。

また、有機農業に関する専門指導員（以下「有機農業指導員」という。）については、本要綱第５第２項の規定に基づき作成する事業実施計画の有機農業指導体制計画（別紙様式第１号別添２－１）に位置付けるものとする。

（ア）専門指導員の育成の対象となる者

- a 普及指導員等の都道府県職員
- b 営農指導員等の農業協同組合職員
- c 市町村職員
- d 民間企業の社員
- e その他事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であると考ええる者

（イ）有機農業指導員は、有機農業における実践的な栽培技術や有機 JAS 制度の取得等について助言・指導を行う者であって、次のいずれかに掲げるものとする。

- a 本事業において、有機栽培のほ場を活用した現場講習等の実践的な栽培技術の講習（管轄する地域内において、普及を進めようとする品目に係る講習を含む。）を受講した者
- b 有機 JAS 制度に関する研修その他事業実施主体が必要とする研修等を受講した者（有機農業推進総合対策事業のうち有機農業推進体制整備交付金等の過年度支援事業による研修を受講した者を含む。）
- c 地方自治体の支援事業等による同種の研修を受講した者又は熟練有機農業者等の実践を通じ同種の知識・経験を有する者

（２）環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

ア 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート

みどりトータルサポートチームが、みどり認定農業者等による環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決に必要な助言・指導を実施する。

具体的には、検討会、展示ほの設置、堆肥等の資材調達に必要な事業者

とのマッチング、販路確保に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング、消費者の理解醸成、J-クレジットの導入・拡大に向けた活動や農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」ラベル（以下「みえるらべる」という。）取得のための伴走支援等の取組を支援する。

また、1（1）イにより育成した専門指導員によるみどり認定農業者等への現地指導、講習会等の取組を支援する。

さらに、これまでに都道府県域内で実施した過年度事業等により得られた環境負荷低減の取組の成果を横展開するため、農業者の環境負荷低減への意識醸成及び取組促進を目的とした会議及び研修会の開催や先進地視察、展示場の設置等を支援する。なお、具体的な事業内容は別紙2のとおりとする。

イ 地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成

法第15条第2項第3号に規定する特定区域の設定や、特定計画の認定に向けた推進活動、法第31条第1項に規定する有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「有機協定」という。）の締結に向けた地域の農業者や地権者の意識醸成や合意形成のためのコーディネート、先進地視察等を支援する。なお、取組の具体的な内容は別紙2のとおりとする。

2 交付対象経費

（1）みどりトータルサポートチームの体制整備

ア みどりトータルサポートチームの構築

みどりトータルサポートチームを構築し、運営する際に要する経費。ただし、有機農業推進総合対策事業において、有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等がみどりトータルサポートチームの構成員となる場合は、当該構成員に要する経費を除く。なお、構成員として参画を妨げるものではない。また、詳細は別添1のとおりとする。

イ 専門指導員の育成

専門指導員の育成に必要な講習会や研修会の受講費等。なお、詳細は別添2のとおりとする。

（2）環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

ア 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート

みどりトータルサポートチームによる助言・指導等に要する経費。なお、詳細は別添3のとおりとする。

イ 地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成

説明会の開催等に要する経費。なお、詳細は別添4のとおりとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) みどりトータルサポートチームの体制整備

事業実施主体は、都道府県とする。

(2) 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

事業実施主体は、以下に掲げる者のいずれかとする。

ア 都道府県

イ 都道府県及び市町村が参画するみどりトータルサポートチーム

ウ 都道府県農業再生協議会等の都道府県又は市町村が参画する協議会等

なお、事業実施主体がイ又はウの場合、事業実施主体は以下に掲げる事項を規約等により定めるものとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 事務処理及び会計処理の方法

(オ) 監査の方法

(カ) その他運営に関して必要な事項

また、事業実施主体がア又はウの場合、事業実施主体はみどりトータルサポートチームを設置するに当たり、以下に掲げる事項を設置要綱等により定めるものとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、構成員及びその役割並びに事務局

(ウ) その他運営に関して必要な事項

2 交付率等

(1) 交付率

定額（機械リース費にあつては、2分の1以内）とし、交付金額の上限の範囲内で支援する。

(2) 交付金額の上限

第1の1（1）及び（2）の事業の合計額は、1都道府県当たり450万円を上限とする。

第3 目標年度及び成果目標

1 本事業の目標年度は、事業実施年度から2年以内とする。事業実施年度とすることも可能とする。

2 本事業の成果目標は、目標年度までの間の定量的な目標とする。第1の1

（1）イ以外においては、基本計画の目標を踏まえた目標を設定し、第1の1

（1）イの専門指導員の育成に取り組む場合は、上記の目標と併せ、その育成数を目標として設定すること。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施体制

みどりトータルサポートチームの体制が、各都道府県管内におけるみどり認定農業者等の環境負荷低減事業活動に係る生産から販売・経営までの課題解決に対応できるものとなっていること。

2 事業の実効性

みどりトータルサポートチームの活動が、各都道府県管内におけるみどり認定農業者のみどり計画及び特定計画の目標達成に資するものとなっており、将来に向けて環境負荷低減事業活動の拡大・定着につながるものとなっていること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要と認められない経費

2 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものと

する。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため委託契約をする場合は、交付対象経費の2分の1以内を上限とし、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。また、本要綱第29第2項第2号の規定により、入札等に参加する者に対して、申立書（別記様式第12号）の提出を求めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した別紙様式第14号の報告書を作成するものとする。また、事業実施主体が都道府県以外の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した別紙様式第14号の報告書を作成するものとする。また、事業実施主体が都道府県以外の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策を記載すること。

第8 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体が自社製品の調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経

費に計上するものとする。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第9 リース方式における留意点

リース方式における留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の式によるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）の式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合におけるリース料助成額は、次の（2）の式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）及び（2）の式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（1）「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

（2）「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）×助成率（1／2以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施上遵守すべき事項

（1）事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。なお、事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア リース事業者に機械・施設を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、原則として一般入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

（2）交付金の支払申請に係る書類

事業実施主体は、（１）のなお書による入札結果及びリース契約に基づき機械・施設を導入する場合は、都道府県知事に対し交付金の支払申請を行う際に、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。事業実施主体が都道府県である場合は、地方農政局長等への支払申請に当たって、同様の書類を添付するものとする。

（３）（１）のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

（４）リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 17 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるようこれを適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。

4 指導等

地方農政局長等は、本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第 10 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則 1 年以内とする。

なお、成果目標を達成するため複数年度にわたって事業を実施する必要がある場合には、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

また、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

別添1（第1の2（1）ア関係 みどりトータルサポートチームの構築）

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンスの借上げ経費	・交付対象経費は、本事業の実施に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷・製本に係る経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

別添2（第1の2（1）イ関係 専門指導員の育成）

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、調査機器、ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業の実施に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷・製本に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物など、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるが、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別添3（第1の2（2）ア関係 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート）

費目	細目	内容	留意事項
賃金		・イベントの開催、展示等の調査結果の取りまとめ等、事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円未満のものに限る。 ・汎用性の高い機械等（パソコン等）の導入に要する経費を除く。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。

	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、調査機器、ライセンス、ほ場等の借上げ経費	・交付対象経費は、本事業に必要な期間に係る経費に限る。 ・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業の実施に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な印刷費の経費	
	資料購入費	・事業実施するために直接必要な図書や参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等記録媒体、検証等に用いる資材・器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	・特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告や啓発を除く。
	原材料費	・事業を実施するために必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	旅費	・事業を実施するために直接必要なみどりトータルサポートチーム等が行う先進地視察等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供、原稿	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別添４（第１の２（２）イ関係 地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成）

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（ＵＳＢメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う先進地視察等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

別紙１（第１の１（１）関係 みどりトータルサポートチームの体制整備）

活動内容	具体的な取組例
みどりトータルサポートチームの構築	・みどりトータルサポートチームの設置（必須） ・具体的な支援メニューや構成員等を決めるための検討会等の開催
みどりトータルサポートチームの運営	・みどり認定農業者等から受け付けた相談に対する助言・指導を一元的に行うための窓口の設置 ・みどりトータルサポートチームの活動の周知 ・支援メニューの改善や構成員の追加に向けた検討会等の開催 ・その他総会の開催などみどりトータルサポートチームの運営に必要な各種取組
専門指導員の育成	有機農業等、環境負荷低減事業活動に関する専門的な助言・指導ができる人材を育成するために行う以下の取組。 ・研修会等の開催又は受講 ・ほ場実地検査その他ほ場等を活用した現場講習の受講又は派遣 ・その他有機農業指導員等の育成に高い効果が期待される取組 ※有機農業におけるほ場実地検査を活用した現場講習は、有機ＪＡＳのほ場実地検査の手法を学習するためのものとする。このほか、有機ＪＡＳ認証取得農業者等から栽培技術の講習を受けることができるものとする。

別紙２（第１の（２）関係 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート）

活動内容	支援メニュー	目的・具体的な事業内容例
①生産面の課題解決サポート	助言・指導活動	相談窓口に依頼があった内容等に応じて以下の取組を実施し、課題を解決する。 ・専門指導員等による生産現場での技術指導、収量や生産コスト等のデータ収集と分析、改善策の提案等 ・事業活動に応じた適切な資機材の提案や資機材調達に必要な事業者との商談機会の提供 ・Ｊークレジットの導入に向けた栽培技術の検討及び指導 ・みえるらべるの取得に向けた、算定シート入力方法の指導 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動

		※専門指導員の育成を行う場合、育成した専門指導員による本支援メニューの実施を必須とする。
	スキルアップ支援活動	みどりトータルサポートチームの活動地域内におけるみどり認定農業者等の生産技術向上を目的とし、以下の取組を実施する。 ・ 検討会、講習会等の開催 ・ 資機材調達に必要な商談会等の開催 ・ 先進的な事業活動を行う者のもとへの現地視察 ・ その他都道府県知事が特に必要と認める活動
②販売・経営面の課題解決サポート	助言・指導活動	相談窓口に依頼のあった内容等について、以下の取組を実施し、課題を解決する。 ・ 税理士、中小企業診断士等による経営診断の実施と経営状況に応じた経営改善方向の指導 ・ 販路の拡大に向け、小売事業者・流通事業者・加工事業者との商談機会の提供 ・ J ークレジットの申請に向けたプロジェクト計画書及びモニタリング報告書の作成方法の指導並びにプログラム型運営・管理者等とのマッチング ・ みえるらべるを活用した効果的な販売方法の指導やみえるらべる農産物等取扱事業者とのマッチング ・ その他都道府県知事が特に必要と認める活動
	スキルアップ支援活動	みどりトータルサポートチームの活動地域内におけるみどり認定農業者等の経営能力の向上を目的とし、以下の取組を実施する。 ・ 税理士、中小企業診断士等による更なる経営改善に向けた講習会等の開催 ・ 販路の拡大に向けた、小売事業者・流通事業者・加工事業者との商談会等の開催 ・ その他都道府県知事が特に必要と認める活動
	消費者の理解醸成	環境に配慮した生産方式への消費者の理解醸成やみどり認定農業者等が生産した農産物の消費拡大に必要な以下の取組を実施する。 ・ 消費者向けイベントやセミナーの開催 ・ 農産物直売所や小売店での PR 販売や消費者の意識調査 ・ その他都道府県知事が特に必要と認める活動
③みどり認定の拡大・定着	助言・指導活動	・ みどり計画の作成に当たり、適切な成果目標の検討や記載方法の指導

		・みどり投資促進税制や改良資金の特例等、みどり認定農業者が活用できる支援策の周知や周知資料の作成、申請方法・書類記載方法の指導等 ・みどり認定農業者のみどり計画の進捗状況確認や計画達成に向けた助言・指導 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
④都道府県域内への横展開	モデル的取組の都道府県域への横展開	・過年度事業等によるモデル的取組の横展開を図ること で、みどりの食料システム戦略や基本計画の達成に向けた以下の取組を実施する。 ・グリーンな栽培体系や有機農業等のモデルを都道府県に展開するため実施する、生産者の意識醸成や取組促進を目的とした検討会や研修会、先進地視察、実証した技術を都道府県域に横展開させるために必要な展示ほの設置等 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
⑤地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成	特定計画の作成・認定に向けた支援活動	特定区域の設定や、特定計画の作成・認定に向けた以下の取組を実施する。 ・制度周知や合意形成等に必要な地域の農業者や地権者への説明会等の開催 ・意識醸成に必要な先進地の視察 ・特定計画の作成に当たり、適切な成果目標の検討や記載方法の指導 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
	有機協定の締結に向けた支援活動	有機協定の締結に向けた以下の取組を実施する。 ・制度周知や合意形成等に必要な地域の農業者や地権者への説明会等の開催 ・意識醸成に必要な先進地の視察 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動

別記 2

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫して推進する拠点となる地区を創出するために必要な、地域の有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定めた計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組や、輸出などを視野に有機農業を飛躍的に拡大する取組、都道府県主導の下、有機農業を指導できる環境の整備に向けた取組への支援を行う。

（1）有機農業実施計画の策定

ア 有機農業実施計画の記載事項

有機農業実施計画は、次の（ア）から（カ）までを必須項目とし、必要に応じて（キ）及び（ク）の項目を記載するものとする。有機農業実施計画の期間は原則 5 年間とし、5 年未満又は 5 年を超える期間の有機農業実施計画を定める場合には、あらかじめ都道府県と協議するものとする。

有機農業実施計画は、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌年度の 4 月末までに都道府県知事に提出するものとする。

（ア）有機農業の推進に当たり中心となる市町村

（イ）当該市町村における有機農業の現状と 5 年後に目指す目標

（ウ）有機農業の生産目標の達成に向けた具体の取組内容

（エ）有機農業で生産された農産物（以下「有機農産物等」という。）の加工、流通、消費等の目標の達成に向けた具体の取組内容

（オ）取組の推進体制、関係者の役割、年度計画

（カ）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく有機農業に関する特定区域の設定、特定環境負荷低減活動実施計画の認定又は栽培管理協定の締結（以下「特定区域の設定等」という。）に向けた取組

（キ）（ウ）及び（エ）の実施に伴う本事業以外の関連事業の概要（関連事業の内容、活用を想定する事業、実施予定年度等）

（ク）その他（達成状況の評価、取組の周知等）

イ 有機農業実施計画の策定に向けた取組

有機農業実施計画がより有機農業の推進に資するものとなるよう、以下の（ア）及び（イ）の取組を行うものとし、必要に応じて（ウ）の取組を行うことができる。なお、当該年度内であれば、有機農業実施計画の策定後であっても有機農業の推進のための取組を継続できるものとする。

（ア）検討会の開催

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向け、農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等を参集した検討会を開催する。開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。

また、検討会の開催に当たって必要があれば、地域の状況に関する調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(イ) 試行的な取組の実施

生産、加工、流通及び消費の各段階において、有機農業実施計画に掲げる取組の実現性又は課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うものとする。取組の具体例は、別紙1に定めるとおりとする。

なお、事業実施主体は、これらの取組の実施に当たって、農業者や事業対象地区内外の事業者、消費者と連携した取組となるよう留意すること。

(ウ) 消費地との連携に向けた試行的な取組の実施

有機農業実施計画の策定に向けて、有機農産物等への需要を有する域外の自治体（以下「消費地自治体」という。）との連携を検討する場合に、有機農産物等の安定的な需給体制の確立に向けた課題を検証するための試験的な取組や、当該計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため、当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うことができる。

ウ 有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施

有機農業実施計画を定めた市町村（事業実施主体である協議会に参加している消費地自治体を含む。）は、別途農林水産省ホームページで公開している様式に必要事項を記入し、事業実施主体、当該市町村等のホームページ等での公表を行うとともに、有機農業実施計画を策定したことの周知や各種イベントを活用した情報発信などを通じてオーガニックビレッジ宣言を行うものとする。

また、農林水産省は、有機農業実施計画の認知度の向上を図るため、農林水産省ホームページへの掲載や各種イベントでの周知等を行う。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

(1) の有機農業実施計画を策定した事業実施主体は、当該計画の実現に向け、以下のア及びイの取組を行うものとし、必要に応じてウからオまでの取組を行うことができる。

ア 検討会の開催

有機農業実施計画の実現及び特定区域の設定等に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催する。検

討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。

イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

円滑な有機農業の推進を図るため、事業対象地区において、（１）アにおいて定めた有機農業実施計画に基づく有機農業の生産関連の取組を行うとともに、当該地区の有機農産物等に係る加工・流通や消費に関連する取組を実施する。

ウ 消費地との連携の取組の実践

有機農産物等の安定的な需給体制の確立に向けて、有機農業実施計画に基づく消費地自治体と連携した有機農産物等の消費関連の取組を実施することができる。

エ 課題解決に向けた調査等

イ又はウにおける取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、有機農業実施計画を実践する上で、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

オ 有機農業実施計画の変更

有機農業実施計画の変更が必要となった場合、都道府県との協議の上、変更するものとする。

（３）飛躍的な拡大産地の創出

事業実施主体は（２）の取組を開始した翌年度以降、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向け、以下の取組を行うことができる。なお、本取組の開始年度には必ずアの取組を実施すること。

ア 新たな有機農業実施計画の策定

（１）で策定した有機農業実施計画の目標数値、取組等の更新を行うものとし、目標数値は本取組開始年度の５年後の目標を設定するものとする。また、策定に当たっては、域外の行政区若しくは域外の販路を持つ事業者との連携又は輸出のいずれかの取組を記載するほか、有機農産物等の生産から加工、流通、消費等における必要な取組を記載するものとする。

なお、策定した有機農業実施計画については、都道府県に対して事前に協議の上、本取組開始年度の３月末までに提出するものとし、事業実施主体、当該市町村等のホームページ等で公表するものとする。

イ 検討会の開催

新たな有機農業実施計画の策定や実現、特定区域の設定等に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催できるものとする。

ウ 新たな有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

アにおいて更新した又は更新する予定の有機農業実施計画に基づき、有機農業の生産や、生産された有機農産物等に係る加工・流通、その他消費

関連の取組を実施できるものとする。

エ 課題解決に向けた調査等

ウにおける取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

オ 有機農業実施計画の変更

有機農業実施計画の変更が必要となった場合、都道府県との協議により有機農業実施計画を変更するものとする。

(4) 有機農業の拡大加速化の推進

有機農業を広く都道府県域で指導できる環境の整備に向けて、以下のア及びウからオまでの取組は必須とし、以下の取組を行うものとする。

ア 検討会の開催

有機農業を広く都道府県域で指導できる環境の整備に向けて、事業実施区域内の先進的に有機農業に取り組んでいる市町村や農業協同組合、有機農業者、民間指導団体等の関係者を参集した検討会を開催するものとする。開催回数、形式等は必要に応じて設定することができる。

イ 有機農業の経営・技術に関する調査、分析又は実証

事業実施区域内の代表的な1つ以上の有機農業の栽培体系について、次の(ア)から(ウ)までの取組を実施することができる。

(ア) 有機農業の経営指標の作成に向けた調査・分析

(イ) 有機農業の栽培技術の調査・分析

(ウ) 有機農業の栽培技術の実証

ウ 有機農業の経営・技術指導マニュアルの作成

事業実施区域内の代表的な1つ以上の有機農業の栽培体系について、有機農業の経営・技術指導マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成する。マニュアルには、次の(ア)及び(イ)に関する情報を必ず記載する。

(ア) 経営指標(粗収益、生産費、労働時間 等)

(イ) 栽培技術(雑草対策、病虫害防除、土づくり 等)

エ マニュアルの活用計画の作成

マニュアルについて、広域的な指導活動における活用計画を作成する。計画には次の(ア)から(エ)までを必ず記載するものとする。

(ア) 指導活動の対象となる地域

(イ) 対象地域における有機農業の栽培技術の指導の現状

(ウ) 対象地域における有機農業の栽培技術の指導の目標と目標達成に必要な取組

(エ) 取組の推進体制、役割及び年度計画

オ 情報発信

マニュアル及びその活用計画は、その作成後、事業実施主体等のホームページ

ージにおいて速やかに公表するものとする。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができる。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出
別添 1 に定める経費
- (2) 有機農業の拡大加速化の推進
別添 2 に定める経費

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

- (1) 本事業の事業実施主体は、第1の1(1)から(3)までについては市町村又は市町村が参画する協議会とし、第1の1(4)については都道府県又は都道府県が参画する協議会とする。

なお、第1の1(1)から(3)までにおいて、複数の市町村が参画する協議会が事業を実施する場合、有機農業実施計画の策定を行う市町村を特定すること。

- (2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約等を定める。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付率等

- (1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

本事業の交付率は、定額（機械リースに係る経費にあつては2分の1以内）とする。交付金の上限額は、第1の1(1)については、有機農業実施計画を策定する市町村1か所当たり1,000万円、第1の1(2)については、年間800万円、第1の1(3)については、年間1,000万円とする。

また、第1の1(1)又は(2)について、それぞれ第1の1(1)イ(ウ)又は第1の1(2)ウに定める消費地との連携の取組を実施する場合は、交付金の上限額は、本項前段において定める上限額にそれぞれ200万円を加えた金額とする。

- (2) 有機農業の拡大加速化の推進

本事業の交付率は定額とし、交付金の上限額は、年間 2,000 万円とする。

3 実施要件

本事業の実施要件は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 の 1 (1) に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く。）。
- (2) 第 1 の 1 (2) 又は第 1 の 1 (3) に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く。）。
- (3) 第 1 の 1 (2) に取り組む場合は、第 1 の 1 (1) の有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
- (4) 第 1 の 1 (1) イ（ウ）又は第 1 の 1 (2) ウに取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。
- (5) 第 1 の 1 (4) に取り組む場合は、取組内容に応じて、事業実施区域内で先進的に有機農業に取り組んでいる市町村、農業協同組合、有機農業者、民間指導団体等が関与する体制とすること。
- (6) 農業機械又は食品加工機械をリースして導入する場合の基準は、次のとおりとする。

ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）、食品製造事業者又は食品流通事業者とする。

イ 設備・機械の範囲

設備・機械の範囲は、有機農業の生産の拡大、有機農産物等の加工、流通の効率化、有機農産物等の販売に必要なものとする。

なお、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ウ 機械の利用条件

本事業で使用する設備・機械については、有機農産物等の生産量、出荷量、有機加工食品の製造・加工量、流通量等に応じた適正な処理能力とすることとし、アに定める機械の利用者が使用するもの又は当該地区の有機農業者が受益するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の 2 者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）本交付金事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものである

こと。

(イ) リース事業者が納入する機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

(ウ) リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

(エ) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

(オ) スマート農機、ドローン、農業ロボット又は環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(7) リース料の助成額

リース料の助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

ア 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率

イ 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）×助成率

第 3 成果目標

1 目標年度

(1) 有機農業実施計画の策定

第 1 の 1 (1) の取組に関する目標年度は、事業終了年度の翌年度とする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第 1 の 1 (2) の取組に関する目標年度は、有機農業実施計画の取組終期の年度とする。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第 1 の 1 (3) の取組に関する目標年度は、事業開始年度の 5 年後とする。

(4) 有機農業の拡大加速化の推進

第1の1（4）の取組に関する目標年度は、事業終了年度の翌年度とする。

2 成果目標

（1）有機農業実施計画の策定

第1の1（1）の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画の策定とする。

（2）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1の1（2）の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画に設定した目標とする。

また、有機農業実施計画の目標設定に当たっては、有機農業の取組面積の拡大、有機農産物等の販売量の拡大又は有機農業者の増加のうちいずれか1つ以上の数値目標（以下「数値目標」という。）を設定する。なお、都道府県知事が認める場合においては、この限りではない。

（3）飛躍的な拡大産地の創出

第1の1（3）の取組に関する成果目標は、新たな有機農業実施計画に設定する数値目標とし、目標設定に当たっては、事業の対象品目において、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1ポイント以上増加又は面積を30ha以上増加させる目標を設定する。

（4）有機農業の拡大加速化の推進

第1の1（4）の取組に関しては、マニュアル及びその活用計画の作成を成果目標とする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 本交付金事業において提出される別紙様式第2号に基づき作成された事業実施計画（以下「本事業実施計画」という。）が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。
- 2 事業で実施する各種の取組について、ホームページや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。
- 3 第1の1（1）から（3）までについて、事業実施主体となる市町村及び協議会に参画する市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること又は加盟する予定があること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、第1の2に定める交付対

象経費とはならない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第 2 事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するために委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第 6 事業実施状況の報告

- 1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出
 - (1) 本要綱第 30 第 1 項の規定により行う事業実施状況の報告について、本事業においては、事業実施主体は、第 1 の 1 （１）の事業終了年度の翌年度から成果目標の目標年度までの取組について、毎年度、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら点検

を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第 14 号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、目標年度が事業実施年度の場合、当該報告をもって、第 7 の 1 の事業成果の評価に代えることができるものとする。

ア 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から (1) に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、本事業実施計画に定められた成果目標の達成に向けて指導することができる。

(3) 都道府県知事は、第 1 の 1 (1) アの規定により提出のあった有機農業実施計画及び前号の規定により報告があった事業実施状況報告書について、提出又は報告があった年度の 9 月末までに、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

(4) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

2 有機農業の拡大加速化の推進

(1) 本要綱第 30 第 1 項の規定により、事業実施主体（都道府県が自ら事業実施主体となっている場合を除く。）は、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、前年度事業の実施計画に定められた取組を実施した結果について、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載した別紙様式第 14 号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、前号の規定に準じて別紙様式第 14 号の報告書を作成し、前号の規定により報告があった報告書とともに、当該報告があった年度の 9 月末までに、1 (3) の報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

第 7 事業成果の評価

1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

(1) 事業実施主体は、成果目標の目標年度の翌年度において、有機農業実施計

画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第 14 号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、当該報告は第 6 の 1 による当該年度の事業実施状況の報告を兼ねることができるものとする。

ア 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から前号に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に対して、指導をすることができるものとする。

(3) 都道府県知事は、都道府県が自ら実施し点検・評価した事業評価報告書と併せて、(1)の規定により管内の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書を報告があった年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

2 有機農業の拡大加速化の推進

(1) 事業実施主体（都道府県が自ら事業実施主体となっている場合を除く。）は、目標年度の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度における目標の達成状況について、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載した別紙様式第 14 号の報告書を作成し、本事業により作成したマニュアル及びマニュアルの活用計画を添付して都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、前号の規定に準じて別紙様式第 14 号の報告書を作成し、本事業により作成したマニュアル及びマニュアルの活用計画を添付して前号の規定により報告があった報告書とともに、当該報告があった年度の 9 月末までに、1 の (3) の報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

第 8 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）製造原価をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第9 その他

1 本事業実施計画の期間

本事業実施計画の期間について、第1の1（1）は、原則1年以内とする。

なお、第1の1（1）においては、有機農業実施計画の策定に複数年度を要するなど、特に都道府県知事が認める場合にあっては、事業実施計画の期間を2年間とすることができるものとし、その場合は、策定した有機農業実施計画について、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌々年度の4月末までに提出するものとする。

ただし、この場合の2年目の予算については、改めて交付申請を行うものとする。

第1の1（2）は、1年以内、第1の1（3）及び（4）は、2年以内とする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 過年度事業からの継続

改正附則（令和7年3月31日6環バ第311号）第3項及び第5項の規定に基づき第1の1（2）又は第1の1（3）の取組を実施する場合において、事業実施計画の期間は、過年度において当該有機農業実施計画に基づいて事業を実施している場合はその実施期間と合計して、第1の1（2）は2年以内、第1の1（3）は3年以内とし、これらの取組の実施に係る交付金の上限額は、第1の1（2）については当該有機農業実施計画の策定に取り組んだ年度の翌年度1年目の取組を年間800万円、翌々年度2年目の取組を年間600万円、第1の1（3）については年間1,000万円とする。また、第1の1（2）ウに定める消費地との連携の取組を実施する場合は、交付金の上限額は、本項前段において定める上限額に200万円を加えた金額とする。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許

権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

(別添 1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		- 事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	- 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	- 切手は、物品受払簿で管理すること。 - 電話等の通信費については、基

			本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食での利用等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るもの又は既に取り組んでいる技術に係るものを除く。)	・資材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費(USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等)	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	・特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	認証取得推進費	・有機JAS認証の取得支援(認証検査)等に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅	・事業を実施するために直接必要	・実費以外で支給する場合、旅

	費	な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	- 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、これを認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	- 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 - 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料	保険は掛け捨てのものに限る。

(別添2) 有機農業の拡大加速化の推進の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。

	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの又は既に取り組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要	・謝金の単価の設定根拠となる

		な資料整理、補助、専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、これを認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できる。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるが、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	・事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料	・保険は掛け捨てのものに限る。

別紙 1 試行的な取組の具体例

	具体的な取組
1 生産関連の取組	ア 新たな栽培技術の実証、成果の普及 事業実施区域で栽培経験のない品目等の導入に向けたほ場の借り上げや先進的農家の指導の下で行う研修の実施、栽培技術講習の計画作成、生産コスト等の分析等を実施 イ 事業実施区域の未利用有機資材の供給体制整備 事業実施区域内の生産者が低廉かつ安定的に資材を活用できるよう、地域の未利用有機質資材の賦存量の調査や収集方法の検討、堆肥化施設の概略の設計、少量の堆肥の製作、栽培試験及び収量調査を実施 ウ 有機ほ場団地化 有機農業の団地化に向けた計画策定や地権者への説明会の実施、団地化するほ場の刈払い・抜根・簡易排水改良、有機 JAS 認証取得に向けた実地検査等を実施 エ 新規有機農業者の育成や技術講習会の開催 事業実施区域で持続的に有機農業を実施するため、借上げほ場における有機農業指導員や先進的農家等を招へいた新規参入者向け研修会の開催や新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土作りや有機 JAS 認証制度を含む表示制度の技術講習会等を開催 オ 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入 事業実施区域や類似する地域の取組結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションを導入 カ 生産・出荷効率化の講習会開催・ソフトウェア導入 事業実施区域の栽培品目、生産量、作付け時期等の調整、出荷の調整・管理を効率化する講習会等の開催並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入 キ 共同出荷体制の整備 流通コストの低減を図るため、地域の有機農業者に対す

	る出荷量・出荷先の調査、集荷場の確保、地域内集荷便の試行と効果の検証、洗浄・梱包等に係る機械のリース、共同出荷ブランドの検討等を実施 ク その他地域で必要と考える取組
2 加工・流通関連の取組	ア 地場での加工品の製造 地域で生産された有機農産物等を活用し、加工業者との連携による消費者等の多様な需要に即した新商品やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析、開発された新商品の評価等を実施 イ レストラン、旅館等での活用 有機農産物等の消費を促進するため、実需者への意向把握調査、生産者とのマッチングや有機農産物等の規格調整、地域における実需者の有機農産物等を使用したメニューの開発の支援を実施 ウ 流通の効率化・コスト低減の取組 消費者が安価な価格で有機農産物等を入手できるよう、域内流通や消費地への合理的な流通等の検討、農業者や事業者との調整等を実施 エ 販路拡大へ向けた商談や意見交換会の実施 加工・流通業者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、事業実施区域に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等を実施 オ 地域の加工・流通業者への表示制度の講習会 地域の加工業者や流通業者等の関係者への有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に係る研修会を実施 カ その他地域で必要と考える取組
3 消費関連の取組	ア 学校給食における有機農産物等の活用の促進 事業実施区域内の有機農産物等の安定的な販路確保のため、集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整、学校給食での有機農産物等の活用に向けた献立の開発、試食会の実施、子供や学校関係者を対象とした食育授業等を実施

	イ 有機農業をテーマにしたマルシェの開催 地域や消費地の消費者が有機農産物等を入手しやすいよう、マルシェの開催や開催に向けた調整を実施 ウ 消費者との交流会の開催 環境への負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴に関する知識の普及啓発を行うため、シンポジウムやワークショップの開催や、商店街、アンテナショップ等における有機農業をテーマにした各種イベントの開催等を実施 エ 直売所における有機農産物等のコーナーの設置 地域で生産された有機農産物等及び有機農産物等の加工品を消費者に直接販売し、地域活性化を図るとともに消費者が有機農産物等を入手しやすくなるよう、農産物直売所等における有機農産物等のブースの設置や専門調査員の派遣を実施 オ 地域を紹介する資料作成、ホームページや通販サイトの構築 遠隔地の消費者に対して本事業の取組を紹介し、有機農産物等及び有機農産物等の加工品の購入を促すため、地域の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む）の作成やホームページや通販サイトの構築による効果の検証を実施 カ 企業・環境活動団体との連携等 環境保全に関心のある企業や団体との連携、生き物調査等の実施による環境への効果の把握や情報発信等を実施 キ その他地域で必要と考える取組
--	--

別記 3

有機転換推進事業

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、有機農業の取組面積の拡大に向けて、慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援する。

2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

(2) 国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号。以下「有機農産物規格」という。）に定められた取組水準の有機農業

(3) 慣行農業

化学的に合成された肥料若しくは農薬又はその両方を用いて行う農業

3 対象事業

(1) 転換支援事業

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費を支援する。

(2) 転換支援円滑化事業

以下のアからウまでの事務に係る経費を支援する。

ア 交付金の交付事務

イ 本事業の実績報告の確認及び指導

ウ 本事業の実施状況の確認及び指導

4 交付対象経費

3（2）の交付対象経費は別紙のとおりとする。

第 2 事業実施主体等

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる組織のいずれかとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 都道府県若しくは市町村又はその両方を構成員とし、以下の事項に係る規約等を定めている協議会

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の継承者

オ 事務処理及び会計処理の方法及び責任者

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付申請者

第1の3(1)の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」という。）は、以下の全ての事項を満たす者とする。

(1) 慣行農業から国際水準の有機農業に転換しようとする農業者、又は国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする新規就農者であること。

(2) 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。

(3) 本事業の対象農地における有機農産物等の生産が販売を目的としていること。

(4) 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。

(5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくは法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けていること又は成果目標年度までにこれらの認定を受ける予定であること。

3 実施要件

(1) 交付申請者は、取組を行う農地において実施する有機農業の有機栽培管理シート（別紙様式第25号－2）及び有機転換チェックシート（別紙様式第25号－3）を作成し、事業実施主体が指定する日までに交付申請書（別紙様式第25号－1）とともに、事業実施主体に提出すること。

(2) 出荷・販売の実績報告等

ア 交付申請者は、本事業の対象農地で生産した農産物について、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して事業実施主体に提出すること。

イ 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「自家加工販売（直売所等での販売）計画書」（別紙様式第26号）を作成して提出すること。

(3) 第1の3(2)イ及びウの確認及び指導に際し、円滑な実施がなされるよう協力すること。

- (4) 国及び都道府県は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、(1)及び(2)の書類の提出を求めることができるものとする。

4 交付単価等

- (1) 第1の3(1)の交付単価は2万円/10a以内とする。

ただし、交付申請者の申請に当たっての下限面積は10aとする。

- (2) 第1の3(2)の交付金の上限額は、事業実施主体に対し、交付申請者から要望のあった額の1割以内とする。

- (3) 全国の要望額の総額が国の交付上限額を上回る場合、国は予算の範囲内で、事業実施主体に対する交付金の交付額の調整を行うものとし、事業実施主体は交付額の範囲内で交付申請者に交付すること。

5 対象農地の考え方

交付金の算定の対象となる農地は以下のとおりとする。

- (1) 原則として、事業実施主体の管内において、交付を受けようとする農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地とし、販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む。
- (2) 交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はぎ場等の作物の作付けが不可能な農地の面積は含まない。
- (3) 作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。
- (4) 一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作期分の面積を対象とする。
- (5) 交付申請の前作において有機農業の取組が行われているほ場は含まないものとする。
- (6) 肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。
- (7) 水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法による面積及び永年性飼料作物を植え付けている面積については、これを含まない。

第3 成果目標

事業実施年度の翌々年度において事業の対象となる有機農業者の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。

第4 事業の委託

事業実施主体は、第1の3(2)に定める事業に係る事務の一部を、当該実施主体以外の者に委託することができるものとする。

ただし、第6の1に関する業務を委託する場合、次の要件を満たす組織であること。

- (1) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

- (2) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

第5 実施状況の報告

- 1 交付申請者は、交付金の交付を受けようとする年度の1月末日までに以下に定めるところにより、事業実施主体に対して実施状況の報告を行うものとする。
 - (1) 別紙様式第25号ー1に準じて、第2に定める要件に即して実施したことを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が交付金の交付を受けようとする年度の1月末日以降に行われる品目を生産するなどの場合にあっては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付して、報告することとし、取組終了後に生産記録等の書類を提出すること。
 - (2) 有機農産物規格表A.1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格表B.1の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、その使用した資材について、有機農産物規格表A.1又は有機農産物規格表B.1に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを添付すること。
- 2 都道府県以外の事業実施主体は、1の(1)の報告結果を踏まえ、実施面積について取りまとめ、別紙様式第3号により交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の2月15日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の結果を取りまとめ、別紙様式第3号に準じて、2月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- 4 前項の規定により報告を受けた地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて都道府県知事を指導できる。

第6 実施状況の確認

- 1 事業実施主体は、第5の1に基づき交付申請者から報告のあった実施状況について確認を行うものとする。なお、必要に応じて、ほ場の巡回等を実施するものとする。
- 2 事業実施主体は、交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、交付申請者に前項の規定による確認結果を通知するものとする。

第7 事業成果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙様式第14号により事業の自己評価を行い、目標年度の翌年度の8月末までに別紙様式第14号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、都道府県知事が自ら事業実施主体となっている場合を除く。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、管内の状況について取りまとめるとともに、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、目標年度の翌年度において、別紙様式第 14 号により事業の自己評価を行うものとし、前項の規定により報告があった事業評価報告書とともに、当該年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その評価を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導することができるものとする。

第 8 交付金の返還

1 交付金の返還

事業実施主体は、交付金の交付を受けた交付申請者が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された取組面積分の経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の交付申請者の責めに帰さない事情による場合には、その対象としないことができる。

2 返還の手続

- (1) 事業実施主体は、交付申請者が交付金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示のもと、当該交付申請者に速やかに通知し、返還を求めるものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあつては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 前項の規定により、交付金の返還があった場合は、事業実施主体は交付金のうち当該返還額を地方農政局長等に返還するものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体である場合にあつては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に返還するものとする。

- (3) 事業実施主体は前項の規定により返還を求める場合には、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割

合で計算した加算金を請求するものとする。

- (4) 前項の規定により返還を求められた金額を支払わない交付申請者があるときは、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。

(別紙)

推進事務にかかる交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費	
賃金等		・事業を実施するために必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うこと。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。

		S Bメモリ等の記録媒体等)	
	燃料費	・ ほ場の確認等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	調査等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、ほ場の確認等を含めた各種調査、打合せ等の実施に必要な経費	
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できる。
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な振込手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記4

グリーンな栽培体系加速化事業

第1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大又は農業における温室効果ガスの削減に資する技術（以下「環境にやさしい栽培技術」という。）及び先端技術等を活用した省力化に資する技術（以下「省力化に資する技術」という。）を取り入れた新たな栽培体系（以下「グリーンな栽培体系」という。）への転換に向けた産地の取組を支援する。

なお、本事業における用語の定義は、別添1のとおりとする。

(1) グリーンな栽培体系の検討

ア 検討会の開催

グリーンな栽培体系について、産地が目指す方針や、新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術並びに次のイからオまでの取組に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。なお、必要に応じて、産地内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施できるものとする。

イ グリーンな栽培体系の検証

グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の効果や産地への適合性の検証及びコストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証、専門家等を招いての技術研修等を行うものとする。

ただし、事業実施期間が複数年かつ2年目以降の事業実施計画において、前年度までの取組により検証した省力化に資する技術が普及段階に移行し、かつ、環境にやさしい栽培技術について引き続き検証が必要な場合は、当該年度の検証内容を環境にやさしい栽培技術のみとすることができる。この場合、事業実施計画に、省力化に資する技術の検証結果を記載するとともに、当該技術の普及に向けて取り組むこととする。

ウ グリーンな栽培マニュアルの作成

別添1の5で定めるグリーンな栽培マニュアルを本事業の目標年度までに作成するものとする。

エ 産地戦略の策定

別添1の6で定める産地戦略を本事業の目標年度に策定するものとする。

オ 情報発信

グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策定後、事業実施主体又は事業実施主体の属する都道府県、市町村若しくは農業協同組合等のホームページにおいて速やかに公表するものとする。なお、公表に際しては、知的財産保

護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものとする。

このほか、検討したグリーンな栽培体系の産地内への普及や横展開に向け、広く情報発信に努めるものとする。

(2) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等

(1) イの検証に必要な別添3に定めるスマート農業機械等（以下「機械等」という。）の導入又はリース導入（以下「導入等」という。）をすることができるものとする。

(3) 消費者理解の醸成

(1) で検討する栽培体系により生産する農産物について、消費者の理解を醸成するため、セミナーの開催や産地での農業体験の実施、消費者に向けた産地の取組の情報発信等に取り組むことができるものとする。

ただし、取組内容が次のア及びイを満たすものとする。

ア 産地で生産される農産物の将来的な消費拡大に資するものであること。

イ グリーンな栽培体系への転換による環境負荷低減の効果が具体的に消費者に伝わるものであること。

2 交付対象経費

(1) 交付対象経費は、1 (1)、(2) 及び (3) の取組に必要な経費のうち別添4に定める経費とする。ただし、1 (1) イの取組に係る経費のうち農業機械・施設の借上費及び資機材費は新たに取り入れる技術の検証に係る経費に、1 (2) の取組に係る経費は機械等の導入等に要する資機材費、運搬費、役務費及び雑役務費にそれぞれ限るものとする。

(2) 交付対象経費のうち、1 (2) の取組に係る経費については、事業実施計画においてグリーンな栽培体系の検証を中心的に行う農業者等として位置付けられた者（以下「検証主体」という。）が取組を行う場合も交付対象とする。

第2 事業実施主体及び交付率等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次のアからエまでとする。

ア 協議会

イ 都道府県

ウ 市町村

エ 農業協同組合

(2) (1) アからエまでのいずれの者が事業実施主体となる場合においても、産地の農業者の参加を必須とするとともに、(1) アの場合は、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を構成員に、(1) ウの場合は、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を参加者にそれぞれするものとする。なお、都道府県（普及組織）を構成員又は参加者にしな

い場合には、必要に応じて同組織の助言を受けるものとする。

また、事業の実施に当たっては、検証内容等に応じて、農業者、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農業機械メーカー、農業協同組合（営農指導事業担当）、市町村、都道府県等が関与する体制とする。

- (3) (1) のアが事業実施主体となる場合は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めることとする。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ その他運営に関して必要な事項

2 交付率等

(1) 交付金額の上限

交付金額の上限は以下のとおりとする。ただし、輪作体系において複数の品目のグリーンな栽培体系を一体的に検証する場合は、品目ごとに以下に定める上限を適用し、合計した金額を上限とする。

ア グリーンな栽培体系の検討及び消費者理解の醸成

第1の1(1)及び(3)に係る交付金額の上限は、合わせて以下のとおりとする。ただし、第1の1(3)に係る交付金額の上限は30万円とする。

(ア) 次の(イ)又は(ウ)の場合を除き、上限は300万円とする。

(イ) 別添1の2(3)の環境にやさしい栽培技術を検討する場合、上限は360万円とする。

(ウ) 別添1の2(1)、(2)並びに(4)ア、イ、ウ、エ、オ及びカの8分類の環境にやさしい栽培技術の中から、異なる複数の栽培技術を検討する場合、上限は360万円とする。

(エ) 事業に参加する農業者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）に基づき、同法第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に認定を受けることが確実である場合において、第1の1(1)イで生産方式革新実施計画の達成に資する検証を併せて行うときは、(ア)から(ウ)までに規定する上限にそれぞれ100万円を加えた金額とする。

(オ) 品目の特性等によって、グリーンな栽培体系の検証が複数年度にわたる場合は、当該検証と一体的に行う栽培1周期当たりの取組（検討会の開催、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信及び消費者理解の醸成を含む。）について、(ア)から(エ)までに規定する上限を適用するこ

ととする。

イ グリーンな栽培体系への転換に向けた機械等の導入等

第1の1（2）に係る交付金額の上限は1,000万円とする。

（2）交付率

本事業の交付率は定額（ただし、第1の1（2）に係る経費は2分の1以内）とし、交付上限の範囲内で支援する。

3 機械等の導入等に係る留意事項

第1の1（2）により機械等の導入等をする場合は、以下のとおりとする。

（1）共通

ア 本体価格が50万円以上であること（センサ類、モニタリング装置等を複数台導入等し、一体的に使用する場合等は1つの機械等とみなす。）。

イ 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができる。

ウ 導入等をする機械等の範囲は、本事業による環境にやさしい栽培技術又は省力化に資する技術の検証に必要なものであること。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

エ 導入等をする機械等は、検証面積から普及目標面積までの範囲からみて適正な能力・規模であること。

オ 機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図ること。

カ 本事業以外に国から直接又は間接に補助を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械等であること。

キ 本事業により導入等をする機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

ク 本事業により導入等をした機械等については、本事業名等を表示すること。

ケ 収量コンバイン、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等の導入等をする場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象としているデータ等を取得するときは、機械等の導入等をする事業実施主体又は検証主体（以下「事業実施主体等」という。）は、当該データの保管につい

て、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

コ 本事業により導入等をするトラクター、コンバイン又は田植機は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は令和 7 年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

サ 導入等をする機械等の検証及び普及に取り組むに当たって、都道府県の普及組織等がサポートし、産地全体の技術力向上を図る体制を組むこと。

（２）機械等を導入する場合

ア 機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。

イ 事業実施主体等は、本要綱第 27 第 3 項に定める財産管理台帳を作成し、事業実施主体等が検証主体の場合においては、その写しを事業実施主体（事業実施主体が都道府県の場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、検証主体から提出のあった財産管理台帳の写し（事業実施主体が都道府県の場合のものを除く。）及び自らが作成した財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局局長をいう。以下同じ。））に対して提出するものとする。都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）は、事業実施主体及び検証主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 導入する機械等を事業実施主体等以外の者に貸し付ける場合については、次によるものとする。

（ア）貸付の方法、貸付の対象となる者等については、事業実施主体等が都道府県である場合においては都道府県知事及び地方農政局長等が、その他の場合においては事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は検証主体）及び都道府県知事がそれぞれ協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

なお、貸付の対象となる者は、本事業による検証を実施する農業者及び当該機械等によりグリーンな栽培体系に取り組む農業者に限る。

（イ）事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体等負担（事業費－交付金）／当該機械等の耐用年数＋年間管理費

（ウ）賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体等は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にあ

る者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(3) 機械等をリース導入する場合

ア リース期間は、法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する交付額（以下「リース料助成額」という。）については、次の（ア）及び（イ）の計算式によって算出される値（ただし、千の位未満を切り捨てる。）のいずれか小さい方とする。

なお、リース期間は、事業実施主体等がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

（ア）リース料助成額＝リース物件購入価格（税抜き）

×（リース期間÷法定耐用年数）

×交付率（1／2 以内）

（イ）リース料助成額＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格（税抜き））

×交付率（1／2 以内）

ウ 事業実施計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則 3 者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

エ ウの選定結果及びリース契約に基づき機械等をリース導入し、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）に対し交付金の支払申請をする際は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

オ 事業実施主体等は、リース料に対する交付金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

(4) 導入等をした機械等の管理運営

ア 本事業により導入等をした機械等のうち、1 件当たりの取得金額が 50 万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる注意義務をもって当該機械等を管理することとする。

また、事業実施主体等は、本事業により導入等をした機械等を常に良好な状態で管理し、その導入等の目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が検証主体である場合は検証主体）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が検

証主体である場合は検証主体)を十分に指導監督するものとする。

第3 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、検証に複数年度を要するなどにより都道府県知事が認める場合にあっては、2年以内の取組とすることができる。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合において、上記のただし書に基づき、事業実施計画の期間を複数年度とするときは、当該事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

第4 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

ただし、都道府県知事が品目の特性等を勘案して必要と認める場合は、目標年度を、事業実施期間の最終年度の翌年度から事業実施期間の初年度の3年後の年度までの範囲内で設定することができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県である場合において、上記のただし書に基づき、目標年度を設定するときは、事業実施計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

また、検証結果等を踏まえて目標年度を変更しようとする場合は、本要綱第20で定める実績報告又は第7の実施状況報告のいずれか早い方と併せて、変更する目標年度及びその設定の考え方を報告するものとする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、グリーンな栽培マニュアルの作成及び産地戦略の策定とする。

第5 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 第1の1(1)に取り組むこと。あわせて、次のいずれかを満たすこと。

- (1) 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検討すること。
- (2) グリーンな栽培体系に取り組む他の産地と連携して、環境にやさしい栽培技術の検証等を行うこと(1つの事業実施計画において、複数の産地が連携して検証等を行う場合を含む。)

なお、連携する産地については、次のア及びイを満たすこと。

ア 原則、同一の品目において同一の環境にやさしい栽培技術に取り組んでい

ること。

イ 産地の属する市町村又は土壌や標高等の自然条件が異なること。

- 2 第1の1（1）において検証する環境にやさしい栽培技術による環境負荷低減の効果及び省力化に資する技術の省力化効果が、それぞれ試験研究機関等において認められていること。
- 3 第1の1（1）において別添1の2（3）の技術を検証する場合は、当該技術を取り入れたグリーンな栽培体系が次の全てを満たすこと。
 - （1）化学肥料・化学農薬（有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）において使用が認められているものを除く。以下同じ。）を使用しないこと。
 - （2）都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（導入指針）等に定められた土づくり技術を導入すること。
 - （3）周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること。
 - （4）有害動植物の防除を適切に実施すること。
 - （5）組換えDNA技術の利用を行わないこと。
- 4 第1の1（1）において別添1の2（4）アの技術を検証する場合は、次を満たすこと。
 - （1）中干し期間の延長又は秋耕の検証に取り組むこと。
 - （2）中干し期間の延長の検証を行う場合は、中干し期間を慣行栽培から7日間以上延長する試験区を設置すること。
- 5 第1の1（1）の取組に本要綱第4第7号に掲げる事業（バイオマスの地産地消（推進事業））で実施可能な取組を含まないこと。

第6 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- （1）本事業の業務（資料の収集・整理、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費
- （2）拠点となる事務所の借上経費
- （3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- （4）本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定す

る仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- (8) 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
- (9) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第 30 第 3 項の規定に基づく別紙様式第 14 号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。
- 2 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

- 3 第 1 の 1 (2) により機械等の導入等をした場合であって、2 のなお書に該当するときは、リース契約期間又は法定耐用年数までの間のいずれか短い期間内において、当該機械等が有効活用されるよう、当該機械等の活用計画を作成し、要因分析資料と併せて提出すること。

第8 事業成果のフォローアップ

- 1 事業実施主体は、産地戦略の期間中、次に掲げる事項を記載した報告書を毎年度作成し、当該年度の翌年度までに都道府県知事に報告するものとする。
 - (1) 産地戦略に掲げた目標の達成状況
 - (2) 産地戦略に掲げた取組の実施状況
- 2 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から1に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが事業実施主体となる産地戦略の進捗状況を併せてとりまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 第7の3により、導入等をした機械等の活用計画を作成した事業実施主体等は、計画の最終年度まで、毎年度、当該機械等の利用状況について記載した報告書を作成し、事業実施主体等が検証主体である場合においては、当該報告書を事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、検証主体から提出のあった報告書（事業実施主体が都道府県である場合のものを除く。）及び自らが作成した報告書を都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）に提出するものとする。
- 4 1及び2の規定については、都道府県知事が次の(1)又は(2)に該当すると認める場合において、産地戦略の開始年度の3年後以降の年度の報告をもって終了できるものとする。
 - (1) 産地戦略に掲げる目標等が達成された場合
 - (2) 社会情勢の変化等のやむを得ない事由により、環境にやさしい栽培技術の取組が困難となった場合

第9 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第10 その他

- 1 事業実施地区の範囲
 - (1) 事業実施地区は、一定の範囲で共通の栽培体系に取り組む産地を最小単位とする。
 - (2) 同一の事業実施主体が複数の品目のグリーンな栽培体系を検討する場合は、品目ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
 - (3) 同一の事業実施主体が複数の産地それぞれにおいてグリーンな栽培体系を検

討する場合は、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。

- (4) 都道府県知事が各産地の生産条件等を考慮した上で特に必要と認める場合に限り、当該都道府県内の複数の産地において、同一の品目かつ同一の環境にやさしい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検討し、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (5) 上記の(2)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合は、地区ごとにグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定する。

2 事業成果の普及・情報発信

都道府県普及組織は、都道府県内の他産地への普及に向けて、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力すること。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等に協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取り扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

別添 1

用語の定義

1 グリーンな栽培体系

次の（１）から（３）までを全て満たす新たな栽培体系をいう。

- （１）播種・定植前準備（果樹の場合は土づくり、せん定等）から収穫・収穫後作業までの作業段階において、２に定める環境にやさしい栽培技術及び４に定める省力化に資する技術を現在の栽培体系に新たに取り入れること。
- （２）化学農薬の使用量（有効成分での使用量とADI（許容一日摂取量）を基としたリスク換算係数を掛けたリスク換算値）が現在の栽培体系から増加しないこと。
- （３）化学肥料及びプラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。

2 環境にやさしい栽培技術

次の（１）から（４）までの環境負荷低減に資する栽培技術をいう。

（１）化学農薬の使用量の低減に資する技術

ア 人や環境に対するリスクの低減につながる土壌くん蒸剤の使用量の低減に資する技術

イ 人や環境に対するリスクの低減につながる化学農薬以外の防除方法の導入

ウ 人や環境に対するリスクの低減につながる化学農薬の成分使用回数の低減に資する技術

エ 人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替え

オ 人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入

（２）化学肥料の使用量の低減に資する技術

（３）有機農業の取組面積拡大に資する技術

ア 新たに有機農業を開始するに当たって、化学農薬・化学肥料の使用に代わる技術

イ 現在実施している有機農業について、取組面積の拡大に向けた課題の解消を図るために新たに取り入れる技術

（４）温室効果ガスの削減に資する技術

ア 水田からのメタンの排出削減に資する技術

（ア）中干し期間の延長

（イ）秋耕

（ウ）その他水田からのメタンの排出削減に資する技術

イ バイオ炭の農地施用

ウ 石油由来資材からの転換

エ プラスチック被覆肥料の被膜殻対策に資する技術

（ア）プラスチック被覆肥料の代替技術

（イ）プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止技術

オ 省資源化

（ア）耐用年数の長い農業資材への切替え

（イ）農業資材（農薬、肥料及び化石燃料を除く。）の使用量又は使用回数の削減に資する技術

カ その他温室効果ガスの排出削減に資する技術

（ア）自動操舵システム、電動小型農機等の活用による化石燃料の使用量の低減に資する技術

（イ）その他農業生産由来の温室効果ガスの削減に資する技術

3 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術

2に定める環境にやさしい栽培技術のうち、次の（１）から（４）までの栽培技術をいう。

（１）化学農薬の使用量の低減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 病害虫又は雑草の発生予察・予測、診断技術等の活用

イ 抵抗性品種の導入

ウ 輪作の導入

エ 土壌くん蒸剤の代替技術

オ 土着天敵の活用

（２）化学肥料の使用量の低減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 可変施肥、局所施肥、生育診断等（土壌診断を除く。）による適正施肥

イ 緑肥の活用

ウ 汚泥肥料又は菌体りん酸肥料の活用

（３）有機農業の取組面積拡大に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 水稲における先進的な除草・抑草技術（水田抑草ロボット、水田除草機、自律走行式又はリモコン式草刈機の活用等）

イ 水稲以外の品目における、有機農業の特徴的な土づくり等の技術

ウ （１）及び（２）に定める技術

（４）温室効果ガスの削減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 中干し期間の延長

イ 秋耕

ウ バイオ炭の農地施用

エ 石油由来資材からバイオマス由来成分を含む生分解性資材への切替え

オ プラスチック被覆肥料の代替技術

カ 化石燃料の使用量の低減に資する技術

4 省力化に資する技術

現在の栽培体系又は新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術に対応する一般的な栽培技術と比較して、労働時間の縮減、作業工程の削減、作業人員の削減、作業の軽労化・効率化等が見込まれる技術をいう。

5 グリーンな栽培マニュアル

グリーンな栽培体系の普及を図るため、第1の1（1）イの検証の結果を踏まえて作成するグリーンな栽培体系の実践・導入マニュアルをいう。

なお、グリーンな栽培マニュアルには、新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の普及に必要な情報のほか、必要に応じて栽培暦や防除暦を盛り込むものとする。さらに、第1の1（2）により機械等の導入等をする場合は、当該機械等に関する情報（特徴、仕様、価格帯、見込まれる効果等）及び導入等をするときの留意事項を併せて記載するものとする。

6 産地戦略

グリーンな栽培体系の普及を図るため、第1の1（1）の検討を踏まえて策定する、本事業の目標年度の翌年度から5年間におけるグリーンな栽培体系の普及に係る指針・計画をいう。なお、産地戦略に記載する項目は、別添2に定めるとおりとする。

別添 2

産地戦略に記載する項目

1 項目

(1) 目指す姿

(2) グリーンな栽培体系

ア 現在の栽培体系及び新たに導入するグリーンな栽培体系の概要

イ グリーンな栽培体系の取組面積の目標

ウ グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の内容及び効果並びに取組面積の目標

エ ウの技術の効果の指標及び目指すべき水準

(3) グリーンな栽培体系の導入・普及に向けた取組方針及び関係者の役割

(4) 導入等をした機械等の活用面積の目標

(5) 生産物の販売方法、消費者理解の醸成の取組等

(6) その他

2 留意事項

(1) 1 (1) から (3) までについて必ず記載し、第 1 の 1 (2) に取り組む場合は 1 (4) を、第 1 の 1 (3) に取り組む場合は 1 (5) をそれぞれ併せて記載するものとする。

(2) 1 (2) エについて、次のア又はイの技術を取り入れる場合は必須の項目とし、次のとおり設定するものとする。なお、取り入れる技術の性質上設定が困難であると都道府県知事が認める場合においては、省略することができるものとする。

ア 化学農薬の使用量の低減又は化学肥料の使用量の低減に係る栽培技術

現行の栽培体系と比較した化学農薬又は化学肥料の使用量の低減割合等

イ 省力化に資する技術

作業人員、作業時間又は作業工程の削減割合等

(3) 1 (2) イ及びウの取組面積の目標は、原則、事業実施年度より拡大するものとする。

別添 3

スマート農業機械等の導入等における対象機械等

第1の1（2）において導入等が可能な機械等は、次のとおりとする。

- 1 自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機
- 2 無人自動走行農機
- 3 草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの、水田抑草ロボットを含む。）
- 4 小型農業ロボット（自走式又はリモコン式で、3以外のもの）
- 5 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
- 6 水管理システム
- 7 環境モニタリング装置
- 8 可変施肥機能を有する農機
- 9 局所施肥機（側条施肥田植機を含む。）
- 10 堆肥散布機
- 11 収量コンバイン（収量データを踏まえた次期作の施肥設計を行う場合に限る。）
- 12 土壌データセンサー
- 13 水田除草機
- 14 紙マルチ田植機
- 15 ペースト2段施肥対応田植機
- 16 複合環境制御装置
- 17 RTK-GNSS基地局（GNSSによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る。）

このほか、都道府県知事が、環境負荷低減又は省力化の観点から本事業による検証に必要と認める機械等について導入等を行うことができるものとする。

別添 4

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円未満の備品に限る。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業機械・施設について、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	
	資機材費 （事業を実施するために直接必要な経費）	・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・機械等の購入費又はリース料	
	消耗品費 （事業を実施するために直	・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体	

	接 必 要 な 経費)	・ 検証等に用いる低廉な器具等	
	燃料費	・ 現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・ 実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調 査 等 旅 費	・ 事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・ 実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・ 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 5

SDGs 対応型施設園芸確立

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け抜本的な環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸モデル（以下「重点支援モデル」という。）を確立し、普及することを目的とし、次の取組を支援する。ただし、事業実施主体は、（2）の取組を実施する場合には、（3）の取組も必ず実施するものとする。

なお、本事業における用語の定義は、別添 1 のとおりとする。

（1）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

地域における地中熱、地下水熱、廃熱、温泉熱等の地域エネルギーの賦存量を把握するための調査、マップの作成等を実施する。

（2）重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証

重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証を行うために必要な次の取組を実施する。ただし、ウの取組は必ず実施するものとする。

ア 省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証

施設園芸において、実証地域で慣行的に行われている栽培体系よりも化石燃料の使用量の削減に資する省エネ機器・資材を用いた栽培・経営実証を行うものとする。

イ 新技術を活用した栽培・経営実証

施設園芸において、実証地域で慣行的に行われている栽培体系よりも化石燃料の使用量の削減に資する新技術を用いた栽培・経営実証を行うものとする。

ウ 環境影響評価の実施

ア又はイの実証を実施した事業実施ほ場における A 重油等の化石燃料の使用量削減等の環境負荷低減の効果の検討や評価を行うものとする。

（3）経営指標やマニュアルの作成・情報発信

（1）や（2）の取組において得られた知見や技術等を広く普及啓発するための経営指標やマニュアルの作成、実証成果報告書等の作成、技術講習会等の情報発信を行う。なお、（2）のアの実証を行った場合は、実証成果報告書に実証を行った省エネ機器・資材の機械メーカー、型番等を成果とともに明記することとし、（2）のイの実証を行った場合は、新技術のみの効果を測定した上で、当該報告書に成果を明記するものとする。

2 交付対象経費

（1）交付対象経費の範囲は、別添 2 のとおりとする。なお、1（2）イの取組に必要な機器・資材等については、リース導入するものとする。ただし、導入する機器・資材等に改造を要するなど、リース導入が困難な場合に限り、購入することができる。

（2）交付対象経費のうち、1（2）ア及びイの取組に係る経費については、事業実施計

画において重点支援モデルの実証を中心的に行う農業者等（農業者（農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）として位置付けられた者（以下「実証主体」という。）が行う場合も交付対象とする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

（1）事業実施主体は、次のアからエまでとする。ただし、ア、ウ又はエが事業実施主体となる場合においても、都道府県が関与する体制とし、実証内容に応じて、機械メーカー等の民間事業者等も関与し、積極的に技術指導等を行う体制を整えるものとする。

ア 協議会

イ 都道府県

ウ 市町村

エ 農業協同組合

（2）本事業の対象品目は、施設野菜、施設花き又は施設果樹とする。

（3）事業実施主体は、本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

（4）事業実施主体は、本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

（5）事業実施主体は、日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

（6）協議会が事業実施主体となる場合は、次の要件を満たしていること。

ア 協議会は次の構成員により組織されることとし、（ア）及び（イ）は、必須の構成員とすること。

なお、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他民間事業者等、実証に必要となる者が構成員となることを妨げない。

（ア）農業者等

（イ）都道府県（普及組織又は農業試験場等の公設試を含む。）

イ 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、協議会の全ての構成員が、これに同意していること。

（ア）目的

（イ）代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

（ウ）意思決定の方法

（エ）解散した場合の地位の承継者

（オ）事務処理及び会計処理の方法

（カ）会計監査及び事務監査の方法

（キ）（ア）から（カ）までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

ウ 協議会の運営を行うための事務局を置くこと。

エ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する協議会であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

2 交付率等

(1) 交付金額の上限

交付金額の上限は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。

ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

第1の1(1)の取組に係る交付金額の上限は、1,500万円とする。

イ 重点支援モデルを確立に向けた栽培・経営実証

第1の1(2)ア及びウの取組に係る交付金額の上限は、2,500万円とし、第1の1(2)イ及びウの取組に係る交付金額の上限は、7,000万円とする。なお、第1の1(2)の全ての取組を行う場合も、交付金額の上限は7,000万円とする。

ウ 経営指標やマニュアルの作成・情報発信

第1の1(3)の取組に係る交付金額の上限は、500万円とする。

(2) 交付率

本事業の交付率は定額とし、交付上限の範囲内で支援する。ただし、第1の1(2)の資機材費（第1の1(2)イの資材に係る経費を除く。）に係る交付率は2分の1以内とし、その場合、役務費も同様とする。

第3 目標年度及び成果目標

1 目標年度

(1) 第1の1(1)のみに取り組む場合は、本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

(2) (1)以外の場合には、本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度の翌年度とする。ただし、都道府県知事が重点支援モデルの策定に必要と認める場合は、事業実施期間の最終年度の翌々年度とすることができる。なお、事業実施主体が都道府県である場合は、事業実施計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

また、実証結果等を踏まえて目標年度を変更しようとする場合は、本要綱第20で定める実績報告又は第6の実施状況報告のいずれか早い方と併せて、変更する目標年度及びその設定の考え方を報告するものとする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、重点支援モデルを策定すること。ただし、第1の1(1)のみに取り組む場合は、賦存量マップを作成し、及び重点支援モデルの策定に向けた今後の展開を整理すること。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、事業実施計画が本要綱に照らして適正か否か及び効果的かつ効率的な事業実施が確保されるかについて審

査を行い、みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 環バ第 464 号、4 農産第 4199 号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長通知）別表 2（事業実施計画に対する評価の基準）より選定するものとする。

第 5 留意事項

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- (8) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 機械等（省エネ設備や自家消費発電システムを含む。以下同じ。）の導入及びリース導入に係る留意事項

(1) 共通

ア 第 1 の 1（2）アに取り組む場合の助成対象は、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、地下水及び地中熱利用システム、二酸化炭素貯留・供給装置、多段式サーモ装置、循環扇、熱交換換気装置、局所加温装置、外張多重化設備、内張多層化設備、自家消費発電システム等の化石燃料の使用量削減に寄与する省エネ機器・資材に限る。ただし、自家消費発電システムを導入する場合、発電量は実証ほ場内で利用する消費電力量を上限とする。

イ 事業実施主体又は実証主体（以下「事業実施主体等」という。）は、機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、

事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 助成の対象となる農業機械等（省エネ設備や自家消費用発電システムを除く。以下同じ。）は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。

エ 第1の1（2）アに取り組む農業者等は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）等（天災等に対する補償を含む民間の建物共済や損害補償保険等を含む。以下同じ。）、又は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）等（天災等による収入減に対する補償を含む保険等を含む。以下同じ。）に加入すること。

オ 事業実施主体等が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内における当該補助事業等の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

カ 原則、新品であるものとする。

ただし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（2）機械等を導入する場合

ア 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 事業実施主体等は、本要綱第27第3項に定める財産管理台帳を作成し、事業実施主体等が実証主体である場合においては、その写しを事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、実証主体から提出のあった財産管理台帳の写し（事業実施主体が都道府県である場合のものを除く。）及び自らが作成した財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）に対して提出するものとする。

都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、事業実施主体及び実証主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

（3）機械等をリース導入する場合

ア 事業実施計画に記載された事業実施主体等及び機械に係るものであること。

イ リース期間は法定耐用年数以内とすること。

ウ 国からほかに直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

エ リース料の助成額

リースによる導入に対する交付額（以下「リース料助成額」という。）については、次の（ア）及び（イ）の計算式によって算出される値（ただし、千の位未満を切り捨てる。）のいずれか小さい方とする。

なお、リース期間は、事業実施主体等がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

（ア） リース料助成額＝リース物件購入価格（税抜き）

×（リース期間／法定耐用年数）

×交付率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）

（イ） リース料助成額＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）

×交付率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）

オ 事業実施計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

カ オの選定結果及びリース契約に基づき機械等をリース導入し、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）に対し交付金の支払申請をする際は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

キ 事業実施主体等は、リース料に対する交付金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

3 契約の適正化

（1）事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

（2）事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、本要綱第29第2項第2号に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（別記様式第12号）の提出を求めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画（別紙様式第5号に基づき作成されたものをいう。）に定められた取組を実施した結果について、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第30第3項の規定に基づく別紙様式第14号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告す

るものとする。

(1) 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。

(2) 第1の1(1)のみに取り組んだ場合は、目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、賦存量マップ及び重点支援モデルの策定に向けた今後の展開を整理した資料を添付すること。

なお、賦存量調査を行った結果、賦存量マップの作成が困難であると判明した場合は、重点支援モデルの策定に向けた今後の展開を整理した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

(3) (2)以外の場合は、目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、本事業により作成した重点支援モデルを添付すること。

なお、実証を行った結果、省エネ機器・資材・新技術を産地に導入することが困難であることが判明した場合は、重点支援モデルに代えて、当該省エネ機器・資材・新技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

(4) 第1の1(2)により機械等を導入等した場合であって、(3)のなお書に該当するときは、リース契約期間又は法定耐用年数までの間のいずれか短い方の期間内において、当該機械等が有効活用されるよう、導入した機械等の活用計画を作成し、要因分析資料と併せて提出すること。

第7 事業成果のフォローアップ

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度から5年間、重点支援モデルに記載した技術の普及状況を記載した報告書を毎年度作成し、当該年度の翌年度までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から1に定める重点支援モデルに記載した技術の普及状況の報告があった場合は、自らが事業実施主体となる重点支援モデルに記載した技術の普及状況を併せて取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 第6の(4)により、導入等した機械等の活用計画を作成した事業実施主体等は、計画の最終年度まで、毎年度、当該機械等の利用状況について記載した報告書を作成し、事業実施主体等が実証主体である場合においては、当該報告書を事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、実証主体から提出のあった報告書（事業実施主体が都道府県である場合のものを除く。）及び自らが作成した報告書を都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）に提出するものとする。

第8 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体等の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体等の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体等自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計

上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第9 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年間以内とする。ただし、賦存量調査や実証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が認める場合にあっては、2年間の取組とすることができるものとする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合であって、上記のただし書の規定により2年間の取組とするときは、事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

2 事業成果の普及・情報発信

事業実施主体は、得られた成果物について、ホームページ等で広く周知・情報発信するとともに、研修会の開催等を行うことで普及に努めるものとする。さらに、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力するものとする。

3 管理運営

本事業により交付金を受けて購入した機械等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる管理者の注意をもって当該機械等を管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長等の承認を受けることとする。

また、事業実施主体等は、本事業により交付金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

4 指導監督

都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が実証主体である場合は実証主体）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が実証主体である場合は実証主体）を十分に指導監督するものとする。

別添 1

用語の定義

1 重点支援モデル

次の（１）及び（２）を満たす施設園芸のモデルをいう。

- （１）みどりの食料システム戦略において目標として掲げている、2050 年までに「化石燃料を使用しない施設への完全移行」及び令和 4 年 6 月 21 日にみどりの食料システム戦略本部において決定した、2030 年までに「加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%」の達成に資するものであること。
- （２）実証した当該地域で普及する可能性があること。

2 省エネ機器

施設園芸において、化石燃料の使用量削減に資する機械又は設備をいい、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、地下水及び地中熱利用システム、二酸化炭素貯留・供給装置、多段式サーモ装置、循環扇、熱交換換気装置、局所加温装置、外張多重化設備、内張多層化設備、自家消費発電システム等とする。

3 新技術

次の（１）及び（２）を満たす技術をいう。

- （１）他産業での技術確立の状況にかかわらず、農業においては事業申請時点で販売実績がなく又は当該都道府県内で導入事例がない機器資材等を用いた技術であること。
- （２）従来の栽培体系と比較して、新技術のみの効果により化石燃料使用量を 50%以上低減できることが見込まれる技術であること。

別添 2 (第 1 の 2 関係)

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を締結すること。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、資機材、ほ場等の借上費	・機械等・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		・ 短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験、研修等に用いる少額な器具等	
	資機材費 （事業を実施するために直接必要な経費）	・ 実証ほ場の設置、実証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・ 第1の1（2）アによる省エネ機器等の購入費又はリース料 ・ 第1の1（2）イによる新技術の購入費	・ 取得単価が50万円以上の機械等については、見積書やカタログ等を添付すること。 ・ 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる管理者の注意をもって当該機械等を管理する体制が整っていること。 ・ 当該機械等を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること。 ・ 資材は、物品受払簿で管理すること。
	役務費	・ 事業を実施するために直接必要な農業機械や設備、資材等の設置に係る経費	
	燃料費	・ 事業を実施するために直接必要な現地調査に使用する自動車のガソリン代に係る経費	
旅費	委員等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演や技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	謝金	・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	・事業を実施するために直接必要なマニュアルの作成、研修会での講演等に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	・原稿料の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する原稿料は認めない。
賃金		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
人件費		・事業を実施するために直接必要となる業務について、職員に対して支払う実働に応じた対価にかかる経費	
委託費		・事業の実施目的である事業の一部（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要	

		な謝金等の振込手数料	
	保険料	・事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費に係る事業実施主体の負担する保険料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

- 1 賃金及び人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入の場合にあっては認めないものとする。

別記 6

地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

第 1 事業内容等

1 事業内容

（1）営農型太陽光発電のモデル的取組支援

太陽光などの地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため、太陽光パネル下部の農地で営農を行いながら発電を行う営農型太陽光発電設備の設置下において収益性の確保が可能な作目の導入や栽培体系の確立に向け、地域で最も効果的な設備の導入について、次の取組の支援を行う。なお、本事業の実施に当たっては、ア及びイの取組は必ず行わなければならないものとするが、前年度にみどりの食料システム戦略推進交付金の活用により同様の取組を実施していた場合、ウの取組のみであっても実施可能とする。

ア 推進会議の開催

地域循環型エネルギーシステムを構築するため、都道府県、市町村、営農型太陽光発電の知見を有する者、農業者、農業委員会、農業者の組織する団体、発電事業者、電気の供給先、金融機関、近隣住民等の関係者が参画した推進会議を開催し、事業の進捗管理や発電した電気について農林漁業関連施設等（具体例は別添 1 に定めるとおり）をはじめ、地域で利用するモデルの検討、事業成果のとりまとめ等を実施する。推進会議の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。検討で得られた成果等はとりまとめ、地域で活用できる営農型太陽光発電のモデルの策定を行う。

営農型太陽光発電のモデルは、営農型太陽光発電の普及に際し設備設置に係る補助金等を受けずとも事業収支が黒字になることが見込めるように策定するものとし、記載する項目は別添 2 に定めるとおりとする。

推進会議には、農業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）は必ず参画するものとする。

イ 課題解決に向けた調査等

営農型太陽光発電のモデルの策定に向けて、次のうち必要な取組を行う。

（ア）営農型太陽光発電により得た電気について、農林漁業関連施設等をはじめ、地域で利用する手法の調査・検討

（イ）地域ごとの条件に適した営農型太陽光発電設備下における作目や栽培体系の調査・検討（原則として、地域で通常栽培されている作目の中か

ら検討)

(ウ) 営農型太陽光発電設備の遮光率や強度等の最適な設計に関する調査・検討

(エ) 営農型太陽光発電設備の最適な設置場所の調査・検討

(オ) 推進会議の構成員に対する専門家による指導

(カ) 推進会議の構成員による先進地区の視察

(キ) その他営農型太陽光発電のモデルの策定に必要な取組

ウ 営農型太陽光発電設備の導入

ア及びイの検討の結果又は前年度にみどりの食料システム戦略推進交付金の活用により同様の取組を実施し策定した営農型太陽光発電のモデルに基づき、最適化された営農型太陽光発電設備を導入する。

導入する営農型太陽光発電設備については、次のいずれかの規模要件を満たすこと。なお、前年度にみどりの食料システム戦略推進交付金の活用により営農型太陽光発電のモデルを策定していた場合は、当該規模要件を課さない。

(ア) 当設備の発電能力が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の瞬間的な最大消費電力の概ね3分の10を超えない規模

(イ) 当設備の1日当たりの最大発電量が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の1日当たりの最大消費電力量の概ね3分の10を超えない規模

(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）の投入・混合利用の促進に向けて次の取組の支援を行う。

ア バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオ燃料やバイオマスプラスチック等の製造に向け、荒廃農地等を活用した資源作物の栽培実証や、既存ボイラーにおける燃焼実証等を行うために必要な次の取組を支援する。

(ア) 検討会の開催

資源作物由来のバイオ燃料等の生産及び普及に向けた事業モデルの検討、事業の進捗管理、事業成果の取りまとめ等を行うための検討会を開催する。

(イ) 栽培実証

現地における資源作物の栽培実証を行う。

(ウ) 栽培体系の分析

(ア) 及び (イ) の結果を踏まえ作成するモデルを分析・検証する。

(エ) 燃焼実証

既存のバイオマスボイラー等において、収穫した資源作物の燃焼実証を行う。

(オ) 報告書作成

(ア) から (エ) までの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

イ 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向けて次の取組の支援を行う。

(ア) 実現可能性調査

混合利用の実現性を確認するとともに、木質バイオマス発電業者等の経済性、課題等を整理するため、次の a 及び b を実施する。

a 経済性の検討

混合利用に必要な費用の調査を行う。（既存ボイラーにおいて形式等の仕様・運用実態等、未利用資源の分別・破碎等を行う前処理施設の導入や収集・運搬など）

b 課題・対応策の検討

木質バイオマス発電事業者、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体等関係者への聞き取り等による課題の抽出、情報収集を行い、a 及び（イ）より得られた成果を踏まえて課題の解決方法及び未利用資源導入の有効性の検討を行う。

(イ) 実証調査

未利用資源の混合利用による炉への影響及び混合利用による効果の検証と課題や対応策を検討する。

(ウ) 報告書作成

(ア) 及び (イ) の取組による成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(3) 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

ペロブスカイト太陽電池（ペロブスカイト結晶構造の発電層を有するフィルム型の太陽電池をいう。）をはじめとする次世代型太陽電池は、軽量・柔軟であり、既存のシリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が期待されていることから、農山漁村においても、地域のニーズに合わせた実証を行い、導入効果等を検証することで、次世代型太陽電池の円滑な導入につなげていくことを目的として、次の取組の支援を行う。なお、本事業の実施に当たっては、以下のアからウまでの取組を必ず行わなければならない。

ア 推進会議の開催

農山漁村における次世代型太陽電池の活用手法を検討するため、都道府県、市町村、次世代型太陽電池の知見を有する者、学識経験者、農業試験場、林業試験場、水産試験場、農林漁業者、農業委員会、農林漁業者の組織する団体、発電事業者、電気の供給先、金融機関、近隣住民等の関係者が参画した推進会議を開催し、事業の進捗管理や発電した電気を農林漁業関連施設等で利用する方法の検討、事業成果の取りまとめ等を実施する。推進会議の開催回数、形式等は必要に応じて設定することができる。検討

で得られた成果等は取りまとめ、報告書の作成を行う。報告書に記載する項目は別添3に定めるとおりとする。

イ 課題解決に向けた調査等

報告書の作成に向けて、次のうち必要な取組を行う。

- (ア) 次世代型太陽電池の農林漁業関連施設等への導入に当たり最適な設置手法・設置場所等の調査・検討
- (イ) 次世代型太陽電池を農林漁業関連施設等へ導入する場合の発電量・電気の利用方法・経済性・安全性・耐久性に関する調査・検討
- (ウ) 推進会議の構成員に対する専門家による指導
- (エ) 推進会議の構成員による先進地区の視察
- (オ) その他農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池の導入に向け必要な調査・導入効果の検証等

ウ 次世代型太陽電池の導入

イの調査等に必要な次世代型太陽電池を導入する。

導入する次世代型太陽電池は、軽量・柔軟といった特徴を有し、既存のシリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が可能なもの又は既存のシリコン型太陽電池には無い導入メリット（架台コストの削減等）が見込まれるものに限る。また、発電効率や耐久性、量産の見込み等を踏まえ、2030年を目途に、その普及が見込まれるものに限る。

また、農林漁業関連施設等に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる手法により導入するものとし、原則として、農地の耕作面への設置は不可とする。ただし、架台コストの削減等既存のシリコン型太陽電池には無い導入メリットが見込まれる場合にあっては、営農型太陽光発電の形式での導入も行うことができるものとする。

さらに、発電した電気の地域の農林漁業関連施設等での効率的な利用及びイの調査等に必要な場合は、可搬式蓄電池も併せて導入することができるものとする。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は別添4から別添6までのとおりとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の事業実施主体は、(2)で定める団体及び以下に掲げる全ての要件を満たす協議会とする。ただし、第1の1(1)ウの営農型太陽光発電設備の導入を行う場合は、地域の関係者が参画した地域共生型の営農型太陽光発電設備の導入を図るため、事業終了時まで同様の協議会を組織しなければならないものとする。

ア 協議会の要件

- (ア) 農業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）を必須構成員とすること。
- (イ) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定めていること。

イ 協議会の構成員の要件

事業実施計画に定めた設備管理責任者（営農型太陽光発電設備の管理を担う構成員）は、次の条件を満たす者とする。

- (ア) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (イ) 本事業終了後も、引き続き、営農型太陽光発電設備下においてより高い収益性が確保できる営農方法や、地域内におけるより効果的な電気の活用方法の試行に協力する意欲を有すること。

(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上、特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。））であって、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

ウ 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

エ 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

オ 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (ア) 主たる事務所の定めがあること。

- (イ) 代表者の定めがあること。
- (ウ) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
- (エ) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第 12 号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第 13 号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の事業実施主体は、（２）で定める団体又は以下に掲げる全ての要件を満たす協議会とする。

ア 協議会の要件

- (ア) 農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有する者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）を必須構成員とすること。
- (イ) 協議会規約を定めていること。

イ 協議会の構成員の要件

事業実施計画に定める設備管理責任者（次世代型太陽電池の管理を担う構成員）は、次の条件を満たす者とする。

- (ア) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (イ) 本事業終了後も、引き続き、地域内におけるより効果的な電気の活用方法の試行に協力する意欲を有すること。

2 交付率等

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の交付率及び交付金の上限額は、次のとおりとする。

ア 第 1 の 1 （１）ア及びイの取組

交付率は定額（機械の貸借に係る経費は 2 分の 1 以内）とし、交付金の上限額は合計で 200 万円とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、交付金の上限額は合計で 1,000 万円とする。

- (ア) 事業実施地域の所在する市町村が、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知）別記 10 第 1 の 1 の規定により「農林漁業循環経済先導計画」（以下「先導計画」という。）を作成しており、事業内容に関連が見られる場合
- (イ) 事業実施主体が市町村又は構成員に市町村が含まれる協議会であって、先導計画を令和 7 年度までに当該市町村が作成することが見込まれる場合

イ 第1の1（1）ウの取組

交付率は2分の1以内、交付金の上限額は1営農型太陽光発電設備当たり800万円とする。

なお、事業実施後の普及に有効である場合に限り、複数の営農型太陽光発電設備の導入ができるものとする。複数導入ができる場合は次のとおりとする。

（ア）平地と中山間地など、地理的条件が異なる場所に設置する場合

（イ）水田と畑地など、ほ場条件が異なる場所に設置する場合

（ウ）営農型太陽光発電設備下における栽培作物が異なる場合

（2）未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の交付率は、定額とする。第1の1（2）アについては、交付金の上限額は500万円とする。

（3）次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の交付率は次のとおりとし、交付金の上限額は合計で1,700万円とする。

ア 第1の1（3）ア及びイの取組

定額（機械の賃借に係る経費は2分の1以内）

イ 第1の1（3）ウの取組

2分の1以内

第3 目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。ただし、第1の1（2）アの事業の目標年度は事業実施年度から3年以内とする。

- 2 成果目標

- （1）営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の成果目標は、1事例以上の営農型太陽光発電設備の導入又は営農型太陽光発電のモデルの策定とすることとする。

- （2）未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

- ア バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

本事業の成果目標は、目標年度までに実証作物の収穫量等、定量的な目標を設定することとする。

- イ 未利用資源等の混合利用促進

本事業の成果目標は、未利用資源の木質バイオマス発電所等への導入に対する課題や対応策を1事例以上整理することとする。

- （3）次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の成果目標は、農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池の導入に対する課題や解決策、導入効果等を1事例以上整理することとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

- (1) 第1の1(1)ア及びイの取組を必ず実施する計画となっていること（前年度にみどりの食料システム戦略推進交付金により同様の取組を実施した場合を除く。）。
- (2) 地域農業の特色や電力需要等を踏まえた営農型太陽光発電設備の実証・導入又は営農型太陽光発電のモデルの策定を確実に遂行できる計画となっていること。
- (3) 推進会議及び協議会について、営農型太陽光発電に関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。
- (4) 事業運営において必要な関係法令等の許認可を取得していること（農地の一時転用許可は除く。）。
- (5) 本事業の実施により、地域の課題解決につながることを。
- (6) 事業実施内容が、地域において例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。
- (7) 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できること。

2 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

(1) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

ア 第1の1(2)アの検討会の開催は、都道府県、市町村、農業者、バイオ燃料等製造事業者等の関係者が連携して取り組む協力体制を構築すること。

なお、検討会には、構成員として農業者及び都道府県又は市町村は必ず参画するものとする。

イ 事業実施により、将来的に資源作物の栽培面積が拡大し、バイオ燃料等の製造が見込まれること。

ウ 食料、飼料等の安定供給の確保に支障のないよう配慮すること。

エ 取組内容及びその結果を報告書（目的、事業概要、実証の内容、実証結果及び実証結果を踏まえた今後の展開等を含むものとする。）として取りまとめること。

(2) 未利用資源の混合利用促進

事業実施主体が木質バイオマス発電所等を運用し、若しくは管理している団体であること又は地域循環資源の木質バイオマス発電事業等に関する十分な専門的知見及び経験を有していること。

3 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

- (1) 第1の1(3)アからウまでの取組を必ず実施する計画となっていること

と。

- (2) 地域農林漁業の特色や電力需要等を踏まえた次世代型太陽電池に関する調査を確実に遂行できる計画となっていること。
- (3) 推進会議及び協議会について、次世代型太陽電池に係る知見や経験を有している者による体制が確保されていること。
- (4) 事業運営に必要な関係法令等の許認可（農地の一時転用許可を除く。）を取得していること。
- (5) 本事業の実施により、地域の課題解決につながること。
- (6) 事業実施内容が、地域において例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。
- (7) 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 建物等設備の建設及び不動産取得に関する経費
- (8) 既存設備及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- (9) 事業成果の普及に係る経費
- (10) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

- (11) 系統連系する場合の系統への接続費用
- (12) 農地転用申請、系統連系申請又は消防署への申請に係る費用
- (13) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部又は全部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、本要綱第29第2項第2号の規定に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（本要綱別記様式第12号）の提出を求めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第30第1項の規定に基づく事業実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、事業実施計画書（別紙様式第6号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。
- 3 営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業においては、策定された営農型太陽光発電のモデルの概要及び関係資料等を添付することとする。
- 4 バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証においては、第4の2（1）エに基づき作成された報告書を併せて添付することとする。

第7 事業成果の評価

本要綱第31第1項の規定に基づく事業の評価について、都道府県以外の事業実施主体は、事業終了年度の翌年度及び事業実施計画の終期の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第16号による報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

- 2 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について、記載すること。

第8 リース方式における留意点

リース方式による場合の留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）の式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は次の（2）の式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）及び（2）の式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{（1）「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \left(\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数} \right) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

$$\text{（2）「リース料助成額」} = \left(\text{リース物件購入価格（税抜）} - \text{残存価格} \right) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

本要綱第30第1項の規定による事業実施状況の報告に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- （1）リース契約書の写し
- （2）導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- （3）物件借受証又はこれに類する書類の写し
- （4）本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

(5) その他必要な書類等

4 事業実施上遵守すべき事項

(1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

(2) (1) のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払に係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第17号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

5 指導等

地方農政局長等は、本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第9 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第10 売電による収益状況の報告と納付

1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業において導入した営農型太陽光発

電設備を用いて発電した電気に関して、処分制限期間中は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）（以下「FIT 等」という。）による売電は行わず、原則協議会内で利用すること。また、発電した電気の一部を地域の農林漁業関連施設等で利用すること（ただし、第 1 の 1（1）ウのなお書に該当する場合は地域の農林漁業関連施設等での利用を要さない。）。なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した営農型太陽光発電設備については、この限りではない。やむを得ず、協議会以外の者に売電を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第 26 第 1 項の規定に基づき、別紙様式第 23 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月 30 日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができる。

- 2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援において導入した次世代型太陽電池を用いて発電した電気に関して、処分制限期間中は、FIT 等による売電は行わず、地域の農林漁業関連施設等で利用すること。なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した次世代型太陽電池については、この限りではない。やむを得ず、農林漁業関連施設等以外の用途での売電を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第 26 第 1 項の規定に基づき、別紙様式第 23 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月 30 日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができる。
- 3 事業承認者は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができる。
- 4 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、交付金事業の実施に要する経費として確定した交付金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができる。

第 11 知的財産権の帰属等

1 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位、育成権等）が発生した場合、次に掲げる条件を遵守することを条件に、当該知的財産権は事業実施主体等に帰属するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、事業実施主体等は、遅滞なく地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとする。
- (3) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に地方農政局長等に協議してその承諾を得るものとする。

2 収益状況の報告及び収益納付

- (1) 事業実施主体等は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、本事業の実施期間中の各事業年度の終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別紙様式第23号により収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に都道府県知事等に報告するものとする。報告を受けた都道府県知事等は、当該報告を受けてから30日以内に収益状況報告書の写しを添付して地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 収益納付

ア 地方農政局長等は、事業実施主体等が本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認める場合には、交付された交付金の額を限度として、次の算式により算定した額を国庫に納付するよう、事業実施主体等に命じるものとする。

納付額＝（収益の累計額－事業の自己負担額）×交付された総額／事業に関連して支出された実証経費総額－前年度までの納付額

式中の「収益の累計額」とは、知的財産権の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

式中の「事業に関連して支出された実証経費総額」とは、交付された総額、事業の自己負担額及び当該知的財産権を得るために要した事業以外の実証経費の合計額をいう。

イ 収益を納付すべき期間は、交付金事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

ウ 収益納付の期限は、地方農政局長等が納付を命じた日から20日以内とする。

第12 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、1年以内とする。ただし、第1の1（2）アの栽培

実証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が認める場合にあっては、栽培実証に関連する部分について3年以内の取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

事業実施主体が都道府県である場合は、本要綱第5第3項の規定により地方農政局長等に提出する事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

2 成果物の公表

営農型太陽光発電のモデル的取組及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援事業の事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、次のとおり対応するものとする。

- (1) 事業実施主体は、地域循環型エネルギーシステムの構築に資するため、本事業の実施により得られたデータやノウハウ等の成果を地域の関係者が活用できるように取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。
- (2) 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国等は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。
- (3) 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、(1) 及び (2) の定めにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

3 営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理主体

本事業で導入した営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理は、事業実施主体又は協議会の構成員である設備管理責任者がこれを行うものとする。

4 営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理運営

事業実施主体又は協議会の構成員である設備管理責任者は、本事業において取得した財産について、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に沿って効率的な運用を図るものとする。

また、農地法令や「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長

通知)を遵守するものとする。さらに、太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守するものとする。加えて、最新の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置を講ずるものとする。

5 周辺景観との調和

本事業において営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池を導入する場合は、立地場所の選定や当該発電設備のデザイン、塗装等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

6 指導等

地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体等が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がないと認めるときは本事業の交付の中止又は既に交付した本事業の交付金の全部または一部についての返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業において、導入した営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池を用いて発電した電気について、FIT等を活用して売電していることが明らかになったとき。
- (2) 成果目標達成のための取組が継続していないことが明らかになったとき。
- (3) 本事業において、導入した営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池について適切な管理が行われていないことや、営農型太陽光発電設備下での営農に支障が生じていることが明らかになったとき。

7 不用額の返還

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

8 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

別添1（第1の1（1）ア関係）

地域循環型エネルギーシステム構築における農林漁業関連施設等の具体例

1 農林漁業関連施設

（1）農業用施設

育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、園芸施設、農業水利施設等

（2）林業用施設

貯木場、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等

（3）漁業用施設

漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設、浮き魚礁、漁船保全修理施設、養殖施設、漁獲物加工処理施設等

（4）地域で生産された農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品を製造するための施設

ジャム等の加工品を製造する施設、木質ペレット製造施設等

（5）主として地域で生産された農林水産物又はその加工品を販売するための施設

直売所、道の駅、スーパーマーケット等

（6）地域で生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

農家レストラン等

（7）農林漁業の体験のための施設

農林漁家民宿、市民農園等

（8）（1）から（7）までに掲げる施設に附帯する施設

（1）から（7）までに掲げる施設の利用上必要な施設

2 農林・漁業用機器

トラクター、整地用機具、栽培管理用機具、収穫調整用機具、植物粗製繊維加工用機、畜産用機械器具、蚕種製造用及び養蚕用機器・用具、林業用機械器具、漁具、漁業用計器、増養殖用器材、遊魚用つり（釣）具及び附属品等

別添2（第1の1（1）ア関係）

営農型太陽光発電のモデルに記載する項目

1 項目

- （1）モデルの対象となる地域の概要
- （2）地域の現状と課題
- （3）目指すべき将来像と目標
- （4）地域の再生可能エネルギー循環に関わる者の役割分担・関係性
- （5）地域の再生可能エネルギーの流れ及びそれに伴うお金の流れと金額
- （6）資金調達の方法
- （7）営農型太陽光発電設備下で営農を行う農業者に対する営農協力金や地代の金額
- （8）地域に適した営農型太陽光発電設備下における作目、栽培体系及びそれらの根拠
- （9）営農型太陽光発電設備下での営農に関する留意点
- （10）営農型太陽光発電設備下における栽培作物の販売先・販売単価、農業の収支の見込み
- （11）地域に適した営農型太陽光発電設備の設備設計（遮光率、太陽光パネルの大きさ・角度・間隔、強度、高さ、縦幅、横幅等）及びその根拠
- （12）その他の検討の成果

2 留意事項

- 1（1）から（11）までについて必ず記載するものとする。

別添3（第1の1（3）ア関係）

次世代型太陽電池の導入実証の報告書に記載する項目

1 項目

（1）導入実証を実施した背景

（2）導入実証の目的

（3）導入実証の方法

ア 次世代型太陽電池の設置手法及びその設置手法にした理由

イ 導入実証の面積

ウ 導入実証の場所

エ 導入実証における調査内容

（ア）発電量に関すること。

（イ）電気の利用方法に関すること。

（ウ）経済性に関すること。

（エ）安全性に関すること。

（オ）耐久性に関すること。

（カ）栽培実証を行う場合、栽培方法・農作業・収穫物・農作物の生育に関すること。

オ 導入実証における調査方法（使用した機器や調査期間等）

（4）導入実証の結果及びその考察

（5）経営への効果の試算（農業収入、農業経費、発電事業の収支等）

（6）地域への次世代型太陽電池の普及の見込み

（7）その他

2 留意事項

1 （1）から（6）までについて必ず記載するものとする。

別添 4（第 1 の 2 関係）

営農型太陽光発電のモデル的取組支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年 9 月27日付け22経第960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 事業を実施するために直接必要な業務に従事したことが分かる出面表等を整理すること。 - 雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	- 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者（事業実施主体が協議会の場合は、協議会構成員及び協議会構成員に従事する者）に対する謝金は認めない。 - また、推進会議構成員の推進会議出席に対する謝金は原則として認めない。ただし、推進会議構成員が有識者として講演等を行う場合には、謝金を認める。
旅費	普通旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	

	特別旅費	・調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要な経費 ・委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
事業費	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資機材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該当しない物品の購入費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う廉価な物品の経費 ・USBメモリ等の廉価な記憶媒体 ・検証等に用いる廉価な器具等	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、高速道路使用料、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、計測機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要	

		な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	・海外文献の翻訳等に係る経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する燃料等の経費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分又は全部を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的業務に限り、実施できるものとする。 ・見積書等を添付すること（原則3社以上）。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す事業の委託は認めない。 ・民間企業内部又は協議会に従事する者に内部発注を行う場合は利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		・事業を実施するために必要な実証及び機械導入に係る費用（原則として購入するものとする）	・営農型太陽光発電設備一式（太陽光パネル、附帯設備（架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル等）（工事に係る費用を含み、蓄電池に係る費用を除く。）） ・工事の請負契約先等の選定は一般競争等、適切な手続を経て決定すること。 ・取得単価が50万円以上の機械整備については見積書やカタログ等を添付すること（原則3社以上、該当する機械等を1社しか扱っていない場合

			を除く。）。
--	--	--	--------

別添5（第1の2関係）

未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業を実施するために直接必要な業務に従事したことが分かる出面表等を整理すること。 ・雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	
	特別旅費	・調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要な経費 ・委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経	

		費	
事業費	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該当しない物品の購入費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う廉価な物品の経費 ・USB メモリ等の廉価な記憶媒体 ・検証等に用いる廉価な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	・海外文献の翻訳等に係る経費	
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	サンプル提供費	・実証調査に必要な未利用資源の購入・運搬に必要な経費	
	性状分析費	・資源作物や未利用資源、未利用資源との混合使用した資材の利用前・利用後の性状を分析するために必要な経費	
	借上費	・事業実施するために直接必要な農業用機械等の借上げ経費	・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	資機材費	・事業実施するために直接必要な資機材等の経費	・資機材は物品受払簿で管理すること。
	実証調査費	・混合利用における施設の運転経費及び調査後のメンテナンス費	・日常及び定期的なメンテナンスは除く
	燃料費	・資源作物の収穫等に使用する機械類、現地調査に使用する自動車の燃料代の経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要	

		な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的業務に限り、実施できるものとする。 ・全部を委託する場合、監督職員を配置し、適切に管理すること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
印刷製本費		・報告書の作成に必要な経費	

別添6（第1の2関係）

次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業を実施するために直接必要な業務に従事したことが分かる出面表等を整理すること。 ・雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者（事業実施主体が協議会の場合は、協議会構成員及び協議会構成員に従事する者）に対する謝金は認めない。 ・また、推進会議構成員の推進会議出席に対する謝金は原則として認めない。ただし、推進会議構成員が有識者として講演等を行う場合には、これを認める。
旅費	普通旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	
	特別旅費	・調査旅費：事業を実施するため	

		に直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要経費 ・委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
事業費	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資機材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該当しない物品の購入費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う廉価な物品の経費 ・U S Bメモリ等の廉価な記憶媒体 ・検証等に用いる廉価な器具等	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、高速道路使用料、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、計測機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	

	筆耕翻訳料	・海外文献の翻訳等に係る経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等使用する燃料等の経費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分又は全部を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的業務に限り、実施できるものとする。 ・見積書等を添付すること（原則３社以上）。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す事業の委託は認めない。 ・民間企業内部又は協議会に従事する者に内部発注を行う場合は利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		・事業を実施するために必要な実証及び機械導入に係る費用（原則として購入するものとする。）	・次世代型太陽電池一式（次世代型太陽電池、附帯設備（架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル等）（工事及び蓄電池に係る費用を含む。）） ・工事の請負契約先等の選定は、一般競争等、適切な手続を経て決定すること。 ・取得単価が 50 万円以上の機械整備については見積書やカタログ等を添付すること（原則３社以上、該当する機械等を１社しか扱っていない場合を除く。）。

別記 7－1

バイオマスの地産地消（推進事業）

第 1 事業内容等

1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントやマテリアル製造設備（以下「バイオマス利活用施設」という。）の調査・設計、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車及びバイオ液肥散布用ドローン（以下「バイオ液肥散布車等」という。）の導入、バイオ液肥や食品リサイクル堆肥（以下「バイオ液肥等」という。）の散布実証のための取組を支援する。

（1）事業化の推進

ア 調査支援

バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。

イ 基本設計支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援。

ウ 実施設計支援

バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計に対する支援。

エ 協議・手続支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援。

（2）効果促進対策

バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設において、熱電併給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、新たな原料の混合利用等によるエネルギー利用効率改善及び原料調達の多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組に対する支援。

（3）バイオ液肥散布車等の導入

バイオマス利活用施設を効果的に運営するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布に必要なバイオ液肥散布車等の購入又はリース

方式による導入を支援する（本体価格が 50 万円以上のものを支援対象とする。また、目的以外に使用可能な汎用性のあるものは支援対象から除く。）。

（４）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

バイオ液肥等を肥料としてほ場で利用するに当たって、実際には場にバイオ液肥等を散布し、肥料としての効果を分析・実証するために必要な次の取組を支援。

ア 肥効分析

現地調査・実証で用いるバイオ液肥等について、肥効分析を行う。

イ 現地調査・実証

現地におけるバイオ液肥等の肥料散布調査・実証を行う。

ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供

ア及びイの結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、バイオ液肥等のサンプル提供等を行う。

エ 研修会等開催

アからウまでの結果を用いた研修会等を行う。

オ 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

2 交付対象経費

（１）１（１）、（２）及び（４）の場合

交付対象経費は、別表のとおりとする。

（２）１（３）の場合

購入費（備品類の購入費を除く。）、リース方式による導入に係る費用

第２ 事業実施主体等

1 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の協議の上、特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

（１）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

（２）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を

有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が、総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第 12 号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第 13 号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

2 交付率

第 1 の 1 (1) 及び (3) の交付率については、交付対象事業費の 2 分の 1 以内とし、第 1 の 1 (2) 及び (4) の交付率については、定額とする。ただし、第 1 の 1 (1)、(2) 及び (4) について、1 事業申請当たりの交付金の上限額は、500 万円とする。

第 3 目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、事業実施年度から 3 年以内とする。ただし、第 1 の 1 (1) の事業の目標年度は、バイオマス利活用施設の施設整備完了から 3 年経過した年度とする。
- 2 成果目標は、第 1 の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第 4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第 5 第 5 項の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

1 事業化の推進

- (1) 導入予定のバイオマス利活用施設について、別記 7-2 の第 1 の 1 に掲げる事業内容と整合し、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められ

ること。

(2) 当該事業の実施により、バイオマス利活用施設の導入が見込まれること。

2 効果促進対策

(1) 施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設を対象にした取組であるとともに、次に掲げるいずれかの課題解決を図るものであり、バイオマス利活用施設を活用した実証調査及び検証を伴うものであること。

ア 熱電併給による農林水産関係施設への供給等に取り組む場合

イ 災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合

ウ 新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達の多様化に取り組む場合

エ エネルギー利用後の副産物（二酸化炭素や発酵残渣）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合

(2) 取組内容及びその結果を報告書（目的、調査概要、実証調査の内容、実証結果、実証結果を踏まえた対応策等を含むものとする。）として取りまとめること。

3 バイオ液肥散布車等の導入

本要綱第5第5項の規定のとおりとする。

4 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

(1) 事業実施に際して、大学や研究機関等の外部専門家の指導・助言を得ること。

(2) 事業実施に際して、バイオ液肥等の利用促進のため、農業者や地方公共団体等と連携して取り組む協力体制を構築すること。

(3) 取組内容及びその結果を報告書（目的、事業概要、実証の内容、実証結果、実証結果を踏まえた今後の展開等を含むものとする。）としてとりまとめること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 事業化の推進

ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

イ 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費

ウ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

エ 拠点となる事務所の借上経費

オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

カ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

キ 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

ク 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費

ケ 第 1 の 1（1）ウについては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費

コ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

（2）効果促進対策

（1）に定める事項と同じ。

（3）バイオ液肥散布車等の導入

（1）に定める事項と同じ。

（4）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

ア 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費

イ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

エ 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

オ 本交付金に係る消費税仕入控除税額。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

キ 施設・設備等の詳細設計のための経費

ク 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費

ケ 海外への渡航、滞在等のための経費

2 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合であって、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料をみどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））事業実施計画書（別紙様式第7号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）
- (2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

第6 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、事業実施計画書（別紙様式第7号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。また、第1の1（2）の事業にあつては、第4の2（2）、第1の1（4）の事業にあつては、第4の4（3）に基づき作成した報告書を併せて添付することとする。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書（別紙様式第14号）を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (2) (1)を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

第8 整備状況の報告

事業実施主体は、第1の1（1）イ、ウ及びエを実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかにみどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））に関する整備状況報告書（別紙様式第24号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第9 リース方式における留意点

第1の1（3）において、リース方式による場合の留意事項は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）につ

いては、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（１）の算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は次の（２）の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（１）及び（２）の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

- （１）「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2 以内）
- （２）「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）×助成率（1／2 以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

第 6 の 1 に定める事業実施結果に係る報告については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- （１）リース契約書の写し
- （２）導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- （３）物件借受証又はこれに類する書類の写し
- （４）本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

4 事業実施上遵守すべき事項

- （１）事業実施主体は、適正化法第 8 条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

- （２）（１）のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

(3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 17 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。

5 指導等

本事業のバイオ液肥散布車等の導入においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第 10 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）製造原価をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第 11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則 1 年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

(1) バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト

(2) 都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた取組

(3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する基本計画

に位置付けられた取組

- (4) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1の規定により市町村が作成する「農林漁業循環経済先導計画」に位置付けられた取組
- (5) 分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）に位置付けられた取組
- (6) 市町村が脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素の実現に資する取組
- (7) 市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画に位置付けられた取組

3 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する事業実施計画書（別紙様式第7号）には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）、直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料を提出すること。

(2) 利用しようとする技術の概要を示す資料（様式任意）

(3) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの。）

4 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備

等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、本要綱に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

別表（第1の2（1）、（2）、（4）関係）

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業を実施するために直接必要な業務に従事したことが分かる出面表等を整理すること。 ・雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	
	特別旅費	・調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要な経費 ・委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
事業費	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。

		当しない物品の購入費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う廉価な物品の経費（U S Bメモリ等の記憶媒体、検証等に用いる器具等）	
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	使用料及び賃借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・事業を実施するために直接必要な物品等を利用する場合の使用料、借料及び損料となる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	借上費	・事業実施するために直接必要な機械等の借上経費	・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	資機材費	・事業実施するために直接必要な資機材等の経費	・資機材は、物品受払簿で管理すること。
	性状分析費	・現地調査・実証で用いるメタン発酵バイオ液肥等の肥効分析を行うために必要な経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分又は全部を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は利潤を除外した実費弁済の経費に限る。

別記 7－2

バイオマスの地産地消（整備事業）

第 1 事業内容等

1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギー（電気・熱・ガス）の供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備（マテリアル（バイオマスプラスチック（原料）及びシリカ等をいう。以下同じ。）製造設備含む。以下同じ。）に対して支援する。

（1）バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料・堆肥・再生敷料（以下「肥料等」という。）の複合利用を実現するために必要な施設の整備

（2）地域資源循環の高度化

ア 地域一体モデル

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組合せや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

イ マテリアル利用推進モデル

未利用系バイオマスの一層の利活用に向けて、マテリアル利用による地域資源循環の高度化のために必要な施設の整備

（3）バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

2 交付要件

1（1）、（2）ア及び（3）については、大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設を整備するとともに、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること。

1（2）イについては、再生可能エネルギーを活用しつつ、マテリアルを製造することができる施設を整備するとともに、地方公共団体等との連携協定に位置付けられる等、地産地消によるバイオマス資源循環の高度化の促進に貢献する事業実施計画となっていること。

なお、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月

8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知)別記10第1の1の規定により市町村が作成する「農林漁業循環経済先導計画」(以下「先導計画」という。)に位置付けられた施設を整備する場合は、農林漁業関連施設にエネルギー(電気・熱・ガス)やマテリアルを供給することにより、地域の循環経済に資する事業実施計画となっていること。

3 対象施設

(1) 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設及びこれら施設の附帯施設

(2) 機能強化対策施設

先導計画に位置付けられたバイオマス利活用施設であって、地域資源やエネルギーの利用量等の増加、施設の高度化・効率化により更なる地域資源循環を進めるための機能を強化し、事業採算性が確保できると認められる施設の改修

(3) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、副産物(発酵残渣、燃烧灰、CO₂等)の有効利用、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等(農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)の協議の上特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。))であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

(5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第 12 号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第 13 号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

(6) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

2 交付率

交付対象事業費の 2 分の 1 以内とする。ただし、1 事業申請当たりの交付金の上限額は、第 1 の 3 (1) については、7,500 万円とし、第 1 の 3 (3) については、5,000 万円とする。

第 3 目標年度及び成果目標

本要綱第 5 第 1 項の規定により、事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量、製造するマテリアルの製造量等）について適切に設定するものとする。

なお、機能強化対策施設及び成果拡大施設の場合は、改修・増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。

また、先導計画に位置付けられた施設の場合は、農林漁業関連施設へのエネルギー供給による成果（生産量や品質の向上等）についても記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から 3 年を経過した年度とする。

第 4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第 5 第 5 項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 事業実施の実現性

(1) 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

(2) 原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。

(3) 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

(4) 販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

(5) 施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の適正性

本要綱第5第2項の規定により作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の見積りにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性

ア 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

イ 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

ウ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

エ 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

オ 本要綱第5第7項の規定による費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第3により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用

開始までのスケジュールが計画されていること。

ウ 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

(10) 事業実施主体の妥当性

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合にあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。

エ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

オ 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

(11) その他

ア 事業実施主体が、事業を自己資金若しくはほかの助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

2 事業趣旨との整合

(1) 第1の1(1)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨の全てと整合していること。

ア 農業生産活動から発生するバイオマスを活用するものであること。

イ 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。

(2) 第1の1(2)アの事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨と整合していること。

ア 事業実施により、複数のバイオマスの組合せや他の再エネ電源の併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること。

(3) 第1の1(2)イの事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業主旨と整合していること。

ア 農作物非食用部や林地残材等未利用系バイオマスを活用して製造したマ

テリアルを利用するものであること。

イ 事業実施により、マテリアル利用による地域資源循環の高度化が図られること。

ウ 製造設備の稼働のために使用する電力等エネルギーに再生可能エネルギーを利用していること。

(4) 第1の1(3)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のうち2項目以上と整合していること。

ア 事業実施により、これまでエネルギー利用されていない地域資源（農作物残渣（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、耕作放棄地等）を活用し、エネルギーの地域内自給を目指すものであること。

イ 事業実施により、発電だけでなく、副産物（発酵残渣、燃焼灰、CO₂等）を活用すること。

ウ 事業実施により、技術としては確立しているが導入実績の少ない新技術を活用し、新たなイノベーションを進めること。

なお、新技術は、別紙又はその他政府計画・戦略等に記載されているものとする。

第5 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5第2項の規定により事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合であつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

(2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）

第6 費用対効果分析の実施方法

本要綱第5第8項の規定による費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第18号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次の式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次の式により算定するものとする。なお、施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、別紙様式第 18 号第 2 に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次の式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 7 事業実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度から 3 年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 14 号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第 8 号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第 8 事業成果の評価

本要綱第 31 第 1 項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第 3 の 3 で定める目標年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1 の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式

第14号に規定されている項目)について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける場合(他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は、0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は、0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第10 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- (1) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた取組
- (2) バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト
- (3) 都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた取組
- (4) 分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）に位置付けられた取組
- (5) バイオエコノミー戦略に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組
- (6) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する基本計画に位置付けられた取組
- (7) 先導計画に位置付けられた取組
- (8) 市町村が脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素の実現に資する取組
- (9) 市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画に位置付けられた取組

新技術の対象となる技術例

(◆現状で実用化段階(「バイオマス利用技術の現状とロードマップ(令和4年9月6日バイオマス活用推進会議決定)」において新たに評価))

- 液体燃料製造

エステル交換等によりバイオディーゼル燃料を得る技術

(原料) 廃食用油、植物油

- 固体燃料化

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術

(原料) 下水汚泥

(◆5年後に実用化段階)

- 固体燃料化

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術

(原料) 木質系、草本系

- 燃料製造

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術

(原料) 食品廃棄物(グリーストラップ由来)

- 高速加水分解(亜臨界水処理技術)

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術

(原料) 木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

- 水素化処理

廃食用油を原料として水素化処理することでジェット燃料等を製造する技術

(原料) 廃食用油

- メタン発酵(乾式)

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

(原料) 食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

- セルロース系発酵(第2世代)

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

(原料) ソルトセルロース(稲わら等)、ハードセルロース(間伐材等)

別記 8－1

みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。）や燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物（以下「バイオ炭」という。）等の環境負荷の低減に資する資材の計画的な生産の拡大及び広域的な流通の促進（以下「資材の生産・販売」という。）の取組、有機農産物や特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物（以下「環境負荷低減農林水産物」という。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産や需要の開拓（以下「新商品の生産・販売」という。）の取組及び環境負荷低減農林水産物の流通の合理化（以下「流通の合理化」という。）の取組を推進するため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 40 条第 3 項に規定する認定基盤確立事業実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる基盤確立事業（資材の生産・販売、新商品の生産・販売及び流通の合理化の取組を実施する事業に限る。以下同じ。）に必要となる機械・施設の整備等を支援するものである。

2 交付要件

第 2 で定める事業実施主体が法第 39 条第 1 項の規定に基づき基盤確立事業実施計画の申請を行い、同条第 4 項の規定に基づく主務大臣の認定を受けていること。また、認定計画において 3（1）又は（2）に係る取組が記載されていること。なお、当該認定を受ける前であっても、基盤確立事業実施計画の認定を受けるための課題の解決に必要な 3（2）に係る取組を行う場合は、課題が明確な場合に限り交付の対象とする。この場合、認定を受けることができない特段の事由があるものとして地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が認めた場合を除き、事業完了年度の翌年度までに基盤確立事業実施計画の申請を行うものとする。

ただし、特段の事由があるものとして地方農政局長等が認めた場合を除き、原則として、3（1）及び（2）について、同一の基盤確立事業実施計画で交付を受けられる回数は、それぞれ 1 回限りとする。

3 交付対象経費

交付対象経費は、認定計画において記載された取組のうち、次に掲げる経費であって、（1）においては、別記 9 に定められた交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに即したものとし、（2）の費目は、別添のとおりとする。

（1）機械・施設の整備又はこれらの改修に係る経費であって次に掲げるもの。

原則として、総事業費が 1 億円以上のものに限る。ただし、総事業費が 1 億

円に満たない場合であっても、都道府県知事及び地方農政局長等が、管轄する地域の実情及び事業実施主体の経営状況を踏まえ必要と認めるとき（都道府県知事は理由書を作成し、地方農政局長等と協議を行うものとする。）

は、当該事業を実施できるものとする。

（整備事業）

ア 資材の生産・販売

代替肥料やバイオ炭等の生産に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

イ 新商品の生産・販売

環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の製造又は当該新商品の原材料等の保管に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

ウ 流通の合理化

環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を図るための、荷さばき業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売管理の高度化、その他既に用いている流通方式の改善や新たな流通方式の導入に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

（２）調査、検査・分析、実証試験等に係る費用であって次に掲げるもの。

（推進事業）

ア 原材料等調達 の安定・強化

環境負荷の低減に資する資材の原材料や環境負荷低減農林水産物の調達の安定化、広域化を図るため、利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査、検討等

イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良

環境負荷の低減に資する資材の品質の検査・分析やほ場での栽培実証、環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の改良のための市場調査、環境負荷低減農林水産物の荷さばき業務の高度化、共同配送における集荷ルート構築に係る実証、梱包形態や輸送方法の検討など広域的な流通を推進するための実証等

ウ 事業成果の情報発信

パンフレット等の印刷やホームページ上での公開、展示会等への出展など、事業成果についての情報発信（（１）又は（２）イと併せて実施することとで、その事業効果を高める目的のものに限る。）

4 申請できない経費

次の経費は、第１の３に定める交付対象経費とはならない。

（１）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

（２）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定によ

- り交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (3) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
 - (4) 事業実施主体の正職員の人件費
 - (5) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
 - (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費
- 5 契約の適正化（推進事業のみ）
- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
 - (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、交付対象経費の 2 分の 1 以内を上限とし、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、本要綱第 29 第 2 項第 2 号の規定により、入札等に参加する者に対して、申立書（別記様式第 12 号）の提出を求めるものとする。
- 6 交付率等
- 交付率は、3（1）にあつては交付対象事業費の 2 分の 1 以内、3（2）にあつては定額（ただし、リース費は 2 分の 1 以内）とする。1 事業実施主体当たりの交付金の額の上限は、3（1）にあつては 2 億円、3（2）にあつては 650 万円とする。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人又は法人格を有さない団体）であつて、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない者にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 法人格を有さない者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- (6) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原材料又は取り扱う農林水産物の調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

第3 目標年度及び成果目標の内容

本要綱第5第1項の規定により、事業の実施に当たって事業実施主体が設定する目標年度及び成果目標の内容は、認定計画に位置付けられた基盤確立事業の目標年度及び目標の内容とし、具体的には、次に掲げるとおりとする。

1 目標年度

認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。

2 成果目標の内容

資材の生産・販売を行う場合は、代替肥料やバイオ炭等の普及拡大による環境負荷の低減への寄与の観点から根拠等を適切に設定すること。

新商品の生産・販売及び流通の合理化を行う場合は、環境負荷低減の効果の増進又は取り扱う農林水産物の付加価値の向上への寄与の観点から根拠等を適切に設定すること。

なお、基盤確立事業実施計画の認定を受ける前に本事業を活用する場合にあつては、基盤確立事業実施計画の認定を受けることを成果目標とする。

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定のほか、次のとおりとする。

(1) 事業の目的、取組内容の妥当性

ア 資材の生産・販売

事業実施により、代替肥料やバイオ炭等の生産及び流通の増大並びに農業現場における活用促進が図られ、環境負荷低減に寄与すること。

イ 新商品の生産・販売

事業実施により、環境負荷低減農林水産物を原材料として新たな加工品を生産し、環境負荷低減農林水産物の消費拡大に寄与すること。

ウ 流通の合理化

既に用いている流通の方式を改善し、又は新たな流通の方式を導入することにより、環境負荷低減農林水産物の消費拡大に寄与すること。

(2) 原材料又は取り扱う農林水産物の調達の実定性、持続性

利用する原材料若しくは取り扱う農林水産物の調達手段が確保されている又は確保される見込みがあること。

(3) 事業の波及性・先進性

ア 実施する地域の範囲、調達及び販売・流通量の規模並びに実施体制（資材の生産・販売の場合は、代替肥料やバイオ炭等について利用する原材料の種類と利活用方法も含む。）等に波及性・先進性が認められること。

イ 法第 16 条第 1 項に基づき地方公共団体が作成する基本計画において事業を促進する方向性が位置付けられていること。

(4) 販路等の実定性、持続性

販路、利用先の確保が見込まれること。

(5) 施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の実正性

本要綱第 5 第 2 項の規定により作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3 社以上の見積りにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性（整備事業のみ）

ア 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

イ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

ウ 第 6 の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が 1.0 以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し（整備事業のみ）

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。特に肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）に基づく登録申請又は届出を行うこととしている又は行ったもので

あること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、その影響について適切な対応が図られていること。

(9) 第3により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手から成果目標の達成に向けたスケジュールが計画されていること。

(10) 事業実施主体の妥当性（整備事業のみ）

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体が資材の生産・販売、新商品の生産・販売又は流通の合理化を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合又は事業開始から1年未満の場合にあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

(11) その他

ア 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

第5 事業実施計画の作成に関する事項

事業実施主体は、本要綱第5第2項の規定により事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体（地方公共団体を除く。）の組織概要が分かる資料

ア 法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）

イ 直近3か年分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

ウ 添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(2) 資材の生産・販売や新商品の生産・販売、流通の合理化の取組概要を示す資

料

代替肥料やバイオ炭等の施用が環境負荷の低減にどのように寄与するか、広域的に流通させることが可能かを明らかにした資料（想定される含有成分や施用効果のデータ等を提出すること。）又は新商品の生産・販売若しくは流通の合理化により環境負荷の低減の効果の増進又は取り扱う農林水産物の付加価値の向上に寄与する取組となっているかを明らかにした資料

（３）その他別紙様式第 9 号に定める書類

第 6 費用対効果分析の実施方法

整備事業を行う場合、本要綱第 5 第 8 項の規定による費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第 19 号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

（１）費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

（２）妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第 19 号の第 2 に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

（３）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 7 事業実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業完了年度の翌々年度から目標年度の翌年度までの間、毎

年度、前年度の事業実施状況の点検を自ら行い、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、事業完了年度についての事業実施状況の報告書は、事業完了後速やかに作成し、都道府県知事に提出する。また、事業完了年度及び目標年度についての報告の際は、事業実施計画に準じて作成する事業実施結果に係る報告書を添付する。

- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について、具体的に作成し、整備事業の場合は決算書等を添付する。

第8 事業成果の評価

本要綱第31第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第3の2で定める目標年度の翌年度に事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について具体的に作成し、整備事業においては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第9 リース方式における留意点

リース方式による設備・機器の導入を行う場合の留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）の算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は次の（2）の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）及び（2）の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{（1）「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \left(\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数} \right) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

$$\text{（2）「リース料助成額」} = \left(\text{リース物件購入価格（税抜）} - \text{残存価格} \right) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産

の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施上遵守すべき事項

（1）事業実施主体は、適正化法第 8 条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。なお、事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア リース事業者に設備・機器を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、原則として一般入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、一般競争入札又は複数の者から見積りを提出させること等によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

（2）交付金の支払申請に係る書類

事業実施主体は、（1）のなお書による入札等の結果及びリース契約に基づき設備・機器を導入する場合は、都道府県知事に対し交付金の支払申請を行う際に、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（3）（1）のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

（4）リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 17 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。

4 指導等

本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第 10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次により利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100％同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価（注）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費（注）との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

第 11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則 1 年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 法との関係

(1) 基盤確立事業実施計画の認定

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、交付申請手続を行うまでの間に基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があることから、農林水産省への事前相談を必ず行うこと。

なお、第5に基づき作成される事業実施計画をもって、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領（令和4年9月15日付け4環バ第162号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）で定める計画様式（別記様式第2号）に代えることができる。

(2) みどり投資促進税制及び制度資金の活用促進

事業実施主体は、認定計画に従って設備投資を行う場合、株式会社日本政策金融公庫による新事業活動促進資金又は食品流通改善資金の貸付資格を受けることができるとともに、化学肥料・化学農薬の使用低減に資する設備投資に限って当該設備について特別償却（機械等32%、建物等16%）を適用することができる（みどり投資促進税制）ことから、これらの措置の積極的な活用に努めるものとする。

(3) 地方公共団体が作成する基本計画に基づく施策との連携

本事業の実施に当たっては、地方公共団体が作成する基本計画において「環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容」が位置付けられていることを踏まえ、事業実施主体は、事業の実施に係る基本計画の達成に寄与するよう、関係地方公共団体との連携に配慮するものとする。

3 バイオマス関連施策との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた施策との連携に配慮するものとする。

(別添) (第1の3 (2) 関係)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、分析機器等備品の導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円未満のものに限る。機器及び器具については、見積書(原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、ライセンス、分析機器、ほ場等の借上げ経費	・レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給	・原材料は、物品受払簿で管理すること。

		食での利用等に必要な原材料の経費	
	資材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費（U S B メモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車、機械類の燃料代の経費	
	認証の取得に要する経費	・事業を実施するために直接必要な認証の取得に係る経費	・有機 JAS 認証の取得に限る。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。

委託費		・事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 8－2

みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）

第 1 事業内容

化学肥料、化学農薬の使用低減や温室効果ガス削減に資する取組等、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。）第 2 条第 4 項に規定する環境負荷低減事業活動を定着又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備を支援する。

第 2 事業実施主体及び採択基準

1 事業実施主体

事業実施主体は、初めて認定を受けたみどり地区認定者（みどり法第 21 条第 1 項に基づきみどり地区計画（みどり法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又はみどり認定者（みどり法第 19 条第 1 項に基づきみどり計画（みどり法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者をいう。以下同じ。）若しくは令和 7 年度末までにみどり認定を受けることが確実な者であって「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」（以下「環境直接支払調査事業」という。）に協力する農林漁業者（農林漁業者が組織する団体を含む。以下同じ。）とし、（1）～（6）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画を有すること。
- （2）本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- （3）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない者にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （4）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （5）主たる事務所が日本国内に所在し、事業及び交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- （6）法人格を有さない団体については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が、総会等において承認されていること。

2 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第 5 第 5 項に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び取組内容の妥当性
 - 経営の持続性が見込まれ、環境負荷低減に寄与する事業であること。
- (2) 機械の規模等の妥当性
 - ア 導入する機械は、みどり地区計画又はみどり計画の活動内容と整合のとれた種類及び規模であること。
 - イ 導入する機械の使用目的が明確であること。
- (3) 施設の規模等の妥当性
 - ア 整備する施設の利用計画及び既存の施設の利用状況が明確であること。
 - イ 施設の規模、性能等が妥当であること。
 - ウ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。
- (4) 事業費の適正性
 - 本要綱第5第2項の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。
 - ア 事業費が、公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。
 - イ 原則、3社以上の見積りにより、事業費の算定を行うことで、事業費の低減に努めていること。
なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。
- (5) 事業収支の妥当性
 - ア 事業に必要な額及びその調達方法が、適正かつ妥当であること。
 - イ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。
 - ウ 第3の1(2)に規定する施設整備事業を行う場合は、第6の費用対効果分析の手法により妥当な投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
- (6) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し
 - ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。
 - イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。
 - ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。
 - エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。
- (7) 第5により設定した成果目標の内容の妥当性
 - ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。
 - イ 事業着手から成果目標の達成に向けたスケジュールが計画されていること。
- (8) 事業実施主体の妥当性（施設整備事業を行う場合のみ）
 - ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。ただし、3年連続赤字の場合又

は事業開始から1年未満の場合は、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(9) 他の国庫補助事業等との重複

自己資金、他の国庫補助事業、農業改良資金等により現に実施している、又は既に終了している事業でないこと。

第3 交付対象経費等

1 交付対象経費

交付対象経費は、特定計画又はみどり計画に記載された取組のうち、以下に掲げる経費とする。

(1) 機械導入事業（推進事業）

次のア又はイの機械の購入費又はリース方式による導入経費を、交付対象経費とする。

ア 特定計画の実施に必要な機械

イ 環境直接支払調査事業でデータ収集を行う農林漁業者のみどり計画の実施に必要な機械（調査対象取組に必要な機械に限る。）

ただし、機械とは、環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度（以下「みどり投資促進税制」という。）の対象機械等、生産段階の環境負荷低減事業活動の取組に直接寄与する機械に限るものとする（機械と一体的に導入するソフトウェアを含む。）。

(2) 施設整備事業（整備事業）

次のア又はイの施設（別表のとおり）の整備費を、交付対象経費とする。

ア 特定計画の実施に必要な施設（これらに附帯する設備を含む。）

イ 環境直接支払調査事業でデータ収集を行う農林漁業者のみどり計画に必要な施設（調査対象取組に必要な施設に限る。これらを附帯する設備を含む。）

2 交付対象経費に係る留意事項

(1) 機械導入又は施設整備は、初めて認定を受けた特定計画又はみどり計画に記載された計画期間内の取組を行うために必要なものであること。ただし、当該計画の取組期間を延長した場合、延長期間については交付対象としない。

(2) 総事業費が、100万円以上であること。

(3) 機械導入事業においては、一般競争入札を実施する又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(4) 施設整備事業においては、別記9に定められた交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに即したものとする。

(5) 次のア～キに掲げる経費は、交付対象としない。

- ア 流通又は加工に必要な機械・施設の導入に係る経費
- イ 環境負荷低減事業活動の取組に資さない機械・施設の導入に係る経費
- ウ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合のものを除く。）
- エ 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）
- オ 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- カ 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- キ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）第3の（2）の事業をいう。）の施設園芸エネルギー転換枠を活用可能なヒートポンプ等の省エネルギー機器の導入経費

3 交付率等

（1）交付率

交付対象経費の2分の1以内

（2）国庫交付金額の上限金額

1 事業実施主体当たりの国庫交付金額の上限金額は、機械導入事業は200万円、施設整備事業は1,000万円とする。

ただし、複数名で1つの特定計画又はみどり計画の認定を受けている等、みどり地区認定者又はみどり認定者複数名が共同利用する機械・施設の導入を行う場合、国庫交付金額の上限金額は、以下のとおりとする。

ア 機械導入事業の国庫交付金額の上限金額

200万円に、機械を共同利用するみどり地区認定者又はみどり認定者の人数を乗じた額（ただし、最大1,000万円とする。）

イ 施設整備事業の国庫交付金額の上限金額

1,000万円に、施設を共同利用するみどり地区認定者又はみどり認定者の人数を乗じた額（ただし、最大2,000万円とする。）

第4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5第2項の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

（1）事業実施主体の経営状況・組織概要が分かる資料

ア 法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体にあつて

は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類)

イ 直近3か年分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

(2) その他別紙様式第10号に定める書類

2 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

第5 目標年度及び成果目標

本要綱第5第1項の規定により、事業実施主体が設定する目標年度及び成果目標の内容は、特定計画又はみどり計画の目標年度及び目標を踏まえて作成するものとし、次に掲げるとおりとする。

1 目標年度

特定計画又はみどり計画に記載された実施期間の目標年月を含む年度とすること。

2 成果目標の内容

特定計画又はみどり計画に記載された目標と整合し、実現可能なものであること。

第6 費用対効果分析の実施方法

施設整備事業を行う場合、本要綱第5第8項に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第19号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより、妥当投資額を算出する。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第19号の第2に従い算定

する。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定する。

$$\text{還元率} = \{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$$

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める。

（3）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第7 事業の実施状況の報告

本要綱第30第1項に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度の翌々年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施状況の点検を自ら行い、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業完了年度についての事業実施状況の報告書は、事業完了後速やかに作成し、都道府県知事に提出する。また、事業完了年度及び目標年度についての報告の際は、事業実施計画に準じて作成する事業実施結果に係る報告書を添付する。

- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。

なお、施設整備事業の場合は、決算書等を添付する。

第8 事業成果の評価

本要綱第31第1項の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第5で定める目標年度の翌年度に、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出する。

- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第16号に規定されている項目）について、具体的に作成し、施設整備事業においては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付する。

第9 リース方式における留意点

- 1 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数をいう。）以内とする。

- 2 リースによる機械又は設備の導入に対する助成額の算定

リースによる機械又は設備の導入に対する助成額（以下「リース料助成額」と

いう。)については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、（１）の算式によるものとする。

また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合は、そのリース料助成額は、（２）の算式によるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合は、そのリース料助成額は、（１）（２）の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（１）「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

（２）「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）×助成率（1／2以内）

3 事業実施上遵守すべき事項

（１）事業実施主体は、適正化法第８条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機械の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。なお、事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア リース事業者に設備・機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、原則として一般入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、一般競争入札又は複数の者から見積りを提出させること等によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

（２）交付金の支払申請に係る書類

事業実施主体は、都道府県知事に対し交付金の支払申請を行う際に、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（３）リースの対象となる設備・機械の利用者の範囲

リースの対象となる設備・機械の利用者は、本事業に取り組む農林漁業者とする。

（４）リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 事業実施計画に記載された利用者及び設備・機械であること。

イ 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない設備・機械であること。

（５）（１）のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

- ア リース料支払に係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。
- イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(6) リース料の支払

- ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取った場合は、その写しを、別紙様式第17号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）に提出すること。
- イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

4 指導等

本事業においてリース導入した設備・機械が、事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合は、国は、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第10 その他

1 みどり法との関係

(1) みどり投資促進税制及び制度資金の活用促進

事業実施主体は、特定計画又はみどり計画に従って機械・施設導入を行う場合、株式会社日本政策金融公庫による畜産経営環境調和推進資金、林業・木材産業改善資金又は沿岸漁業改善資金及びみどり投資促進税制の積極的な活用に努めるものとする。ただし、本事業と農業改良資金の併用はできない。

(2) 他の国庫補助事業等の活用制限

事業実施主体は、特定計画又はみどり計画に従って機械・施設の導入を行った場合、当該計画に記載された目標年度までの期間は、本事業対象機械・施設を導入する際に、他の国庫補助事業等を活用できないものとする。

(3) 地方公共団体が法に基づき策定した基本計画に基づく施策との連携

本事業の実施に当たっては、みどり法第16条第1項に基づき、地方公共団体が策定した基本計画の達成に寄与するよう、関係する地方公共団体との連携に努めること。

2 バイオマス関連施策との連携

事業実施主体は、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた施策との連携に努めること。

3 機械導入事業において導入した機械の取扱い

- (1) 本事業により導入等をする機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- (2) 本事業により導入等をした機械等については、本事業名等を表示すること。

(別表)

第1の3(2)の施設整備事業の対象機械・施設

有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。
うち堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む。）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ごみ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ごみ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
うち地域資源肥料化処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や機械（堆肥ペレット化装置等）とする。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された肥料は、昭和61年2月22日農林水産

	省告示第 284 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌 1 キログラムにつき亜鉛 120 ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	
地域エネルギー等供給施設	・非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーや二酸化炭素を供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備できるものとする。なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上で必要な規模を超えない規模とする。 ・隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に熱や電気が供給されることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。 ・ただし、産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の（2）の事業をいう。）の施設園芸エネルギー転換枠を活用可能なヒートポンプ等の省エネルギー機器については、本事業の支援対象外とする。
附帯施設	

別記 9

みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関する交付対象事業事務 及び交付対象事業費の取扱い

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、バイオマスの地産地消（整備事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業又はみどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

- (2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする。）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の施行

(1) 施行方法

整備事業は、次の（２）から（５）までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、１つの事業については１つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、１つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして２つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

（２）直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積り等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 20 号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

（３）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 19 号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査

に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第20号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）及び施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表1により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第20号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(イ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に

係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 20 号により都道府県知事等に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で利用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料

の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

5 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

6 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

7 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に 0.01 を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表 2 に掲げるとおりする。

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第 21 号により都道府県知事に届け出るものとする。

2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の（１）により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて（２）及び（３）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

（１）工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認

（２）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認

（３）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認

3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（１）及び（２）により、事業完了から別記 7-2 第 8 の 1、別記 8-1 第 8 の 1 及び別記 8-2 第 8 の 1 に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（１）経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認

（２）現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認

4 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
- (4) その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

- (1) 直営施行の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 工事材料検収簿及び同受払簿
 - ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
 - エ 工事日誌及び現場写真
 - オ その他工事関係の事項を示した書類
- (2) 請負施行、委託施行及び代行施行の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 入札てん末書
 - ウ 請負契約書
 - エ 工程表
 - オ 工事完了届及び現場写真
 - カ その他工事関係の事項を示した書類

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類のほか、それらに添付された資料

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む。）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

（１）工事費

ア 積算の方法

（ア）工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

（イ）工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

イ 支給品費

（ア）支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

（イ）支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管

理等に必要な経費を加えた額とする。

- (ウ) 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 4 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

- (ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表 4 に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

- (イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 4 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の 5 パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、次のアからウまでの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設・機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業及びみどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業については、既存の施設等の改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設の取得を含む。）も対象とする。

また、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、3に掲げる（1）から（4）までの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象としないものとする。

別記 7－2 バイオマスの地産地消（整備事業）

- （1）土地の取得に関する経費
- （2）既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- （3）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- （4）交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- （5）本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）
- （6）再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- （7）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

別記 8－1 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整

備事業

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費（改修と一体的に行う内部設備の撤去に係る経費を除く。）
- (3) フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受け調整用のものに限る。）、可搬式コンベア（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据え付け方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、運搬台車、可搬式計量器（電子天秤を除く。）、保冷車及び冷凍車のコンテナ部分を除くトラック本体の購入に係る経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (6) 本交付金に係る消費税仕入控除税額
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

別記 8－2 みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費（改修と一体的に行う内部設備の撤去に係る経費を除く。）
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 本交付金に係る消費税仕入控除税額
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第 6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記 7－2 第 2 の 1、別記 8－1 第 2 の 1、別記第 8－2 第 2 の 1 に定められた事業実施主体の

要件を満たす団体の範囲内（ただし、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない。）のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

（１）事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、別記様式第 10 号による財産管理台帳を備え置くものとする。

（２）事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

（３）（２）の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

（４）事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

（５）本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければ

ならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第 22 号）により都道府県知事に届け出るものとする。

5 災害の報告

- （１）事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

- （２）事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
(1)実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4)施工管理 ア 施工管理者の確保 イ 工程の調整 ウ 工事の監理 エ 工事の検査 オ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費

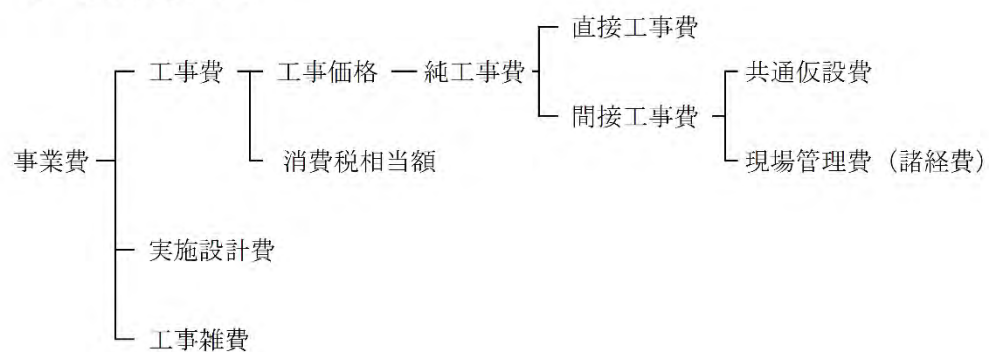
注：みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマスの地産地消（整備事業）の実施に必要な経費に限る。

別表 3

事業費構成の標準

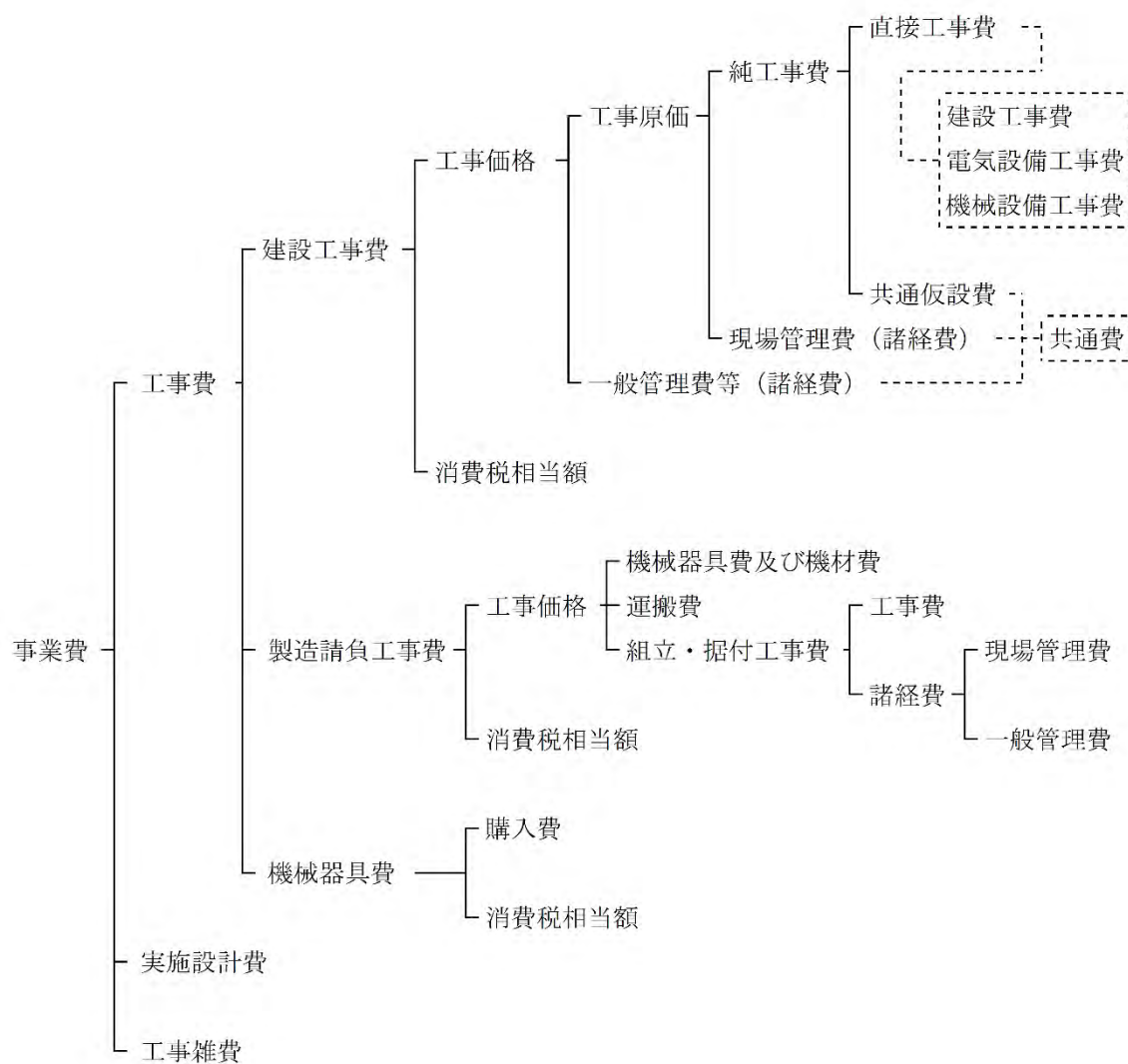
①施設の整備

ア 直営施行の場合



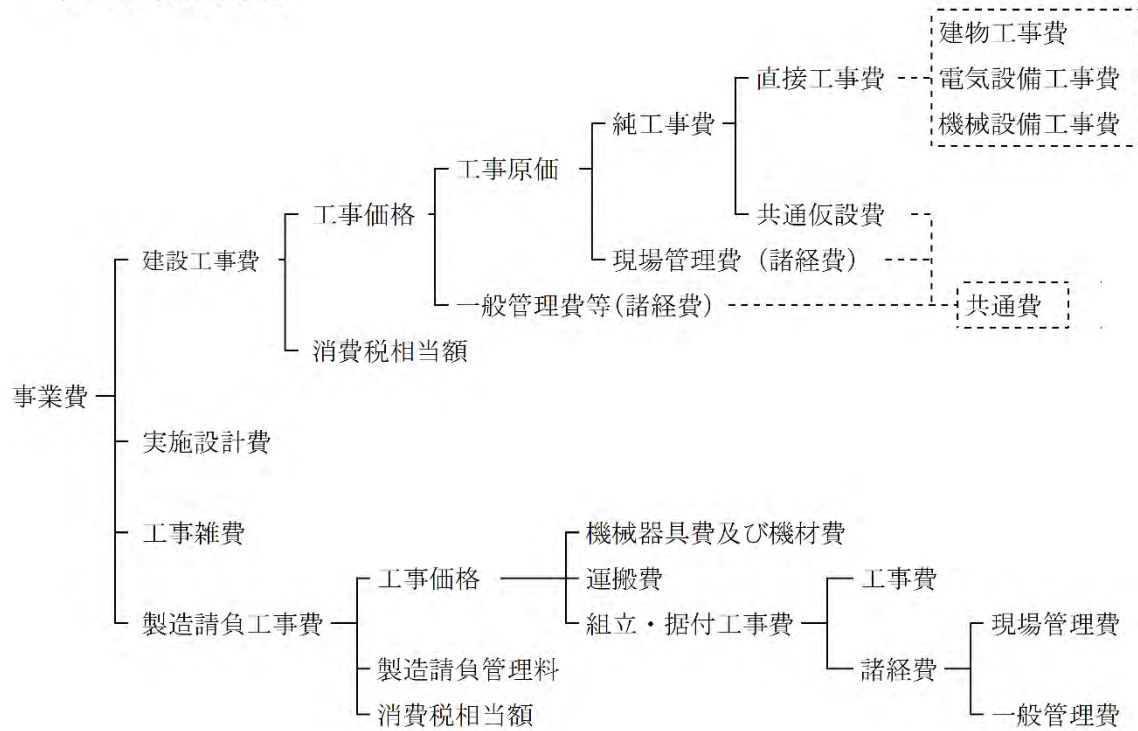
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

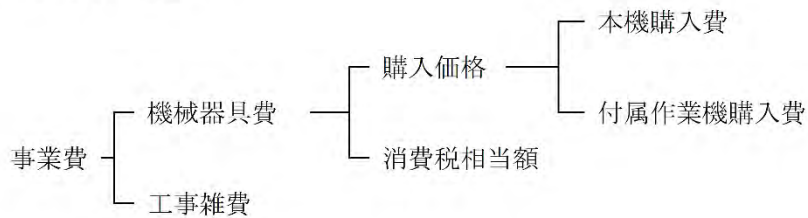


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

費 目	内 容
準 備 費	・敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	・仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	・仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	・地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	・整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	・工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	・共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	・工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	・共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	・上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

費 目	内 容
労 務 管 理 費	・現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	・工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	・火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	・現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	・現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	・現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	・現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	・事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	・通信費、旅費及び交通費
補 償 費	・工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	・本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額

雑 費	・ 会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用
-----	--

3 一般管理費等

費 目	内 容
役 員 報 酬	・ 取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	・ 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	・ 本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	・ 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	・ 本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	・ 建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	・ 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	・ 通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	・ 電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	・ 技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	・ 広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	・ 事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	・ 建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	・ 新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額

開 発 償 却 費	・新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	・不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	・火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	・契約保証に必要な費用
雑 費	・社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

費 目	内 容
報 酬	・土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	・日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	・賃金に係る社会保険料
需 用 費	・消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役 務 費	・通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	・測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	・事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	・土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	・事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	・租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	・代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別記 10

環境負荷低減のクロスコンプライアンス

第1 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

みどりの食料システム戦略推進交付金の交付を受けるに当たり、別添1に定める事業の主たる受益者（以下「受益者」という。）は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、事業実施期間中、別添2に掲げる法令を遵守し、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施する必要がある。

第2 交付申請時のチェックシートの提出

- 1 受益者は、交付申請に先立ち、次の第1号から第6号までに掲げる環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートのうち該当するチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施するか否かをチェックする。
 - (1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）
別紙様式第11号－1
 - (2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）
別紙様式第11号－2
 - (3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（林業事業者向け）
別紙様式第11号－3
 - (4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（漁業経営体向け）
別紙様式第11号－4
 - (5) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）
別紙様式第11号－5
 - (6) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）
別紙様式第11号－6
- 2 事業実施主体は、交付申請時、受益者から当該チェックシートを収集し、事業実施計画に添付のうえ都道府県知事宛てに提出する。
- 3 都道府県知事は、交付申請時、前項で収集したチェックシートを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）宛てに提出する。なお、都道府県が事業実施主体である場合には、自らが作成した事業実施計画に受益者から収集したチェックシートを添付の上、地方農政局長等宛てに提出する。

第3 実績報告時のチェックシートの提出

- 1 受益者は、交付金事業完了後、第2の1第1号から第6号までに掲げる環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートのうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし

た上で、事業実施主体に提出する。

- 2 都道府県知事は、前項で受益者が作成したチェックシートを事業実施主体から収集し、実績報告書に添付の上、地方農政局長等宛てに提出する。
- 3 農林水産省の職員が、受益者から抽出して、実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うことがある。

第4 手続きの簡素化

- 1 受益者が複数の場合、事業実施主体が受益者全員から当該チェックシートを収集した上で、別紙様式第 11 号ー 7 により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを作成し、都道府県知事宛てに提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができる。なお、都道府県が事業実施主体である場合には、当該実施者リストを地方農政局長等宛てに提出することで、チェックシートの提出を省略することができる。
- 2 受益者がGAP認証を取得している場合は、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができる。対象となるGAP認証は以下のとおりとする。
 - (1) JGAP（農産・畜産）
 - (2) ASIAGAP
 - (3) GLOBALG. A. P
 - (4) 国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（ただし、対象品目が農産の場合に限る。また、都道府県が確認体制を有するもののみ対象とする。）
- 3 受益者が都道府県の場合は、チェックシートの提出をみどり認定担当部局等が一括して行うことから、交付金事業の取組内容に応じて、別紙様式第 11 号ー 6 のうち①②⑥⑨⑩⑭のいずれかに該当しない場合に限り、チェックシートの提出を省略することができる。

(別添1) チェックシートに記載された取組を実施する者(主たる受益者)

チェックシートに記載された取組を実施する者(主たる受益者)は、下記の受益者のうち

(1) 機械・施設等を導入(リースなどを含む。)する者

(2) 取組の中核となる者

とする。

事業名	受益者
環境負荷低減事業活動定着サポート	都道府県及び事業実施主体(協議会の構成員を含む。)
有機農業拠点創出・拡大加速化事業	事業実施主体(協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者
有機転換推進事業	交付金の交付を受けようとする農業者
グリーンな栽培体系加速化事業	事業実施主体(協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者
SDGs 対応型施設園芸確立	事業実施主体(協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者
地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業)	(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 事業実施主体(協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者 (2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。 (3) 次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組支援 事業実施主体(協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者
バイオマスの地産地消(推進事業)	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。

バイオマスの地産地消（整備事業）	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。
みどりの事業活動を支える体制整備	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。

(別添 2) 遵守すべき法令

事業実施主体及び受益者が遵守すべき法令は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| (1) 適正な施肥 | |
| ・ 肥料の品質の確保等に関する法律 | (昭和 25 年法律第 127 号) |
| ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 | (昭和 45 年法律第 139 号) |
| ・ 土壌汚染対策法 | (平成 14 年法律第 53 号) |
| (2) 適正な防除 | |
| ・ 農薬取締法 | (昭和 23 年法律第 82 号) |
| ・ 植物防疫法 | (昭和 25 年法律第 151 号) |
| ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | (昭和 35 年法律第 145 号) |
| (3) エネルギーの節減 | |
| ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 | (昭和 54 年法律第 49 号) |
| (4) 悪臭及び害虫の発生防止 | |
| ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | (平成 11 年法律第 112 号) |
| ・ 悪臭防止法 | (昭和 46 年法律第 91 号) |
| (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | |
| ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号) |
| ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 | (平成 12 年法律第 116 号) |
| ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | (平成 12 年法律第 100 号) |
| ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | (平成 7 年法律第 112 号) |
| ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 | (令和 3 年法律第 60 号) |
| (6) 生物多様性への悪影響の防止 | |
| ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | (平成 15 年法律第 97 号) |
| ・ 水質汚濁防止法 | (昭和 45 年法律第 138 号) |
| ・ 湖沼水質保全特別措置法 | (昭和 59 年法律第 61 号) |
| ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | (平成 14 年法律第 88 号) |
| ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 | (平成 19 年法律第 134 号) |
| ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に | |

関する法律	(平成 28 年法律第 48 号)
・水産資源保護法	(昭和 26 年法律第 313 号)
・持続的養殖生産確保法	(平成 11 年法律第 51 号)
(7) 環境関係法令の遵守等	
・環境と調和のとれた食料システムの確立 のための環境負荷低減事業活動の促進等 に関する法律	(令和 4 年法律第 37 号)
・労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57 号)
・環境影響評価法	(平成 9 年法律第 81 号)
・地球温暖化対策の推進に関する法律	(平成 10 年法律第 117 号)
・国等における温室効果ガス等の排出の削 減に配慮した契約の推進に関する法律	(平成 19 年法律第 56 号)
・土地改良法	(昭和 24 年法律第 195 号)
・森林法	(昭和 26 年法律第 249 号)
・漁業法	(昭和 24 年法律第 267 号)

別記様式第1号（第8関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第8の規定により、みどりの食料システム戦略推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び計画
- } 注) 様式は別添のとおりとする。

- 1 環境負荷低減活動定着サポート、有機農業拠点創出・拡大加速化事業、有機転換推進事業、バイオマスの地産地消（推進事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち機械導入事業

みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）
・・・様式A及び様式D

- 2 グリーンな栽培体系加速化事業、SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）
・・・様式B及び様式D

- 3 バイオマスの地産地消（整備事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業

みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）
・・・様式C及び様式D

- (注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- (注2) 都道府県の交付金交付規定又は要綱を添付すること。
- (注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注4) 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
環境負荷低減活動定 着サポート		円	円	円	円	円	円	
有機農業拠点創出・ 拡大加速化事業								
有機転換推進事業								
バイオマスの地産地 消（推進事業）								
みどりの事業活動を 支える体制整備（基 盤確立事業）のうち 推進事業								
みどりの事業活動を 支える体制整備（環 境負荷低減事業活 動）のうち機械導入 事業								
合 計								

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 国又は地方公共団体の一般会計
 - ☐ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
グリーンな栽培体系 加速化事業		円	円	円	円	円	円	
SDGs 対応型施設 園芸確立								
地域循環型エネルギー システム構築（科学技 術振興事業）								
合 計								

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 国又は地方公共団体の一般会計
 - ☐ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式C

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)+(G)	負 担 区 分						備 考
				自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金 (G)	
				(C)	うち 貸付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
バイオマスの地産地消（整備事業）		円	円	円	円	円	円	円	円	
みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業										
みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業										
合 計	事業費									
	附帯事務費									
	計									

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 国又は地方公共団体の一般会計
- ☐ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

- 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
	〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合 計						

- (注) 1 事業内容欄は、別記 7－2 別表 2 に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
- 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式D

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)= (C)+(D)+(E)+ (F)+(G)	負 担 区 分					備 考
			自己資金 (C)	地方公共団体等による助成金			交付金 (G)	
				うち貸付金 等	都道府県 (D)	市町村 (E)		
1 みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）		円	円	円	円	円	円	
2 みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）								
3 みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）								
合 計								

（注）別記様式第1号のⅡに定める区分ごとに記載すること。

Ⅳ 事業完了予定日 年 月 日

別記様式第2号（第11関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事
(〇〇農政局長等)
殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

- (注) 1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。
- 2 事業実施主体が都道府県の場合は、本届は地方農政局長等に提出します。

別記様式第3号（第15関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）

2 交付金の額が増額する場合は、件名の「みどりの食料システム戦略推進交付金変更等承認申請書」を「みどりの食料システム戦略推進交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

4 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

別記様式第4号（第17関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第17の規定に基づき届け出ます。（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 交付金事業の遂行状況

交付金事業の遂行状況							
区 分	総事業費	交付対象 経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日まで に完了したもの		〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
			事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	円	%	円		

- （注） 1 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
2 交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について省略できることとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定の必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第18関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第18の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	交付対象 経 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の様式A～CのⅡの「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第18、第19関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては
北海道農政事務局長
沖縄県にあっては
内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇〇 殿

（第19第1項に定める官署支出官名を記入）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付金の交付決定の通知があったこの事業について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第19の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	交付対象経費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

（注）1 「区分」の欄には、別記様式第1号の様式A～CのⅡの「区分」に記載された事項について記載すること。

2 下線部は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称

その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第20第1項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第20第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額としてみどりの食料システム戦略推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的



注）様式は別添様式Aから様式Dまでのとおりとする。

II 事業の内容及び実績

- 1 環境負荷低減活動定着サポート、有機農業拠点創出・拡大加速化事業、有機転換推進事業、バイオマスの地産地消（推進事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち機械導入事業

みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）

・・・様式A及び様式D

- 2 グリーンな栽培体系加速化事業、SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）

・・・様式B及び様式D

- 3 バイオマスの地産地消（整備事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業

みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）

・・・様式C及び様式D

（注）1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

- 2 間接交付金事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、様式DのV-2の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
また、事業実績内訳明細書を添付すること。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
環境負荷低減活動定着サポート		円	円	円	円	円	円	
有機農業拠点創出・拡大加速化事業								
有機転換推進事業								
バイオマスの地産地消（推進事業）								
みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業								
みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち機械導入								

事業								
合 計								

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象経費 (B) = (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
グリーンな栽培体系 加速化事業		円	円	円	円	円	円	
SDGs 対応型施設 園芸確立								
地域循環型エネルギーシステム構築（科 学技術振興事業）								
合 計								

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式C

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)+(G)	負 担 区 分					備 考	
				自己資金		地方公共団体等による助成金				交付金 (G)
				(C)	うち 貸付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
バイオマスの地産地消（整備事業）		円	円	円	円	円	円	円	円	
みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業										
みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業										
合 計	事業費									
	附帯事務費									
	計									

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記

入すること。

- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 3 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合 計						

- (注) 1 事業内容欄は、別記9別表2に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 2 交付対象経費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式D

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	交付対象経費 (B) = (C) + (D) + (E) + (F) + (G)	負 担 区 分						備 考
			自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金 (G)	
			(C)	うち貸 付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
1 みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）		円	円	円	円	円	円	円	
2 みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）									
3 みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）									
合 計									

（注）別記様式第7号のⅡに定める区分毎に記載すること。

Ⅳ 事業完了 年 月 日

Ⅴ 精 算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）	円	円	円	円	注）年 月 日
2 みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）					
3 みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）					
合 計					

（注）1 別記様式第7号のⅡに定める区分毎に記載すること。

2 間接交付金事業者に対し間接交付金を交付している場合は、備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

Ⅵ 添付書類

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業、科学技術振興事業））

事業名	交 付 先 名	交付率	総事業費	交付対象経費 (A) = (B) + (C) + (D) + (E)	負 担 区 分				備 考
					交 付 金 (B)	都道府県費 (C)	市町村費 (D)	そ の 他 (E)	
			円	円	円	円	円	円	
合 計									

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業））

事業名	交付先	施設等区分	総事業費	交 付 対 象 経 費 (A)=(B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分						備 考
					自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金 (F)	
					(B)	うち貸 付金等	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		
			円	円	円	円	円	円	円		
合 計											

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
2 施設等区分の欄は、別記7-2、別記8-1及び別記8-2に定める施設等を記入すること。
3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。
5 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

別記様式第 8 号（第 20 第 2 項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 20 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付金事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付金事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請書のウェブサイトにおいて、閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

別記様式第 9 号（第 20 第 4 項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったみどりの食料システム戦略推進交付金について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 20 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の交付金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

（注）1 記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。（交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - （2）消費税確定申告書付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - （3）3 の金額の積算の内訳（人件費に通動手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
 - （4）事業実施主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

〔 〕
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 〕
（注）1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（1）免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
（2）新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、

- 事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、
免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - (4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号 (第27関係)

財 產 管 理 台 帳

事業実施主体名

[illegible]

- (注) 1 「グリーンな栽培体系加速化事業」における「検証主体」又は「SDG s 対応型施設園芸確立」における「実証主体」が機械等を導入した場合は、「事業実施主体名」を「検証主体名（事業実施主体名）」又は「実証主体名（事業実施主体名）」に代えて記載すること。
- 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 28 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名											備 考
			歳 入			歳 出								
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金相当額	支出 済額	うち国庫 交付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円		

記載要領

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 12 号（第 29 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名 氏名〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接交付金事業者に対する申立ての場合であつて、交付金事業者である都道府県が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別紙様式第 1 号（別記 1 関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金（環境負荷低減活動定着サポート）
事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

申請者
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	事業実施主体 代表者氏名
1	みどりトータルサポートチームの体制整備	
2	環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	

- （注 1）事業実施主体名が確定していない場合は仮称でも可能とする。
（注 2）連名での申請も可能とする。
（注 3）別添（事業実施計画）を添付すること。
（注 4）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
（注 5）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。
（注 6）別紙様式第 11 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

環境負荷低減活動定着サポート実施計画（事業実施主体計画）

第1 事業実施主体の概要等

都道府県名	
	担当者氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）・役職
	所在地
	電話番号
	メールアドレス URL
事業実施主体	
	担当者氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）・役職
	所在地
	電話番号
	メールアドレス URL
事業実施地域	

※事業実施主体には、環境負荷低減による先進的な産地構築の推進を実施する者を記載すること。都道府県が実施する場合は、記載不要。

※事業実施主体が複数いる場合は、行を追加すること。

※事業実施主体名は仮称でも可能とする。

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
みどりトータルサポートチームの体制整備	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

- (注) 1 区分欄は、別記1の第1の1に掲げる取組を記載すること。
2 備考欄には、区分欄に掲げる取組の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的	
※ 基本計画の内容及び事業実施地域における課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ みどりトータルサポートチームによる活動が事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載	
2 実施体制	
※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示。 連携する団体等があれば、併せてその名称及び概要を記載。	
3-1 事業内容（みどりトータルサポートチームの構築）	
ア チームの概要	名称
	構成員
	※ 複数のチームを設置する場合は、行を追加すること。 ※ 必須と非必須の市町村が区別できるように記載すること。 一元的な窓口 （所在地） （電話番号） （メールアドレス）
	体制図 ※ 構築するチームの体制、構成員の役割が分かるように図示。
イ 事業スケジュール	

3-2 事業内容（専門指導員の育成） 別添2-1のとおり ※取組を行わない場合、記載は不要。	
3-3 事業内容（環境負荷低減による先進的な産地構築の推進）	
①生産面の課題解決サポート	※ 事業内容と回数を記載する。 ※ 専門指導員の育成を行う場合は、本項目に記載した事業内容のうち、育成した専門指導員による取組を抜粋して別添2-1に記載。
②販売・経営面の課題解決サポート	※ 事業内容と回数を記載する。
③みどり認定の定着・拡大	※ 事業内容と回数を記載する。
④都道府県域内への横展開	※ 事業内容と回数を記載する。
⑤地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成	※ 事業内容と回数を記載する。
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 ※ 目標年度を記載すること。事業実施年度から2年以内とし、事業実施年度とすることも可能とする。 目標年度：令和〇年度 ※ 法に基づく基本計画の目標又はその実現に向けた目標を定量的に記載すること。 例：みどり認定農業者等の増加 （R9） 1万人 R7年度：7千人 ※ 専門指導員の育成に取り組む場合は、有機農業指導員等の種別及びその人数も合わせて記載すること。 例：有機農業指導員 10人 グリーンな栽培体系に関する専門指導員2人	
5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載	

6 その他事業の推進に必要な事項

別添 2－1 有機農業指導体制計画

1. 有機農業指導体制計画

所属等	事業年度当初の有機農業指導員数			事業年度中の育成人数				事業年度末の有機農業指導員数			実績報告時の人数
	人数	うち有機JAS制度の指導員	うち栽培技術等の指導員	人数	有機JAS検査員養成研修受講	ほ場実地検査を活用した現地講習受講	栽培技術等の受講	人数	うち有機JAS制度の指導員	うち栽培技術等の指導員	

注 1：事業年度当初の有機農業指導員数の欄には、所属ごとに、本事業の実施前に研修及び現地講習を受講済みで事業実施主体が有機農業指導員と位置付けた者の人数を記入し、その内数として有機JAS制度の指導員や栽培技術等の指導員の人数を記入すること。
 注 2：事業年度中の育成人数の欄には、所属ごとに、それぞれの研修や現地講習の受講人数を記入すること。
 注 3：事業実施年度末の有機農業指導員数の欄には、所属ごとに、年度末に確保される見込みの指導員の合計人数を記入すること。
 注 4：実績報告時には、所属、氏名、指導区分（有機JAS制度、栽培技術等）等を記載した有機農業指導員のリストを添付すること。

2. 有機農業指導員の育成の取組

取組事項	具体的な内容（実施方法、対象人数、回数など）

注 1：取組事項の欄には、別記 1 別紙 1 の取組を記入すること。
 注 2：具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。

3. 指導活動の取組

取組事項	実施回数	具体的な内容（実施方法、参集範囲、対象人数、回数など）
	回	
	回	
	回	
	回	
	回	

注1：取組事項の欄には、別記1別紙2の取組を記入すること。

注2：具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。

別添 2－2 専門指導体制計画

1. 専門指導体制計画

	事業年度当初の専門技術指導員数	事業年度中の育成人数			事業年度末の 専門技術指導員数	実績報告 時の人数
所属等	人数	人数	うち専門技術 研修受講	うち現地実習 受講	人数	

注 1：事業年度当初の専門技術指導員数の欄には、所属ごとに、本事業の実施前に研修等を受講済みで事業実施主体が専門技術指導員と位置付けた者の人数を記入すること。
注 2：事業年度中の育成人数の欄には、所属ごとに、それぞれの研修や現地実習の受講人数を記入すること。
注 3：事業実施年度末の専門技術指導員数の欄には、所属ごとに、専門技術研修及び現地実習の両方を受講した者の合計人数を記入すること。
注 4：実績報告時には、所属、氏名、資格等を記載した専門技術指導員のリストを添付すること。

2. 専門指導員の育成の取組

取組事項	具体的な内容（実施方法、対象人数、回数など）

注 1：取組事項の欄には、別記 1 別紙 1 の取組を記入すること。
注 2：具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。

3. 指導活動の取組

取組事項	実施回数	具体的な内容（実施方法、参集範囲、対象人数、回数など）
	回	
	回	
	回	
	回	
	回	

注1：取組事項の欄には、別記1別紙2の取組を記入すること。

注2：具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。

別紙様式第 2 号（別記 2 関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金
（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	有機農業実施計画の策定	別添 1	
2	有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	別添 2	
3	飛躍的な拡大産地の創出	別添 3	
4	有機農業の拡大加速化の推進	別添 4	

- （注 1）事業実施計画を添付すること。
- （注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
- （注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。
- （注 4）別紙様式第 11 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

(別紙様式第 2 号別添 1)

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（有機農業実施計画の策定）
事業実施計画

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要） ※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む。）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村（〇〇地区） ※市町村区域全域以外の場合、実施区域の地図等詳細がわかる資料を添付すること。		
中心となる市町村 ※有機農業実施計画の策定を予定している市町村名を記載すること。		

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 1 区分欄は、別記2の第1の1に掲げる事業を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。

3 備考欄は別紙とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の有機農業の推進にどのように寄与するかについて記載	
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示すること。 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。（開催（参加）回数も記載する。） ※ 消費地自治体との連携の取組を実施する場合には、体制図の中に消費地自治体の名称・担当部署名を明記すること。	
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載	
検討会の開催	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
有機農業推進のための試行的な取組の実施	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
消費地との連携に向けた試行的な取組の実施	事業内容 ※ 具体的な取組内容、連携する自治体等を記載すること。
4 事業の目標（達成すべき成果） 目標年度：令和 年度 成果目標：有機農業実施計画の策定	
5 特定区域の設定等に向けた取組について ※ みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けた取組について具体的に記載すること。 ※ 事業開始年度の翌年度に特定区域の設定等を行う意向の有無を明記すること。	
6 行政施策との関連性について	
7 その他事業の推進に必要な事項 ※ みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。 （例）① : ○ポイント	

②- 1 : ○ポイント

(中略)

⑦- 2 : ○ポイント

(別紙様式第2号別添2)

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践）
事業実施計画

第1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要） ※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む。）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村（〇〇地区） ※市町村区域全域以外の場合、実施区域の地図等詳細がわかる資料を添付すること。		
中心となる市町村 ※有機農業実施計画を策定した又は策定予定の市町村名を記載すること。		

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 1 区分欄は、別記2の第1の1に掲げる事業を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。

3 備考欄は別紙とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の有機農業の推進にどのように寄与するかについて記載	
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示すること。 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。（開催（参加）回数も記載する。） ※ 消費地自治体との連携の取組を実施する場合には、体制図の中に消費地自治体の名称・担当部署名を明記すること。	
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載	
検討会の開催	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
課題解決に向けた調査等	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
消費地との連携の取組の実施	事業内容 ※ 具体的な取組内容、連携する自治体等を記載すること。
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 目標年度：令和 年度 成果目標： ※ 有機農業実施計画終期の目標値及び有機農業実施計画策定以前の現状値を記載すること。	
5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる検証方法を記載すること。	
6 特定区域の設定等に向けた取組について ※ みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けた取組（検討会の開催等）について具体的に記載すること。	

7	行政施策との関連性について
8	その他事業の推進に必要な事項 ※ みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。 (例) ① : ○ポイント ②-1 : ○ポイント (中略) ⑦-3 : ○ポイント

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（飛躍的な拡大産地の創出）
事業実施計画

第1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要） ※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む。）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村（〇〇地区） ※市町村区域全域以外の場合、実施区域の地図等詳細がわかる資料を添付すること。		
中心となる市町村 ※有機農業実施計画を策定した市町村名を記載すること。		

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 1 区分欄は、別記2の第1の1に掲げる事業を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。

3 備考欄は別紙とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の有機農業の推進にどのように寄与するかについて記載	
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示すること。 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。（開催（参加）回数も記載する。）	
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載	
新たな有機農業実施計画の策定	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
検討会の開催	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
新たな有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
課題解決に向けた調査等	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 【基準】：令和 年度、面積 ha（又は面積割合 （%）） 【目標】：令和 年度、面積 ha（又は面積割合 （%）） ※ 【基準】には別記2の第1の1（1）で策定した有機農業実施計画における計画終期の年度及び当該年度の目標面積（割合）を記載し、【目標】には別記2の第1の1（3）で策定する新たな有機農業実施計画において掲げる予定の計画終期の年度及び当該年度の目標面積（割合）を記載すること。	

5	事業成果・効果の検証方法
※	4の目標の達成状況を定量的に確認できる検証方法を記載すること。
6	特定区域の設定等に向けた取組について
※	みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けた取組（検討会の開催等）について具体的に記載すること。
7	行政施策との関連性について
8	その他事業の推進に必要な事項
※	みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。
	(例) ① : ○ポイント ②-1 : ○ポイント (中略) ⑦-2 : ○ポイント

(別紙様式第 2 号別添 4)

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（有機農業の拡大加速化の推進）
事業実施計画

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業実施地域		

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 1 区分欄は、別記2の第1の1に掲げる事業を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。

3 備考欄は別紙とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的

- ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
- ※ 事業で作成するマニュアル及びマニュアルの活用計画が、域内の有機の拡大の加速化にどのように寄与するか記載すること。

2 事業の実施体制

- ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示すること。
- ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。
(開催(参加)回数も記載すること。)

3 事業の内容 ※必要に応じて行及び列を追加して記載

(1) 検討会の開催

実施時期	検討内容	参加者
年 月		
年 月		
年 月		

(2) 有機農業経営・技術指導マニュアルの作成

①作成する栽培体系 ※品目を特定して記載						
②栽培技術の体系化 ※取り組む場合に○						
③経営指標の作成 ※取り組む場合に○						
④取組内容 ※実際に実施する調査や 実証試験等について品目 ごとに具体的に記載	実施時期	取組内容	実施時期	取組内容	実施時期	取組内容
	年 月		年 月		年 月	
	年 月		年 月		年 月	
	年 月		年 月		年 月	
	年 月		年 月		年 月	
	年 月		年 月		年 月	

⑤マニュアルの完成予定時期	年 月	年 月	年 月
---------------	-----	-----	-----

(3) マニュアルの活用計画の作成

①マニュアルの活用に向けた検討方針	※ 都道府県普及組織等によるマニュアルの活用に係る基本的な考え方を記載すること。 ※ 都道府県普及組織以外で活用の検討をする団体（農業協同組織等）があれば記載すること。		
②計画作成に向けた取組 ※計画を作成するために実施する検討会等について具体的に記載 ※（１）の検討会の中で実施する場合はその旨を記載	実施時期	取組内容	
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
③計画の完成予定時期	年 月		

4 その他事業の推進に必要な事項

※ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。

(例) ① : ○ポイント

②-1 : ○ポイント

(中略)

⑦-2 : ○ポイント

別紙様式第 3 号（別記 3 関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金（有機転換推進事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注 1）別添（事業実施計画）を添付すること。

（注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

（注 4）別紙様式第 11 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

(別紙様式第3号別添)

有機転換推進事業 事業実施計画

第1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要） ※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業実施地域		

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 1 区分欄は、別記3の第1の3(1)から(2)に掲げる事業を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。

3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の内容

(1) 有機転換支援

有機転換支援事業実施総括表（別紙1－1）のとおり

(2) 推進事業

1 推進・指導等の計画

実施時期	内容	備考
月		

2 実施状況の確認事務等の計画

実施時期	体制・件数等	備考
月		

3 その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

(3) 成果目標

目標年度	成果目標	成果の検証方法
令和 年度		

(別紙 1－1) 有機転換支援事業実施総括表

都道府県名	市町村名	農業者名	交付単価 ① (円/10a)	合計 ② (a)	品目別の転換予定面積(a)											交付予定金額 ①×②/10 (円)	備考
					水稻	麦類	豆類	いも類	野菜 (葉茎菜 類)	野菜 (果菜 類)	野菜 (根菜 類)	果樹	工芸作 物	花き	その他		
合計																	

(注) 1 実施面積②は農業者ごとに品目別の面積を合計して、a 未満を切り捨てた値を記入すること。
2 ②の合計は品目別面積の総合計と合致しない可能性がある。

別紙様式第4号（別記4関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金
（グリーンな栽培体系加速化事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第5第2項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

- （注1） 別添（事業実施計画）を添付すること。
- （注2） 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
- （注3） 別紙様式第11号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

(別紙様式第 4 号別添)

グリーンな栽培体系加速化事業 事業実施計画

事業実施年度	令和 年度 (年目)
事業実施期間	令和 ～ 年度
事業目標年度	令和 年度
産地戦略実施期間	令和 ～ 年度 (事業目標年度の翌年度から5年間)

(事業実施主体概要)

事業実施主体名	
代表者名	所属・役職
所在地	電話番号 Eメール

(事業実施地区)

〇〇都道府県〇〇市町村(〇〇地区)

※ グリーンな栽培体系の普及を図る地域とし、市町村の地区まで(複数の市町村域で取り組む場合は市町村まで)特定すること。

(事業対象品目)

--

※ 園芸品目の場合は、栽培方式(露地又は施設)を追記すること。

(環境負荷低減の取組の分類)

※検証する取組にチェックを付すこと。

☐	化学農薬の使用量の低減	☐	水田からのメタン排出削減	☐	プラスチック被覆肥料対策
☐	化学肥料の使用量の低減	☐	バイオ炭の農地施用	☐	省資源化
☐	有機農業の取組面積の拡大	☐	石油由来資材からの転換	☐	その他温室効果ガス排出削減

(グリーンな栽培体系の検証の分類)

※該当するものにチェックを付すこと。

☐	検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証 〔対象技術〕 ※技術名及び当該技術の環境負荷低減の取組の分類を記載すること
☐	環境にやさしい栽培技術を複数の産地で連携して検証 〔産地連携の考え方〕 ※連携する産地の概要(地域等)及び連携する技術・内容を記載すること
☐	「グリーンな栽培体系への転換サポート」から継続して検証

(選択の取組)

※本事業で取り組む場合にチェックを付すこと。

☐	スマート農業機械等の導入等	☐	消費者理解の醸成
--------------------------	---------------	--------------------------	----------

(事業実施計画に対する評価の考え方)

※「みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準」の別表2(1の①及び④を除く。)の考え方を記載すること。

第1 事業内容
1 事業の目的

※1 地域の課題を踏まえた目的、期待される環境負荷低減への効果及び地域への普及の見込み等を記載。
※2 消費者理解の醸成の取組を行う場合は、その目的及び効果の見込み等を追記すること。
※3 事業実施期間を複数年又は目標年度を事業実施期間の最終年度の翌年度以降とする場合は、その理由を簡潔に追記すること。

2 事業の実施体制

※1 事業の実施体制について、事業に関わる者の名称及び役割を明示し、責任体制が把握できるように記載すること。
※2 実施体制は、次の①②について都道府県が確認済みであるものを記載すること。
①事業実施主体の要件を満たすこと。 ②交付金事業を実施できる能力(財政状況を含む。)を有し、かつ、交付金事務に係る経理・その他事務について適切な管理体制及び処理能力を有する体制であること。

3 事業の概要
(1) 取組概要

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな栽培体系の検証 〉				
〈 栽培マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				
〈 消費者理解の醸成 〉				

※ 事業実施期間を複数年とする場合は、参考として過年度の実績及び翌年度の計画を上記に準じて追記すること。ただし、翌度の計画は、〈グリーンな栽培体系の検証〉が年度をまたがない場合において、〈グリーンな栽培体系の検証〉の内容が事業実施年度と同一のときは、省力してよい。

(参考)取組概要(前々年度)

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな栽培体系の検証 〉				
〈 栽培マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				
〈 消費者理解の醸成 〉				

※ 当該欄が不要な場合は削除すること。

(参考)取組概要(前年度)

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな栽培体系の検証 〉				
〈 栽培マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				
〈 消費者理解の醸成 〉				

※ 当該欄が不要な場合は削除すること。

(参考)取組概要(翌年度)

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな栽培体系の検証 〉				
〈 栽培マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				
〈 消費者理解の醸成 〉				

※ 当該欄が不要な場合は削除すること。

(2) グリーンな栽培体系の検証内容

区分	作業段階	新たに取り入れる技術とその効果	検証内容等
☐ 環境にやさしい栽培技術	☐ 省力化に資する技術	(取り入れる技術) (環境負荷低減／省力化の効果の見込み) (地域の慣行)	
☐ 環境にやさしい栽培技術	☐ 省力化に資する技術	(取り入れる技術) (環境負荷低減／省力化の効果の見込み) (地域の慣行)	
☐ 環境にやさしい栽培技術	☐ 省力化に資する技術	(取り入れる技術) (環境負荷低減／省力化の効果の見込み) (地域の慣行)	

- ※1 「作業段階」の欄は、「施肥・土づくり」「耕起」「播種」「追肥」「雑草管理」「病虫害管理」「収穫」「収穫後作業」「栽培期間全般」のように、栽培期間のどの工程に係る技術か分かるように記載すること。
- ※2 事業が2年目以降の場合において検証する技術が過年度と異なるときは、異なる技術について次のとおり記載すること。①当該年度に新たに検証する技術:当該技術名の頭に【新】を付して記載。②過年度に検証を終えた技術:当該技術名の頭に検証年度を、末に検証結果(栽培マニュアル等に反映、要因分析等)をそれぞれ()書きで付して記載
- ※3 (地域の慣行)の欄は、(取り入れる技術)に対する地域の慣行の技術等を記載すること。ただし、(取り入れる技術)が慣行の栽培体系に追加的に実施されるものであって、対応する技術等がない場合は「ー」としてよい。
- ※4 「検証内容等」の欄は、(取り入れる技術)の検証方法、データの収集方法等の事業設計を具体的かつ簡潔に記載すること。
- ※5 (取り入れる技術)の環境負荷低減又は省力化の効果が一般に認知されていないと地方農政局等又は都道府県が判断する場合は、効果の分かる資料を添付又はURLを貼付すること。

(3) 取組面積

	現状年(事業開始前年) (令和 年度)	事業実施年 (令和 年度)	普及目標年 (令和 年度)
対象品目の作付面積	ha	ha	ha
グリーンな栽培体系の取組面積	ha	ha	ha
環境にやさしい栽培技術の取組面積	ha	ha	ha
省力化に資する技術の取組面積	ha	ha	ha

- ※1 「普及目標年」は、産地戦略実施期間の最終年度のことを指す。
- ※2 「対象品目の作付面積」について、取りまとめ中等の場合は「事業実施年」及び「普及目標年」の欄を空欄にして構わない。なお、有機農業の取組面積拡大に資する技術を検証する場合は、有機農業の取組面積を()書きで併せて記載すること。
- ※3 「グリーンな栽培体系の取組面積」「環境にやさしい栽培技術の取組面積」「省力化に資する技術の取組面積」について、「普及目標年」は、原則、「事業実施年」より拡大すること。

(4) 検証に必要なスマート農業機械等の導入等の概要

事業実施主体等名	機械等名	台数	導入種別	事業における活用(検証)内容

- ※1 導入等する機械等ごとに機械導入計画書又は機械等リース導入計画書を添付すること。
- ※2 グリーンな栽培体系の検証を中心的に行う農業者等(検証主体)が機械等の導入等を行う場合は、事業実施主体等名の欄に検証主体名を記載の上、検証主体明細書を添付すること。

第2 事業費の総括

(事業費総括表)					
区分・費目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	自己負担		
グリーンな栽培体系の検討 消費者理解の醸成 (定額、交付上限 万円)					
検討会の開催					
グリーンな栽培体系の検証					
栽培マニュアル・産地戦略の策定					
情報発信					
消費者理解の醸成 (定額、交付上限30万円)				—	
スマート農業機械等の導入等 (交付率1/2以内、交付上限1,000万円)				—	
合計				—	—

※1 備考欄には、区分・費目欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる経費の根拠(内容・単価・数量・員数等)を記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載すること。

※2 事業実施期間を複数年度とする場合は、参考として、過年度の事業費の実績及び翌年度の事業費の見込みについて、事業費総括表に準じた資料を添付すること。
なお、グリーンな栽培体系の検証が複数年度をまたがない場合において、地方農政局等及び都道府県が認めるときは、下表に事業費のうち交付金額について過年度の実績及び翌年度の見込みを記入することをもって、当該資料の添付を省略することができる。

(過年度及び翌年度の事業費のうち交付金額)							
年度	グリーンな栽培体系 の検討 消費者理解の醸成	検討会の開催	グリーンな栽培体系 の検証	栽培マニュアル 産地戦略の策定	情報発信	消費者理解の醸成	スマート農業機械等 の導入等
前々年度							
前年度							
翌年度							

※1 事業費総括表の※2のなお書に基づいて対応する場合は、事業費のうち交付金額について過年度の実績及び翌年度の見込みを上表に記載すること。
なお、「検討会の開催」「グリーンな栽培体系の検証」「栽培マニュアル・産地戦略の策定」「情報発信」の欄は省略して構わない。

※2 上表が不要である場合は削除すること。

(別紙1)

機械等導入計画書

事業実施年度	令和〇 年度
事業実施主体等名	
対象品目	

1 導入する機械等

機種名	(記載例:収量コンバイン)
型式名	(記載例:PC-XXV)
能力	(記載例:4条刈り)
数量(台等)	〇台
利用面積(ha)	〇〇 ha
現有機の有無(有の場合:能力、取得年月日、台数等)	(記載例:有、4条刈り平成25年1台(廃棄予定))

2 購入費助成要望額

購入価格(税抜き)	(記載例:14,000,000) 円
購入価格(税込み)	(記載例:15,400,000) 円
購入費助成要望額	(記載例:6,000,000) 円
物件管理者	(記載例:鈴木太郎)
物件設置・保管場所	(記載例:鈴木太郎の倉庫)
備考	(記載例:下取り価格2,000,000円、除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円)

- (注) 1： 下取り価格又は処分益がある場合は、控除した上で購入費助成要望額を算出すること。備考欄には、本事業の実施に伴って、下取り又は処分益が発生する場合は、その額(税抜き)を記入すること。(計画時に額が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)
- 2： 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
- 3： 販売会社等の見積書の写し、機器のカタログ等を添付すること。
- 4： 機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細を添付すること。
- 5： その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業実施計画の内容を補足するために必要な資料を添付すること。

3 補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合

金融機関名	融資名	融資額	償還期間

4 その他

- トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。
- ・導入を希望する農機メーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データ連携できる環境を
- ☐ 整備している(又は整備する見込みである) ☐ 整備していない

(参考)APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、

CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Stayer)、Deere & Company(John Deer)、

SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

(別紙1)

機械等リース導入計画書

事業実施年度	令和〇 年度
事業実施主体等名	
対象品目	

1 リース導入する機械等

機種名	(記載例:収量コンバイン)
型式名	(記載例:PC-XXV)
能力	(記載例:4条刈り)
数量(台等)	〇台
当該機械の検証面積(ha)	〇〇 ha
現有機の有無(有の場合:能力、取得年月日、台数等)	(記載例:有4条刈り平成25年1台(廃棄予定))

2 リース料助成要望額

リース期間	開始日～終了予定日(※1)	年	月	日	～	年	月	日	年
	リース借受日から〇年間(※2)	(記載例:7) 年							
リース物件取得予定見込額(税抜き)	①	(記載例:14,000,000) 円							
リース期間終了後の残価設定(税抜き)	②	(記載例:0) 円							
リース料助成要望額	③	(記載例:7000000 円							
リース諸費用(金利・保険料・消費税等)	④	(記載例:2,730,000) 円							
機器等利用者負担リース料(税込み) ①－②－③＋④		(記載例:9,730,000) 円							
リース物件管理者		(記載例:鈴木太郎)							
リース物件設置・保管場所		(記載例:鈴木太郎の倉庫)							

- (注) 1 : ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
2 : リース料助成要望額は、A又はBのいずれか小さい額を記入すること。
A : ①×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内
B : (①－②)×1/2以内
3 : 複数の物件をリースする場合には、物件ごとに当該計画書を作成すること。
4 : 販売会社等の見積書の写し、機器のカタログ等を添付すること。
5 : 機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細を添付すること。
6 : その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業実施計画の内容を補足するために必要な資料を添付すること。

3 その他

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機メーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データ連携できる環境を
☐ 整備している(又は整備する見込みである) ☐ 整備していない

(参考)APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、
CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Stayer)、Deere & Company(John Deer)、
SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

(別紙 2)

検証主体明細書

以下の者を、本事業実施計画においてグリーンな栽培体系の検証を中心的に行う農業者等(検証主体)として位置付ける。

No	検証主体名 (代表者名)	(対象品目の作付面積(ha)) グリーンな栽培体系の取組面積(ha)		本事業における役割
		事業実施年	普及目標年	

※1 「本事業における役割」の欄には、グリーンな栽培体系の検証を中心的に行うことが分かるように記載すること。
※2 有機農業の取組面積拡大に資する技術を検証する場合は、有機農業の取組面積を対象品目の作付面積の欄に()書で併せて記載すること。

別紙様式第 5 号（別記 5 関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金
（SDGs 対応型施設園芸確立）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

- （注 1）事業実施計画を添付すること。
- （注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
- （注 3）別紙様式第 11 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

みどりの食料システム戦略推進交付金
(SDG s 対応型施設園芸確立)
事業実施計画

事業実施年度： 令和 年度 (年目)

目 標 年 度 令和 年度

都道府県名： _____

事業実施主体名： _____

第1 事業実施主体等の概要等

1 事業実施主体等及び事業実施地区の概要

--

(注) 1：事業実施主体が協議会の場合は、責任体制が把握できるように記載すること。

2：交付金事業を実施できる能力（財政状況含む）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。

2 事業実施主体の代表者連絡先

所属		役職		代表者名		事業実施地域		
所在地					電話番号		Eメール	

3 事業実施主体等の体制

< 農業者 >

所属（企業等）	氏名	役割

< 行政機関 >

所属（都道府県・市町村等）	氏名	役割

< 民間事業者 >

所属（企業等）	氏名	役割

(注) 1：「役割」の欄には、各者の役割を具体的に記入する。なお、本実証に関与する者をもれなく記載する。

2：欄が不足する場合は、欄を追加し、不要な場合は削除する。

3：重点支援モデルの実証を中心的に行う農業者等（実証主体）を明記し、機械等の管理する者を明らかにする。

第2 事業内容

1 本事業に取り組む目的（地域における課題、事業を行う必要性、本事業で期待される効果等）

（注） 1：事業実施期間を複数年又は目標年度を事業実施期間の最終年度の2年後とする場合は、その理由を簡潔に追記する。

2 事業の実施期間等

事業実施期間：令和 年度～令和 年度

3 事業の内容

取組内容	実施時期	実施場所	対象者・人数	備考
（1）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成				
（2）重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証				
ア 省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証				
イ 新技術を活用した栽培・経営実証				
ウ 環境影響評価の実施				
（3）経営指標やマニュアルの作成・情報発信				

（注） 1：取組内容が不足する場合は、欄を追加する。

2：（2）ア及びイを行う場合は、取組内容欄に実証を行う品目を記載する等、実証内容や有効性等を具体的に記載する。

なお、複数品目の実証を行う場合は、それぞれの品目ごとの取組がわかるように記載する。

3：（2）イを行う場合、導入技術が「商品化していない」又は「事業実施都道府県内で導入事例がない」等を備考欄に記載する。

4 工程表

各取組	令和○年								令和○年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成												
(2) 重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証												
ア 省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証												
イ 新技術を活用した栽培・経営実証												
ウ 環境影響評価の実施												
(3) 経営指標やマニュアルの作成・情報発信												

(注) 1 : (2) ア 省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証及びイ 新技術を活用した栽培・経営実証については、詳細を記載する。
2 : 年月は、本事業に取り組む期間を記載する。

第3 事業実施経費

1 事業内容毎の事業実施経費

(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

取組内容	総事業費（円）	負担区分（円）				備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

(2) 重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証

取組内容	総事業費（円）	負担区分（円）				備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
ア 省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証						
小計						
イ 新技術を活用した栽培・経営実証						
小計						
ウ 環境影響評価の実施						
小計						
合計						

(3) 経営指標やマニュアルの作成・情報発信

取組内容	総事業費（円）	負担区分（円）				備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

(注) 1：適宜、行を追加し、不要な場合は削除する。

2：「取組内容」の欄には、第2の3の内容に対応する形で具体的に記入する。

3：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円、うち国費〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業実施経費（費目別内訳）

取組		費目	細目	金額（円）	経費の根拠（各費目の単価、回数、面積等）
（１）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成					
小計（a）					
（２）重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証	ア 省エネルギー・資材を活用した栽培・経営実証				
	小計				
	イ 新技術を活用した栽培・経営実証				
	小計				
	ウ 環境影響評価の実施				
	小計				
合計（b）					
（３）経営指標やマニュアルの作成・情報発信					
小計（c）					
総計（a）+（b）+（c）					

- （注） 1：本要綱別記5の別添2の費目、細目ごとに経費を分類し記入する。
2：「備考」の欄には、各費目の単価や回数等、経費の根拠を記入する。
3：「小計」「合計」の欄には、各取組事項に要する経費、「総計」の欄には全取組事項に要する経費を記入する。
4：別業とすることも可。

第4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

第5 収支予算

1 収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較増減（円）	
			増	減
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
その他				
合計				

2 支出の部

区分		本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較増減（円）	
				増	減
（1）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成					
（2）重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証	ア 省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証				
	イ 新技術を活用した栽培・経営実証				
	ウ 環境影響評価の実施				
（3）経営指標やマニュアルの作成・情報発信					
合計					

第6 添付書類

(添付しない書類名は削除すること。)

- (1) 事業実施主体が協議会の場合、協議会の規約、協議会体制図等の協議会の内容が確認できる資料
- (2) 新技術を活用した栽培・経営実証や省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証を行う場合は、次に掲げる資料を添付する。
 - ア 別紙様式第5号別添2の機械等導入計画書
 - イ 販売会社等の見積書の写し、機械設備のカタログ等
 - ウ 設備の能力、稼動期間等の詳細
 - エ 位置、配置図及び平面図
 - オ その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料 等
- (3) 機械等のリース導入を行う場合は、次に掲げる資料を添付する。
 - ア 別紙様式第5号別添3の機械等リース計画書
 - イ 販売会社等の見積書の写し、機械設備のカタログ等
 - ウ 設備の能力、稼動期間等の詳細
 - エ 位置、配置図及び平面図
 - オ その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料 等
- (4) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (5) 謝金、賃金等の経費がある場合は、その単価等の設定根拠となる資料
- (6) その他、事業計画を補足する資料として必要な資料
- (7) 市町村バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画、地球温暖化対策計画の推進に関する法律に基づく計画(区域施策編)と連携している取組である場合には、連携している取組であることが分かる資料
- (8) 脱炭素先行地域に選定されている場合、選定の内容が確認できる資料
- (9) 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画が認定されている場合、認定の内容が確認できる資料
- (10) 市町村が農林漁業循環経済先導計画を策定している場合、策定された農林漁業循環経済先導計画の内容が確認できる資料

みどりの食料システム戦略推進交付金（SDGs対応型施設園芸確立）
機械等導入計画書

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	
対象品目	

1 導入する機械等

機械等No	1		2		3	
機種名	(記載例：地下水熱源ヒートポンプ)					
型式名	(記載例：AB-XXV)					
能力	(記載例：○馬力)					
数量（台等）		台		台		台
当該機械の実証面積（a）		a		a		a
現有機の有無 (有の場合：能力、取得年月日、台数等)						
化石燃料の使用量の低減割合		%		%		%
補助率						

(注) 1：「化石燃料の使用量の低減割合」の欄について、前年度等の実績又は地域の慣行と比較した低減割合を記入すること。
2：「補助率」の欄には、「定額」又は「1／2以内」を記入すること。

2 購入費助成要望額

機械等No	1		2		3	
購入価格（税抜き）	(記載例：14,000,000)	円		円		円
購入価格（税込み）	(記載例：15,400,000)	円		円		円
購入費助成要望額	(記載例：6,000,000)	円		円		円
物件管理者	(記載例：鈴木太郎)					
物件設置・保管場所	(記載例：鈴木太郎の倉庫)					
備考	(記載例：下取り価格2,000,000円、除税額○○○円うち国費○○○円)					

(注) 1：下取り価格又は処分益がある場合は、控除した上で購入費助成要望額を算出ください。備考欄には、本事業の実施に伴って、下取り又は処分益が発生する場合は、その額（税抜き）を記入すること。
(計画時に額が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)
2：備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
3：販売会社等の見積書の写し、機器のカタログ等を添付すること。
4：機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細を添付すること。
5：その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料を添付すること。

購入費助成要望額合計（※3）
円

3 補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合

金融機関名	融資名	融資額	償還期間

みどりの食料システム戦略推進交付金（SDGs対応型施設園芸確立）
機械等リース計画書

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	
対象品目	

1 リース導入する機械等

機械等No	1		2		3	
機種名	(記載例：地下水熱源ヒートポンプ)					
型式名	(記載例：AB-XXV)					
能力	(記載例：○馬力)					
数量（台等）		台		台		台
当該機械の実証面積（a）		a		a		a
現有機の有無 （有の場合：能力、取得年月日、台数等）						
化石燃料の使用量の低減割合		%		%		%
補助率						

（注） 1：「化石燃料の使用量の低減割合」の欄について、前年度等の実績又は地域の慣行と比較した低減割合の見込量を記入する。
2：「補助率」の欄には、「定額」又は「1／2以内」を記入する。

2 リース料助成要望額

機械等No	1		2		3	
リース期間	開始日～終了予定日（※1）	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	リース借受日から○年間（※2）	年	年	年	年	年
リース物件取得予定見込額（税抜き） ①	(記載例：14,000,000)		円	円	円	円
リース期間終了後の残価設定（税抜き） ②	(記載例：0)		円	円	円	円
リース料助成要望額 ③	(記載例：7,000,000)		円	円	円	円
リース諸費用（金利・保険料・消費税等） ④	(記載例：2,730,000)		円	円	円	円
機械設備等利用者負担リース料（税込み）①－②－③＋④	(記載例：9,730,000)		円	円	円	円
リース物件管理者	(記載例：鈴木太郎)					
リース物件設置・保管場所	(記載例：鈴木太郎の倉庫)					

（注） 1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。
2：リース料助成要望額は、（1）又は（2）のいずれか小さい額を記入すること。
（1）：①×（リース期間/法定耐用年数）×1／2以内（定額の場合は1で計算）
（2）：（①－②）×1／2以内（定額の場合は1で計算）
3：複数の物件をリースし、当該表に収まらない場合には、表を追加し、※3の欄には、合計額を記入する。
4：販売会社等の見積書の写し等を添付する。
5：その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料を添付する。

リース導入助成要望額合計（※3）
円

別紙様式第 6 号（別記 6 関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金
（地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業））
事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	営農型太陽光発電のモデル的取組支援	別添 1	
2	未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証	別添 2	
3	未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ②未利用資源の混合利用促進	別添 3	
4	次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援	別添 4	

（注）作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

- （注 1）別添（事業実施計画）を添付すること。
- （注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
- （注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。
- （注 4）別紙様式第 11 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

(別紙様式第6号別添1)

みどりの食料システム戦略推進交付金
(地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業))
実施計画(事業実施主体計画)

事業項目名	(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
-------	-----------------------

第1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名	
事業実施主体及び構成員の概要(団体概要)	
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力(財政状況含む。)、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。	
事業担当者名及び連絡先	氏名(ふりがな)
	所属(部署名等)
	役職
	所在地
	電話番号
	メールアドレス URL
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村(〇〇地区) ※ 市町村区域全域以外の場合、実施区域の地図等詳細が分かる資料を添付すること。	

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
ア 推進会議 の開催 イ 課題解決 に向けた調 査等 ウ 営農型太 陽光発電設 備の導入	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託す る事業の内 容及びそれ に要する経 費	
合 計					

(注) 1 備考欄には、区分欄に掲げる取組の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、見積書、定価表、カタログ等を添付すること(委託費、備品費については、原則3社以上)。さらに、当該事業の直接的な実施者を記載すること。

2 備考欄は別紙とすることができる。

3 賃金、謝金、旅費が含まれる場合は、その根拠とした事業実施主体の賃金、謝金、旅費に関する規程を添付すること。なお、当該規程が本事業のために新たに整備されたものである場合には、その整備に当たり根拠とした規程(地方公共団体の旅費規程等)も併せて添付すること。

第3 事業の目的及び内容

1	事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載
2	実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載（開催（参加）回数も記載する。） ※ 営農型太陽光発電に関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていることが把握できるように記載
3	事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにして）を記載 ※ 地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できることが把握できるように記載 ※ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できることが把握できるように記載

事業区分	事業内容
推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
課題解決に向けた調査等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
営農型太陽光発電設備の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。 ※ 設備ごとに先進性・普及性を明らかにすること。

※ 今年度に営農型太陽光発電のモデルを策定し、次年度に営農型太陽光発電設備の導入を予定する場合は、次年度の計画を上記に準じて追記

（参考）取組概要（前年度の実績） ※当該欄が不要の場合は削除すること。

事業区分	事業内容
推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
課題解決に向けた調査等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。

（参考）取組概要（次年度の計画） ※当該欄が不要の場合は削除すること。

事業区分	事業内容
営農型太陽光発電設備の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。 ※ 設備ごとに先進性・普及性を明らかにすること。
4	事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 目標年度：令和 年度 成果目標： 波及効果：
※	みどりの食料システム戦略及び以下を踏まえた事業の目標を設定すること。 1. 事業実施地域の環境負荷軽減を図る取組。 2. モデル地区（先進性、普及性）に該当する取組。
5	事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載
6	事業実施期間 令和 年 月～令和 年 月
7	行政施策との関連性について ※ 次のいずれかに該当する場合は、チェックを付す ☐ 事業実施地域の所在する市町村が、農林漁業循環経済先導計画を作成しており事業内容に関連が見られる ☐ 事業実施主体が市町村又は構成員に市町村が含まれる協議会であって、農林漁業循環経済先導計画を令和7年度までに当該市町村が作成することが見込まれる ※ 交付金の配分に当たり、行政施策との関連性に応じてポイントを与えるので、それが把握できるように記載 ※ 根拠となる資料を添付（ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。）
8	その他事業の推進に必要な事項

第4 推進会議・協議会構成員の概要

(1) 必須構成員

区分	所属・役職名	氏名	推進会議 構成員	協議会 構成員	設備管理 責任者	備考
都道府県等						
農業者						食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2の（1）に掲げる者 ☐ 効率的かつ安定的な農業経営 ☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農 ☐ 上記以外
発電事業者						

(2) その他構成員

区分	所属・役職名	氏名	推進会議 構成員	協議会 構成員	設備管理 責任者	備考

- ※ 推進会議構成員欄、協議会構成員欄は、該当者に「○」を記載する。
- ※ 交付金の配分に当たり、構成員の多様性に応じてポイントを与えるので、構成員となることが確実な者のみ記載する。事業の執行過程で、構成員が減少すること等により与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を取り下げ、中止又は廃止することとなる。
- ※ 推進会議又は協議会の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」

という。)に基づき、法第 19 条第 1 項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第 21 条第 1 項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第 39 条第 1 項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和 7 年度までに認定を受ける見込みがある者が含まれる場合、備考欄にその旨を記載する。

※ 推進会議又は協議会の構成員に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「法」という。）に基づき、法第 7 条第 1 項に規定する「生産方式革新実施計画」の認定を受けている者が含まれる場合、備考欄にその旨を記載する。

※ 設備管理責任者欄は、営農型太陽光発電設備の導入を行う場合に、該当者に「○」を記載する。

（3）添付書類

（添付しない書類名は削除すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
2. 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
3. 暴力団排除に関する誓約書
4. その他参考資料

(別紙様式第6号別添2)

みどりの食料システム戦略推進交付金
(地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業))
実施計画(事業実施主体計画)

事業項目名	(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証
-------	---

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
※1 営業経歴(沿革)など事業実施主体の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性(インターネットによる公表等)を示す内容を記載すること。 [] 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 (該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載すること。)		
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	URL

(添付資料)

- (1) 事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料
ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴(沿革)及び直前3か年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
イ 事業実施主体が民間企業以外の者(地方公共団体を除く。)である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書
ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。
(2) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)

第2 事業費総括表

事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計					

- (注) 1 「事業内容」は、本要綱別記6第1の1(2)アより、(ア)から(オ)までを記入すること。
- 2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。
- 3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の内容

1 事業の目的
※ 事業実施地域における国産バイオ燃料やバイオマスプラスチック等の製造に向けた事業の目的を記載すること。 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載すること。
2 事業の内容
※ 事業の具体的な取組内容を記載すること。
3 成果目標 目標年度：〇〇年度 目標（達成すべき成果） （注1）目標（達成すべき成果）欄には、定性的な目標だけでなく、定量的な目標についても必ず記載すること。 （具体的な数値目標等の記載例） ・ 荒廃農地等を活用した国産バイオ燃料等の製造に向け、実証作物の収穫量等を設定すること。 ・ 事業実施により、●年までに国産バイオ燃料等の原料を目的とした資源作物の栽培面積を●haと記載すること。 ・ 事業実施により、●年までに国産バイオ燃料等の製造を目的とした資源作物の受入先（燃料製造業者等）を獲得すると記載すること。 （注2）可能な限り、収穫量を目標の一つとすること。
4 国産バイオ燃料等の製造に向けた資源作物の栽培実証を目的とした協議会の設立について ☐ 設立済み ☐ 設立予定あり ☐ 設立予定なし （いずれかを選択） 主な構成員（予定を含む。）
5 行政施策との関連性について 関連する行政施策 （注）都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画、農林漁業循環経済先導計画等、本事業に関連する施策を記入すること。
6 農業者・地方公共団体等の連携について 主な連携内容（予定を含む。） （注）国産バイオ燃料等の製造に向けた資源作物の栽培を目的として、農業者や地方公共団体等と連携して取組内容について記入すること。

第4 具体的な活動内容

バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証において実施できることとしている以下の取組のうち、予定している活動内容を可能な限り具体的に記載すること。

- ・ 資源作物の種類・品種
- ・ 検討会における検討項目（生産コストの分析・ビジネスモデルの検討等）
- ・ 検討会の開催時期（着手前、栽培実証中、栽培実証終了後等）
- ・ 現地での栽培実証（実施予定地、面積、栽培品種、実証期間等）
- ・ 栽培体系の分析（施肥概要、生育状況調査等の内容、分析項目、分析回数等）
- ・ 上記の結果や調査・実証で得られた結果等の活用内容

第5 事業実施予定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
（記載例）												
播種○	○											
施肥△	△											
生育												
収穫●						●						
燃焼実証												
検討会の開催												
報告書の作成												
支払												■

(別紙様式第 6 号別添 3)

みどりの食料システム戦略推進交付金
(地域循環型エネルギーシステム構築 (科学技術振興事業))
実施計画 (事業実施主体計画)

事業項目名	(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ②未利用資源の混合利用促進
-------	---

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体及び構成員の概要 (団体概要)		
※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力 (財政状況含む。)、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担当者名及び連絡先	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	URL
事業実施地域		

(添付資料)

- (1) 事業実施主体の概要 (団体概要等) が分かる資料
 - ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴 (沿革) 及び直前 3 か年分の決算 (事業) 報告書 (又はこれに準ずるもの)
 - イ 事業実施主体が民間企業以外の者 (地方公共団体を除く。) である場合にあっては、定款及び直前 3 か年分の決算 (事業) 報告書 (又はこれに準ずるもの)
 - ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書
ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。
- (2) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料 (借入金融機関名 (支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)

第2 事業費総括表

事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計					

- (注) 1 「事業内容」は、本要綱別記6第1の1(2)イより、(ア)から(ウ)までを記入すること。
- 2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。
- 3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載				
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示。 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載（開催（参加）回数も記載する。）				
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載				
事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 ※₁ 目標年度を記載すること。 目標年度：令和○年度 ※₂ みどりの食料システム戦略及び以下を踏まえた事業の目標を設定すること。 1 事業実施地域の環境負荷軽減を図る取組。 2 モデル地区（先進性、普及性）に該当する取組。				
5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載				
6 事業実施期間				
7 行政施策との関連性について				
8 その他事業の推進に必要な事項				

(別紙様式第6号別添4)

みどりの食料システム戦略推進交付金
(地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業))
実施計画(事業実施主体計画)

事業項目名	(3) 次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組支援
-------	--------------------------------

第1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名	
事業実施主体及び構成員の概要(団体概要)	
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力(財政状況含む。)、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。	
事業担当者名及び連絡先	氏名(ふりがな)
	所属(部署名等)
	役職
	所在地
	電話番号
	メールアドレス URL
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村(〇〇地区) ※ 市町村区域全域以外の場合、実施区域の地図等詳細が分かる資料を添付すること。	

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
ア 推進会議 の開催 イ 課題解決 に向けた調 査等 ウ 次世代型 太陽電池の 導入	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託す る事業の内 容及びそれ に要する経 費	
合 計					

(注) 1 備考欄には、区分欄に掲げる取組の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、見積書、定価表、カタログ等を添付すること(委託費、備品費については、原則3社以上)。さらに、当該事業の直接的な実施者を記載すること。

2 備考欄は別紙とすることができる。

3 賃金、謝金、旅費が含まれる場合は、その根拠とした事業実施主体の賃金、謝金、旅費に関する規程を添付すること。なお、当該規程が本事業のために新たに整備されたものである場合には、その整備に当たり根拠とした規程(地方公共団体の旅費規程等)も併せて添付すること。

第3 事業の目的及び内容

1	事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載								
2	実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載（開催（参加）回数も記載する。） ※ 地域農林漁業の特色や電力需要等を踏まえた次世代型太陽電池に関する調査を確実に遂行できることが把握できるように記載 ※ 推進会議及び協議会について、次世代型太陽電池に関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていることが把握できるように記載								
3	事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにして）を記載 ※ 地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できることが把握できるように記載 ※ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できることが把握できるように記載 ※ 導入する次世代型太陽電池について、軽量・柔軟といった特徴を有し、既存のシリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が可能なもの又は既存のシリコン型太陽電池には無い導入メリット（架台コストの削減等）が見込まれるものであることが把握できるように記載。また、発電効率や耐久性、量産の見込み等を踏まえ、2030年を目途に、その普及が見込まれることが把握できるように記載								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; padding: 5px;">事業区分</th> <th style="padding: 5px;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">推進会議の開催</td> <td style="padding: 5px;">※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課題解決に向けた調査等</td> <td style="padding: 5px;">※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">次世代型太陽電池の導入</td> <td style="padding: 5px;">※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	事業内容	推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。	課題解決に向けた調査等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。	次世代型太陽電池の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
事業区分	事業内容								
推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
課題解決に向けた調査等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
次世代型太陽電池の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
4	事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 目標年度：令和 年度 成果目標：								

波及効果：	
※	みどりの食料システム戦略及び以下を踏まえた事業の目標を設定すること。 1 事業実施地域の環境負荷軽減を図る取組。 2 モデル地区（先進性、普及性）に該当する取組。
5	事業成果・効果の検証方法
※	4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載
6	事業実施期間 令和 年 月～令和 年 月
7	行政施策との関連性について
※	交付金の配分に当たり、行政施策との関連性に応じてポイントを与えるので、それが把握できるように記載
※	根拠となる資料を添付（ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。）
8	その他事業の推進に必要な事項

第4 推進会議・協議会構成員の概要

(1) 構成員

区分	所属・役職名	氏名	推進会議 構成員	協議会 構成員	設備管理 責任者	備考

- ※ 推進会議構成員欄、協議会構成員、設備管理責任者欄は、該当者に「○」を記載する。
- ※ 交付金の配分に当たり、構成員の多様性に応じてポイントを与えるので、構成員となることが確実な者のみ記載する。事業の執行過程で、構成員が減少すること等により与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を取り下げ、中止又は廃止することとなる。
- ※ 推進会議又は協議会の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和7年度までに認定を受ける見込みがある者が含まれる場合、備考欄にその旨を記載する。
- ※ 推進会議又は協議会の構成員に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「法」という。）に基づき、法第7条第1項に規定する「生産方式革新実施計画」の認定を受けている者が含まれる場合、備考欄にその旨を記載する。

(2) 添付書類

（添付しない書類名は削除すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- 2 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- 3 暴力団排除に関する誓約書
- 4 その他参考資料

都道府県知事 殿

応募団体住所（郵便番号・事務所所在地）
応募団体名（名称及び代表者の役職・氏名）

暴力団排除に関する誓約書

当団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

みどりの食料システム戦略推進交付金
（バイオマスの地産地消（推進事業））事業実施計画書

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 5 第 2 項に基づき、事業実施計画を提出する。

（注）別紙様式第 11 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）
を事業実施計画に添付すること。

別紙様式第7号（1）事業化の推進

みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）のうち事業化の推進）事業実施計画

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。 〔 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。） 〕			
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	F A X	
	E-mail	U R L	
(3) 事業の概要			
ア 事業の目的 イ 事業の内容 ※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載。 ※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載。			
(4) モデル性			
ア 交付要件（いずれかに必ずチェックを付すこと） ※バイオマスの地産地消（整備事業）の交付要件（本要綱別記7-2第1の2に掲げる交付要件）との整合性について記載 ☐ 大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる。 ☐ 地方公共団体等との連携協定等に基づきマテリアル資材（原料）を製造し当該地帯に			

供給することができる。 ☐ 市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた施設で、農林漁業関連施設にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することとなっている。 ※根拠となる資料を添付。					
イ 該当するモデル（次のいずれかにチェックを付すこと） ☐ バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル） ☐ 地域資源循環の高度化（地域一体モデル） ☐ 地域資源循環の高度化（マテリアル利用推進モデル） ☐ バイオマス新技術利用モデルの構築（スマート技術モデル）					
ウ モデル性 ※バイオマスの地産地消（整備事業）の事業内容（本要綱別記 7－2 第 1 の 1 に掲げる事業内容）との整合性やモデル性（新規性）について記載。					
<table border="1"> <tr> <td>（5）導入技術</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、RDF 製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造 </td> </tr> </table>		（5）導入技術		記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、RDF 製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造	
（5）導入技術					
記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、RDF 製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造					
<table border="1"> <tr> <td>（6）バイオマス原料調達（見込み）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ア バイオマスの種類 記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等 イ 原料の性状 ウ バイオマス原料調達量（利用量） 年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm³ 等） ・日利用量：○○○□/日 ・年間利用日数：○○○日/年 エ 原料調達先 ※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。 オ 原料調達価格 ※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付） カ 原料調達手段 ※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。 </td> </tr> </table>		（6）バイオマス原料調達（見込み）		ア バイオマスの種類 記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等 イ 原料の性状 ウ バイオマス原料調達量（利用量） 年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm³ 等） ・日利用量：○○○□/日 ・年間利用日数：○○○日/年 エ 原料調達先 ※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。 オ 原料調達価格 ※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付） カ 原料調達手段 ※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。	
（6）バイオマス原料調達（見込み）					
ア バイオマスの種類 記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等 イ 原料の性状 ウ バイオマス原料調達量（利用量） 年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm³ 等） ・日利用量：○○○□/日 ・年間利用日数：○○○日/年 エ 原料調達先 ※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。 オ 原料調達価格 ※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付） カ 原料調達手段 ※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。					

(7) 製造物 (見込み)	
ア 製造物の種類 イ 主たる製造物量 (年間製造量) 年間製造量: ○,○○○□/年 (□には kg、t、L、GJ、Nm³、kwh 等) { ・ 時間当たり設備能力: ○○□/h ・ 日製造量: ○○○□/日 ・ 年間製造日数: ○○○日/年 例) バイオガス製造量: ○○Nm³/年、発電量: ○○kwh/年、 熱製造量: ○○GJ/年 BDF: ○○L/年、エタノール: ○○L/年 シリカ (原料) 製造量: ○○t/年 ウ 副産物量 ○○製造量: ○○○□/年 (□には kg、t、L 等) 例) 液肥製造量: ○○ t/年、年間堆肥製造量: ○○ t/年、グリセリン: ○○ t/年 エ 販売先・利用先 ※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。 ※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載。 オ 販売予定価格 ※販売予定価格の根拠資料 (地域での販売価格等、価格の根拠) を添付。 ※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。 カ 製造物の品質の確保 ※製造物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。	
(8) 成果目標 (本要綱別記 7-1 第 3)	
目標年度: ○年度 ※目標年度は施設整備完了から 3 年経過した年度とすること。 成果目標:	
(9) 事業費	
ア 事業費積算内訳書 (別紙様式第 7-1 号) ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる	

資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。 ※各項目ごとに内訳が分かるように整理すること。 イ 費用負担の方法及び資金計画（別紙様式第7－2号） ※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。	
(10) 実施計画	
ア 当該年度事業実施内容 イ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第7－3号）	
(11) 関係法令の許認可の状況	
（廃掃法、肥料法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可） ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画を記載すること。 参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	
(12) 実施体制	
ア 実施体制図 ※実施に必要な組織、委託先等を記載すること。 イ 発注業者の選定方法	

ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※調査や設計等の実績、実施内容等を記載すること。	
(13) 関係者との調整状況	
地方自治体計画等既存の計画との整合 ※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。	
(14) 行政施策との関連性について	
以下の施策と連携している取組であるか記載すること。 ・都道府県バイオマス活用推進計画 ・市町村バイオマス活用推進計画 ・バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 ・市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた事業化プロジェクト ・分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープラン ・脱炭素先行地域に選定されている地域脱炭素に資する取組 ・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画	
(15) 想定される効果（見込み）	
ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等） エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）	

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第7号（2）効果促進対策

みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）のうち効果促進対策）事業実施計画

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。 〔 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。） 〕			
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	FAX	
	E-mail	URL	
(3) 事業の概要			
ア 施設の概要 イ 課題解決を図るもの（次のいずれかにチェックを付すこと（複数選択可）） ☐（ア）熱電併給による農林水産関係施設への供給等を行う場合 ☐（イ）災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合 ☐（ウ）新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達の多様化に取り組む場合 ☐（エ）エネルギー利用後の副産物（二酸化炭素や発酵残渣）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合 ウ 生じている課題の詳細 エ 事業目的・内容 ※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載。			

※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷軽減にどのように寄与するかについて記載。	
(4) 調査概要	
※実証・検証する内容を記載。	
(5) 成果目標（本要綱別記 7－1 第 3）	
目標年度：○年度 ※目標年度は事業実施年度から 3 年以内とすること。 成果目標：	
(6) 事業費	
ア 事業費積算内訳書（別紙様式第 7－1 号） ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。 ※各項目ごとに内訳が分かるように整理すること。 イ 費用負担の方法及び資金計画（別紙様式第 7－2 号） ※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。	
(7) 実施計画	
ア 当該年度事業実施内容 イ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第 7－3 号）	
(8) 関係法令の許認可の状況	
（廃掃法、肥料法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可） ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画を記載すること。	

参考) 関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	
(9) 実施体制	
ア 実施体制図 ※実施に必要な組織、委託先等を記載すること。 イ 発注業者の選定方法 ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※調査や設計等の実績、実施内容等を記載すること。	
(10) 行政施策との関連性について	
以下の施策と連携している取組であるか記載すること。 ・都道府県バイオマス活用推進計画 ・市町村バイオマス活用推進計画 ・バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクト ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 ・市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた事業化プロジェクト ・分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープラン ・脱炭素先行地域に選定されている地域脱炭素に資する取組 ・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画	
(11) 想定される効果（見込み）	
ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等）	

エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第7号（3）バイオ液肥散布車等の導入

みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）のうちバイオ液肥散布車等の導入）事業実施計画

(1) 事業実施地所在地			
(2) 事業実施主体名			
事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載すること。 〔 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載すること。） 〕			
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	FAX	
	E-mail	URL	
(3) 事業の概要			
ア 事業の目的 イ 事業の内容 ※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。 ※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載すること。			
(4) バイオマス原料調達			
ア バイオマスの種類 （記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等 イ 原料の性状 ウ バイオマス原料調達量（利用量） 年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm³ 等）			

・ 日利用量：〇〇〇□/日
 ・ 年間利用日数：〇〇〇日/年

エ 原料調達先

※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。

※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

オ 原料調達価格

※原料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。

カ 原料調達手段

※収集・運搬方法を記載すること。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。

（５）製造物

ア 製造物の種類

イ 主たる製造物量（年間製造量）

年間製造量：〇, 〇〇〇□/年（□には kg、t、L、GJ、Nm³、kwh 等）

・ 時間当たり設備能力：〇〇□/h
 ・ 日製造量：〇〇〇□/日
 ・ 年間製造日数：〇〇〇日/年

（記載例）年間バイオガス製造量：〇〇Nm³/年

年間発電量：〇〇kwh/年

年間熱製造量：〇〇GJ/年

ウ 副産物量

年間〇〇製造量：〇〇〇□/年（□には kg、t、L 等）

（記載例）年間液肥製造量：〇〇 t/年

年間堆肥製造量：〇〇 t/年

グリセリン：〇〇 t/年

エ 販売先・利用先

※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付すること。

※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載すること。

オ 販売予定価格

※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付すること。

※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載すること。

カ 製造物の品質の確保	※製造物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載すること。
(6) 成果目標 (本要綱別記 7-1 第 3)	
ア 目標年度: ○年度	※目標年度は事業実施年度から 3 年以内とすること。
イ 成果目標:	
(7) 事業費	
ア 事業費積算内訳書 (別紙様式第 7-1 号)	※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。 ※項目ごとに内訳が分かるように整理すること。
イ 費用負担の方法及び資金計画 (別紙様式第 7-2 号)	※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。
(8) 関係法令の許認可の状況	
ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し	※事業実施に当たって許認可 (届出)、権利使用 (又は取得等) の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。
イ 周辺環境への影響	※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値 (規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと) への設備の対応計画を記載すること。
(参考) 関係法令例	
・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	

(9) 行政施策との関連性について	
※ 以下の施策と連携している取組であるか記載すること。 ・都道府県バイオマス活用推進計画 ・市町村バイオマス活用推進計画 ・バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクト ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 ・市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた事業化プロジェクト ・分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープラン ・脱炭素先行地域に選定されている地域脱炭素に資する取組 ・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画	
(10) 想定される効果	
ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等） エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）	
(11) リース料（※該当ない場合は本欄削除）	
ア 設備・機器の名称 イ リース料総額 ウ リース事業者の設備・機器の物件購入価格 エ 補助金相当額（ウの1／2以内とする。） オ 支払期間 （○年○月～○年○月（○年○ヶ月）、支払回数○回） カ リース料額 （○円／回） キ リース期間終了後の設備・機器の取扱い ※残存価格が設定される場合はその額も記載すること。	

ク 関係書類 ※導入する設備・機器のパンフレット等、見積書の写し、複数の相見積りを添付すること。
(12) リース事業者の名称及び概要 (※該当ない場合は本欄削除)
ア リース事業者の名称及び代表者 イ 所在地及び電話番号 ウ 資本金 エ 主な株主

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第7号（4）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）のうちメタン発酵バイオ液肥等の利用促進）事業実施計画

第1 事業実施主体の概要

※1 営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。		
[過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載すること。）]		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	URL

（添付資料）

（1）事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

（2）金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの。）

第2 総括表

事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	（1）委託先 （2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計					

（注）「事業内容」は、本要綱別記7-1第1の1（4）より、ア～オを記入すること。

第3 事業の内容

1 事業の目的

2 事業の内容

※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載すること。

ア 成果目標

目標年度：〇〇年度

目標（達成すべき成果）

（注1）目標（達成すべき成果）欄には、定性的な目標だけでなく、定量的な目標についても必ず記載すること。

（具体的な数値目標等の記載例）

- ・バイオ液肥等の利用促進に向け、化学肥料に対する費用対効果や実証作物の収量等を設定すること。
- ・普及啓発活動等により、●年までに、メタン発酵バイオ液肥等の利用量（又は、発生量に対する利用率）を年間●〇（●％）と記載すること。
- ・普及啓発活動等により、●年までに、農林漁業者等に対するバイオ液肥等の利用の呼びかけを●件行う（又は、農林漁業者等からバイオ液肥等の利用の確約を●件得る。）と記載すること。
- ・普及啓発活動等により、●年までに、バイオ液肥等の肥料としての受入先を●件（又は、散布面積●ha）獲得すると記載すること。

（注2）可能な限り、利用量を目標の一つとすること。

イ バイオ液肥等の肥料利用を促進することを目的に組織した協議会等の設立について
（いずれかを選択）

☐ 設立済み

☐ 設立予定あり

☐ 設立予定なし

主な構成員（予定を含む）

ウ 行政施策との関連性について

関連する行政施策

（注）都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画、農林漁業循環経済先導計画等、本事業に関連する施策を記入すること。

主な連携内容（予定を含む）

3 具体的な活動内容

- ・メタン発酵バイオ液肥等の調達先（自社メタン発酵施設、近隣のメタン発酵施設等）
- ・バイオ液肥等の肥効分析（生育状況調査等の内容、分析項目、分析回数等）
- ・現地での肥料散布調査・実証（実施予定地、面積、散布量、栽培品種、実証期間等）
- ・上記の結果や調査・実証で得られた結果等を用いた農林漁業者等への啓発活動（普及啓発資料の作成・配布、研修会の開催、バイオ液肥等のサンプル提供等）

別紙様式第7-1号

事業費積算内訳書

費 目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備 考
	金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
調査費		例) ○○調査		例) ○○調査	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
基本設計費		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事				
(小計)								
実施設計費		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事				
(小計)								
協議・手続 費用		例) ○○協議 ○○許認可申請		例) ○○協議 ○○許認可申請				
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載すること。

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとすること。

別紙様式第7-2号

費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載すること。

（単位：千円）

総事業費	助成対象経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合 計	備 考
		国費	地方公共団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			

（注）自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第7-3号

事業実施予定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
（記載例）												
〇〇調査												
基本設計												
支払												●

(添付書類)

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

- ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- イ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）
ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料

(2) 利用しようとする技術の概要を示す資料

(3) 金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

(4) バイオマス原料調達（見込み）に関する資料

- ア 原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料
- イ 原料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）

(5) 成果物の販路・販売先（見込み）に関する資料

- ア 販売先又は利用先との契約書等の根拠資料
- イ 販売予定価格の根拠資料

(6) 事業費積算内訳書（別紙様式第7-1号）に関する資料

- ア 公的積算基準によらない場合、根拠となる資料
- イ 見積による場合は、3者以上の見積書

(7) 費用負担の方法及び資金計画（別紙様式第7-2号）に関する資料

自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等

(8) 都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画、農林漁業循環経済先導計画と連携している取組である場合には、連携している取組であることが分かる資料

※ 上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、事業実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第 8 号（別記 7－2 関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金
（バイオマスの地産地消（整備事業））実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

- （注 1）事業実施計画を添付すること。
- （注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
- （注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。
- （注 4）別紙様式第 11 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

別紙様式第 8 号

みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（整備事業））事業実施計画

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載すること。 （過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消又は補助事業中止の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日を記載すること。））			
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	F A X	
	E-mail	U R L	
(3) 実施体制			
ア 実施体制図 ※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載すること。 イ 導入技術に必要な技術者 ・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載すること。 ※自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付すること。 ウ 発注業者の選定方法 エ 運営管理費 ※年間ランニングコストを記載すること。 オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月を記載すること。			

(4) 事業の概要	
ア 背景	
イ 事業の目的	
ウ 補助対象施設等の概要	
※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。 ※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載すること。 ※機能強化対策の場合は、地域の社会・経済における役割、今回対策を講じることにより達成する機能強化の内容（資源やエネルギーの種類・量の増、施設の高度化・効率化、利用先（農林漁業施設での利用）・利用方法の増等）を記載すること等。	
(5) モデル性	
ア 交付要件（いずれかに必ずチェックを付すこと）	
☐ 大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる。 ☐ 地方公共団体等との連携協定等に基づきマテリアル資材（原料）を製造し当該地帯に供給することができる。 ☐ 市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた施設で、農林漁業関連施設にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる。 ※根拠となる資料を添付すること。	
イ 該当するモデル（次のいずれかにチェックを付すこと）	
☐ バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル） ☐ 地域資源循環の高度化（地域一体モデル） ☐ 地域資源循環の高度化（マテリアル利用推進モデル） ☐ バイオマス新技術利用モデルの構築（スマート技術モデル）	
ウ モデル性	
※バイオマス地産地消対策の事業内容（本要綱別記 7－2 第 1 の 1 に掲げる事業内容）との整合性やモデル性（新規性）について記載すること。	
(6) 導入技術及び施設計画	
ア 導入技術の方式	
（記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造	

イ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又は電力市場と連動した買取制度（以下「FIP」という。）による売電の有無

発電を行う取組の場合は次の１、２のいずれかにチェックを付すこと。

☐ １ FIT 又は FIP を活用した売電を行わない。

☐ ２ FIT 又は FIP を活用して売電する（発電された電気が最終的に FIT 又は FIP を活用して売電される場合を含む。）。

※２の場合、発電設備に係る経費は交付対象外となる。

ウ 基本計画フロー図（別紙様式第８－１号 参考図参照）

※物質収支、エネルギー、施設の容量、性状、日当たり処理量を記載すること。

※フローに記載した数値の設計根拠となる資料を添付すること。

エ 全体配置図（略図、面積、容量等記載）

※交付対象範囲を明示すること。

オ 工事概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作据付工事

カ 工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等）

キ 機器リスト

※基本仕様（設備能力、容量等）を記載すること。

ク 施設用地の確保状況

※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載すること。

※自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。

※設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。

※用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載すること。

（７）バイオマス原料調達

ア バイオマスの種類

（記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ 原料の性状

ウ バイオマス原料調達量（利用量）

年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm³等）

・ 日利用量：〇〇〇□/日 ・ 年間利用日数：〇〇〇日/年 エ 原料調達先 ※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。 ※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。 オ 原料調達価格 ※原料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。 カ 原料調達手段 ※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。	
(8) 製造物	
ア 製造物の種類 イ 主たる製造物量（年間製造量） 年間製造量：〇, 〇〇〇□/年（□には kg、t、L、GJ、Nm³、kwh 等） ・ 時間当たり設備能力：〇〇□/h ・ 日製造量：〇〇〇□/日 ・ 年間製造日数：〇〇〇日/年 （記載例） バイオガス製造量：〇〇Nm³/年、 発電量：〇〇kwh/年、 熱製造量：〇〇GJ/年 BDF：〇〇L/年、エタノール：〇〇L/年 シリカ（原料）製造量：〇〇t/年	
(9) 成果目標（本要綱別記 7－2 第 3）	
ア 成果物の利用量 ※機能強化対策施設及び成果拡大施設については、改修及び増設・改造により拡大する量とすること。 ※機能強化対策施設については、全体量を記載し増加する量を上段（ ）欄に記載すること。 ※産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定すること。 ※目標年度は施設整備完了から 3 年経過した年度とすること。 （記載例） 熱利用量：〇〇GJ/年 売電量：〇〇〇kwh/年 固体燃料利用量：〇〇t/年	

シリカ（原料）供給量：〇〇t/年	
イ 販売先・利用先 ※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付すること。 ※副産物がある場合は、処理方法を記載すること。 ※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。	
ウ 販売予定価格 ※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付すること。 ※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載すること。	
エ 成果物の品質の確保 ※成果物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載すること。	
オ 事業成果の検証方法 ※成果目標の検証方法を記載すること。	
(10) 事業費	
ア 事業費積算内訳書（別紙様式第 8－2 号） ※公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。 ※機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。 ※工事費は各工事（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）ごとに内訳が分かるように整理すること。	
イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第 8－3 号） ※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。	
(11) 事業収支	
ア 事業収支計画（別紙様式第 8－4 号） ※算出根拠も添付。算出根拠の提出に当たっては、収支計算に用いる、人件費、物品単価、廃棄物処理費等、単価まで根拠を記載すること。	
イ 費用対効果（別紙様式第 18 号） ※投資効率を記載すること。	

(12) 実施計画	
ア 当該年度事業実施内容 ※事業着手からバイオマスの原料調達及び再生可能エネルギー等の成果物の利用開始まで事業内容を記載すること。 イ 年度別の事業実施内容 ※複数年度にわたる事業の場合は、年度ごとに実施内容を記載すること。 ウ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第8－5号）	
(13) 関係法令の許認可の状況	
ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。 ※対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。 ※その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。（参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	
(14) 関係者との調整状況	
ア 地方自治体計画等既存の計画との整合 ※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載すること。 イ 地域住民との調整	

※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全て（手続進捗状況及び完了したものを含む。）について記載すること。 ※解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。	
(15) 行政施策との関連性について	
ア 地域別農業振興計画との整合 ※都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組への該当の有無を記載すること。 イ その他行政施策との関連 ※「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」、「バイオマス産業都市構想」、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープラン、「バイオエコノミー戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティ、「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画、「農林漁業循環経済先導計画」等、行政施策に位置付けられた取組の該当があれば記載すること。	
(16) 想定される効果	
ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等） エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）	
(17) 事業計画図	
ア 位置図 イ 計画平面図 ※補助対象範囲を明示すること。複数年にわたる事業の場合は、年度ごとの実施部分が分かるように記載すること。	

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料

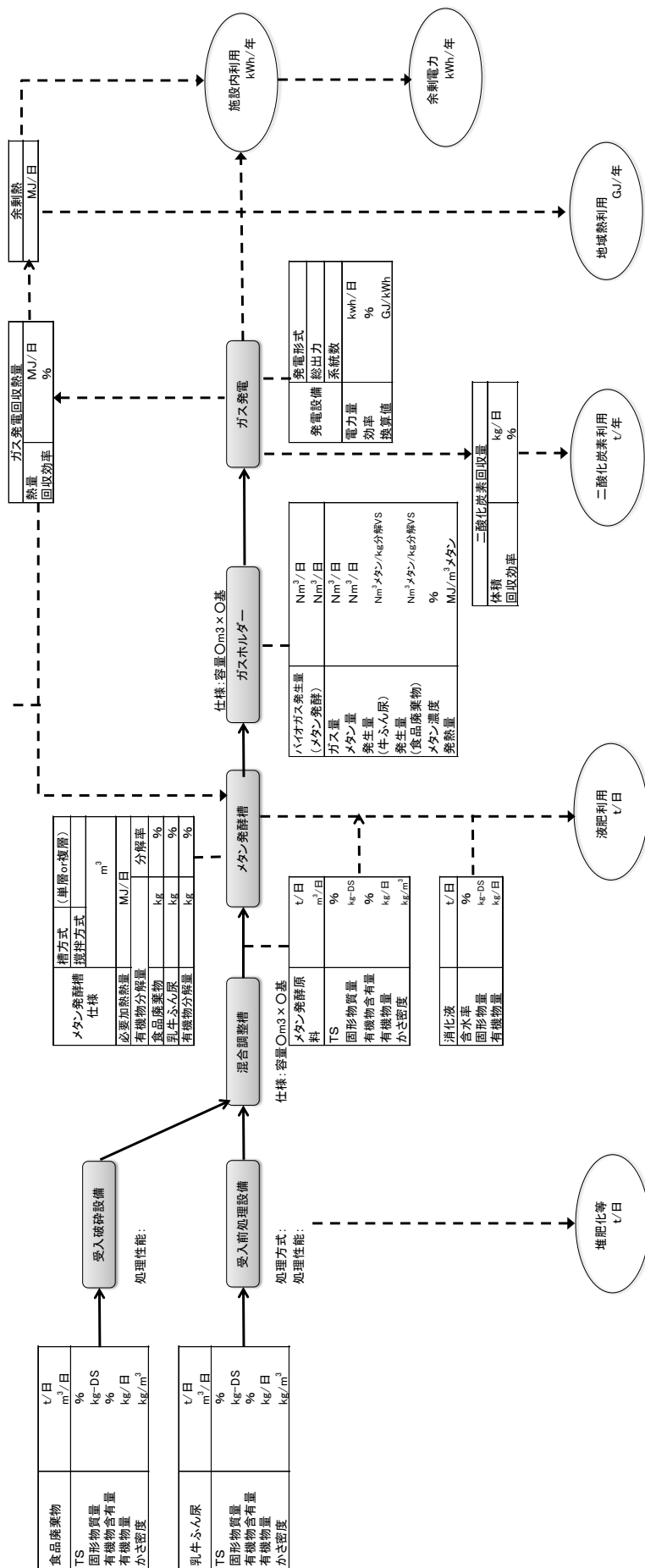
○) を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第8-1号

基本計画フロー図

1. メタン発酵施設

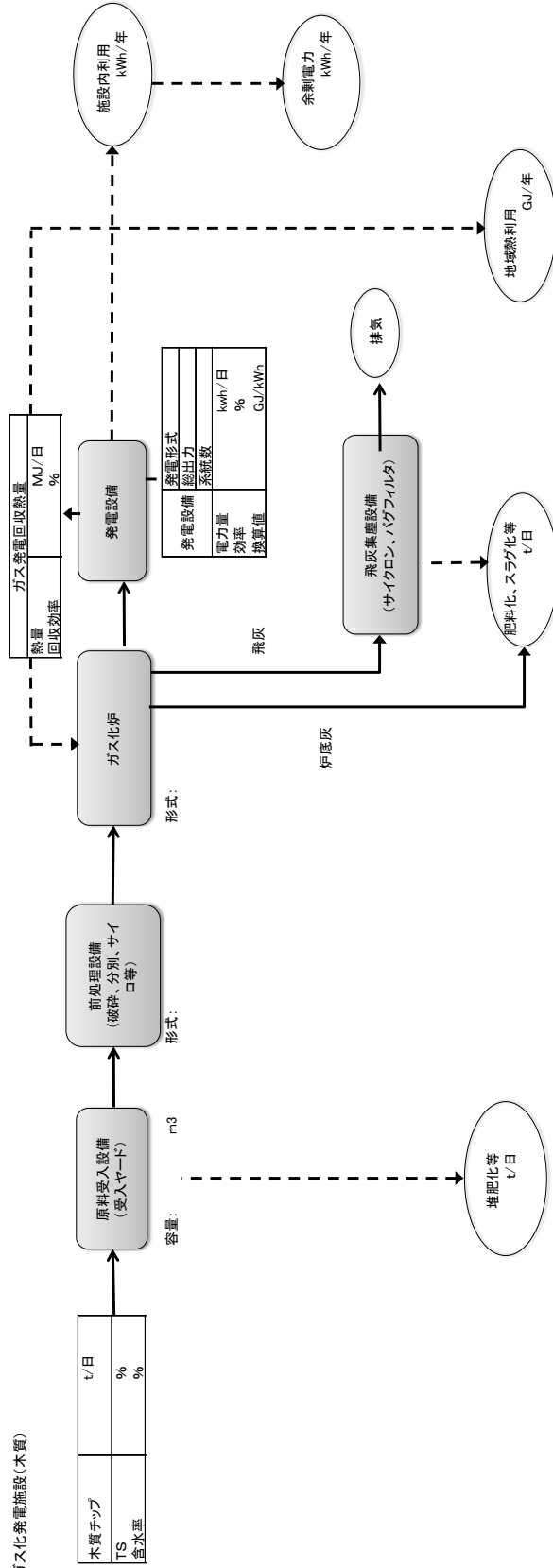
(参考図)



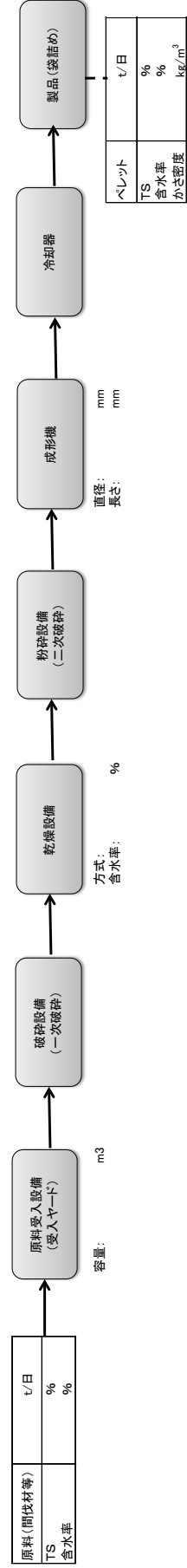
別紙様式第 8－1 号

(参考図)

2. 木質ガス化発電施設(木質)



3. 固体燃料化施設(ペレット)



別紙様式第 8－2 号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。複数年度実施する事業については、全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：千円)

費 目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備 考
	金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
機械器具の 購入費								
(小計)								
測量及び設計費								
測量試験費								
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注 1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注 2) 金額は契約単位で記入すること。

(注 3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとすること。

別紙様式第 8－3 号 費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載すること。

（単位：千円）

	総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合 計	備 考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

（注）自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が
 確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第 8－4 号

事業収支計画表

基本諸元		導入技術		〇〇施設																		
		建設費	18百万円	20年																		
耐用年数		(主たる施設の標準耐用年数)																				
事業年度		初期投資	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
Ⅰ	a建設費	-18																				
	a.収入		4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	①売電収入		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	②熱販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③製品販売収入		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	④受入処理費による収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤副産物販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	b.支出		3.6	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
	(1)原料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①原料購入費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)製造経費		3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	①人件費		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	②ユーティリティ費		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	③メンテナンス費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	④廃棄物等処理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	⑤減価償却費		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	(3)製品出荷費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4)支払金利		0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)租税公課		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(6)一般管理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
c.税引前利益		0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
d.法人税等		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
e.税引後利益		0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
f.減価償却費		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
g.毎年のキャッシュフロー		-18	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	
IRR(内部収益率)															0.3%	1.4%	2.4%	3.2%	4.5%	5.0%	5.4%	5.8%
a.キャッシュの累計額		1.4	2.9	4.4	5.8	7.3	8.8	10.3	11.9	13.5	15.1	16.7	18.3	19.9	21.5	23.1	24.7	26.4	28.0	29.6	31.2	
b.回収率		8%	16%	24%	32%	41%	49%	57%	66%	75%	84%	93%	102%	111%	120%	129%	137%	146%	155%	164%	173%	

単位:百万円

Ⅱ

Ⅲ

単位: 百万円

※ の欄を記載すること
 ※ 必要に応じて欄を追加すること。

別紙様式第 8－5 号

事業実施予定スケジュール

〈○年度〉

項目	○年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
実施設計	■	■	■									
土木建築工事				■	■	■	■	■				
機械製作設置工事				■	■	■	■					
支払											●	
試験稼働									■	■		
実績報告書提出												●
本格稼働											■	■

※事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

〈全体〉

項目	○年度	□年度	◇年度

(注) 複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した交付金の返還が必要となる。

(添付書類)

(2) 事業実施主体名

○事業実施主体の概要関係

- ・事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
 - ・事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ※本要綱別記7-2の第5の1（1）
- ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(3) 実施体制

○イ 導入技術に必要な技術者

- ・自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等

(5) モデル性

○ア 交付要件

- ・大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給できることが確認できる資料（地方自治体との議事録等）
- ・再生可能エネルギーを活用しつつ、地産地消によるバイオマス資源循環に貢献し、地方公共団体等との連携協定等に基づき、マテリアル資材（原料）を供給することができる計画となっていることが確認できる資料（協定書等）

(6) 導入技術及び施設計画

○ア 導入技術の方式関係

- ・利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料

※本要綱別記7-2の第5の1（2）

○ウ 基本計画フロー図関係

- ・記載した数値の設計根拠となる資料

○ク 施設用地の確保状況関係

- ・自己所有でないときは利用許可書等
- ・設置予定場所及びその周辺写真
- ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等

(7) バイオマス原料調達

○エ 原料調達先関係

- ・原料調達先との契約書等

○オ 原料調達価格関係

- ・原料調達価格の根拠資料

(9) 成果目標

○イ 販売先・利用先関係

- ・販売先又は利用先との契約書等

○ウ 販売予定価格

- ・販売予定価格の根拠資料

(10) 事業費

○ア 事業費積算内訳書関係

- ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則3社以上）

○イ 費用負担の方法及び資金調達関係

- ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書又は契約の見込みが分かる書類（金融機関の関心表明書等）

(11) 事業収支

○ア 事業収支計画関係

- ・算出根拠となる資料

(13) 関係法令の許認可の状況

○ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し関係

- ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料

○イ 周辺環境への影響関係

- ・必要となる届出がなされていなければ、その届出時期の見通しについて参考となる資料

(15) 行政施策との関連性について

- 「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」、「バイオマス産業都市構想」、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープラン、「バイオエコノミー戦略」に基づき選定されたバイオコミュニティ、「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画、「農林漁業循環経済先導計画」等、行政施策に位置付けられた取組であることが確認できる資料

※上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、事業実施計画本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第9号（別記8－1関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金
（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第5第2項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	区分	事業メニュー			様式
1	推進事業	資材の 製造・販売	新商品の 生産・販売	流通の合理化	第9－1号
2	整備事業	資材の 製造・販売	新商品の 生産・販売	流通の合理化	第9－4号
3	推進事業 及び整備 事業	資材の 製造・販売	新商品の 生産・販売	流通の合理化	第9－4号

（注）該当する事業メニューに「○」を記載すること。

（注1） 事業実施計画及び認定を受けた基盤確立事業実施計画の認定通知書の写しを添付すること。

（注2） 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注3） 事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

（注4） 別紙様式第11号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

別紙様式第9－1号

みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画（推進事業）

該当する事業メニューに「○」を記載すること。

資材の生産・販売	新商品の生産・販売	流通の合理化
認定に向けた事業		認定された計画に基づく事業

※「認定に向けた事業」は別記8－1第1の2なお書とする。

(1) 事業実施地域		
(2) 事業実施主体の概要		
ア 氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） イ 住所又は主たる事務所の所在地： ウ 連絡先 ・ 電話番号： ・ E-mailアドレス： ・ 担当者名： エ 業種： ※「業種」は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目を記載すること。		
(3) 過去3年以内における補助金等の交付決定取消又は補助事業中止の有無（該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日を記載してください。）		有・無
(4) 実施体制		
ア 実施体制図 ※ 事業全体の進行管理部門、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原材料又は取り扱う農林水産物の調達部門、販売部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載すること。 イ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※ 資材の製造・販売の場合は、実施箇所、対象の資材等、規模、稼働年月等を記載すること。 ※ 新商品の生産・販売の場合は、実施箇所、原材料である農林水産物の品目、加工品目、規模、稼働年月等を記載すること。 ※ 流通の合理化の場合は、整備箇所、取り扱う農林水産物、規模、流通の方式、稼働年月等を記載すること。		
(5) 事業の概要		

ア 課題・背景 ※ 事業実施の考えに至った課題・背景を記載すること。	
イ 事業の内容 ※課題・背景を踏まえた事業の内容を記載すること。 (ア) 事業年度 (イ) 事業年度以降の実施内容 ※ 事業年度から目標年度まで、年度ごとの成果目標に向けた取組の実施内容を記載すること。 (ウ) 事業実施予定スケジュール (別紙様式第9－2号)	
(6) 事業の波及性・先進性 ※ 資材の生産・販売の場合は、事業により調査分析する代替肥料やバイオ炭等の原材料の種類、利活用方法、実施する地域の範囲、流通量の規模及び実施体制等の観点から具体的に記載すること。 ※ 新商品の生産・販売の場合は、事業により生産する新商品の内容、原材料となる農林水産物の品目・種類、集出荷する地域の範囲、調達及び流通・販売量の規模並びに実施体制等の観点から具体的に記載すること。 ※ 流通の合理化の場合は、事業により改善又は新たに導入する流通の方式、集出荷する地域の範囲、調達及び販売・流通量の規模並びに実施体制等の観点から具体的に記載すること。	
(7) 成果目標 (目標年度：〇〇年度) ※ 目標年度は認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。 ※ 認定に向けた事業を行う場合は、基盤確立事業実施計画の認定を受けることが成果目標になり、目標年度は翌年度とする。なお、この場合、括弧書きで、申請予定の基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度を記載する。 (認定に向けた事業を行う場合) 認定取得に向けた解決すべき課題 ※ 取組内容に合わせて下記のいずれかの場合を記載する。 (資材の生産・販売を行う場合) ア 代替肥料やバイオ炭等の環境負荷低減に資する資材の種類 記載例：家畜排せつ物由来の堆肥、下水汚泥肥料、バイオ炭 イ 普及拡大による環境負荷の低減への寄与 ※ 品質や効果等の観点から環境負荷の低減に寄与する根拠について記載すること。	

ウ 年間生産量

- ※ 現状と比べて拡大すること。（□には kg、m³ 等）
年間製造量：○,○○○□/年（現状：○○□/年）

（ ・ 時間当たり設備能力：○○□/h
・ 日製造量：○○○□/日
・ 年間製造日数：○○○日/年 ）

エ 販売量

- ※ 現状と比べて拡大すること。（□には kg、m³ 等）
例：年間販売量○○□/年（現状：○○□/年）

オ 販売先・利用先

- ※ 販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付すること。
※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

カ 販売予定価格

- ※ 販売予定価格の根拠資料（類似製品の販売価格、製造・流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（新商品の生産・販売を行う場合）

ア 生産・販売する新商品の内容

イ 新商品の生産・販売による環境負荷の低減の効果の増進への寄与

- ※ 環境負荷低減農林水産物を原材料として用いることが当該商品の品質等を特徴づけるものとなっているか等の観点から、不可欠な原材料である根拠について記載すること。

ウ 年間販売量

- ※ 新規又は現状と比べて拡大すること。（□には kg、m³ 等）
年間の販売量：○,○○○□/年（現状：○○□/年）

エ 販売先

- ※ 販売先との契約書等、根拠を添付すること。
※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

オ	販売等予定価格 ※ 販売等予定価格の根拠資料（類似商品の販売価格、流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。 （流通の合理化を行う場合）
ア	取り扱う環境負荷低減農林水産物及び流通の方式
イ	流通の合理化による環境負荷の低減の効果の増進及び 流通コストの削減又は環境負荷低減農林水産物の付加価値の向上への寄与 ※ 効率化や品質管理の高度化等の観点から、寄与する根拠について記載すること。
ウ	年間の流通・販売量 ※ 新規又は現状と比べて拡大すること。（□には kg 等） 年間の流通・販売量：○,○○○□/年（現状：○○□/年）
エ	流通・販売先 ※ 流通・販売先との契約書等、根拠を添付すること。 ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、流通・販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。
オ	販売等予定価格 ※ 販売等予定価格の根拠資料（類似農林水産物の販売価格、流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。
（８）原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 （資材の生産・販売を行う場合）	
ア	原材料 記載例）食品残さ、家畜排せつ物、下水汚泥等
イ	調達量（利用量） 年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg、L、m³ 等） ・ 日利用量：○○○□/日 ・ 年間利用日数：○○○日/年
ウ	調達先 ※ 調達先の事業者との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。

- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、調達先の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

エ 調達価格

- ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、調達価格についての考え方を記載すること。

オ 調達手段

- ※ 収集・運搬方法を記載すること。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。

（新商品の生産・販売を行う場合）

ア 環境負荷低減農林水産物の調達量

年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg 等）

イ 調達先の農林漁業者等

- ※ 調達先の農林漁業者等との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、農林漁業者等の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 調達価格

- ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、調達価格についての考え方を記載すること。

エ 集荷手段

- ※ 外部委託する場合、集荷費、運送費を記載すること。

（流通の合理化を行う場合）

ア 環境負荷低減農林水産物の調達量

年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg 等）

イ 調達先の農林漁業者等

- ※ 調達先の農林漁業者等との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、農林漁業者等の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 調達価格 ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。 ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、調達価格についての考え方を記載すること。 エ 集荷手段 ※ 外部委託する場合、集荷費、運送費を記載すること。	
（９）事業費	
ア 事業費積算内訳書（別紙様式第９－３号） ※ 公的な積算基準に基づき算定されていること。または公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。	
（１０）関係法令の許認可の状況	
ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令に基づき、事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。 ※ その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※ 本事業の実施に伴う排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。 ※ 対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。 ※ その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。	
（参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等 ・流通の合理化…食品等流通法	

(11) 行政施策との関連性について	
※ 関係自治体におけるみどりの食料システム法に基づく基本計画、バイオマス活用推進計画等、地域計画との整合性を記載すること。	
(12) 基盤確立事業実施計画の認定による特例措置の活用	
※ 活用する特例措置がある場合は、□にチェックを入れた上で、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領（令和4年9月15日付け4環バ第162号農林水省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）で定める別記様式2号の別表としてそれぞれ右欄に掲げる必要な書類を添付すること。 ☐ みどり投資促進税制を活用し設備等を導入する場合（別表3添付） ☐ 新事業活動促進資金の貸付けを希望する場合（別表3及び9添付）（注） ☐ 食品流通改善資金の貸付けを希望する場合（別表3及び5添付）（注） ☐ 農地を農地以外のものにする場合（別表4及び6－1） ☐ 農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合（別表4及び6－2） ☐ 補助金等交付財産の目的外使用をする場合（別表7） （注）新事業活動促進資金や食品流通改善資金の貸付けを希望する場合、計画の内容について、株式会社日本政策金融公庫等に提供されることとなります。	
※ 関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中に参照すべき当該資料番号を併せて記載すること。	
※ 本事業計画は、基盤確立事業実施計画の作成様式（基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領別記様式第2号）に代えることができる。	

○添付書類チェックシート

※申請時は添付する資料にチェックを入れ、申請書提出時に添付すること。

全事業者共通	
☐	みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定通知書（写し）
☐	（１）事業実施地域 ・事業実施地域の分かる位置図又はこれに代わる資料
☐	（２）事業実施主体の概要（地方公共団体を除く。） ・法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類） ・最近３期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類） ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料
☐	（９）事業費 ア 事業費積算内訳書 ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則３社以上）
☐	（１０）関係法令の許認可の状況 ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料 イ 周辺環境への影響 ・必要となる届出がなされていないければ、その届出時期の見通しについて参考となる資料
「資材の生産・販売」を行う事業者の場合	
☐	（７）成果目標 オ 販売先・利用先 ・販売先又は利用先との契約書等 カ 販売予定価格 ・販売予定価格の根拠資料
☐	（８）原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 ウ 調達先 ・調達先との契約書等 エ 調達価格 ・調達価格の根拠資料
「新商品の生産・販売」を行う事業者の場合	
☐	（７）成果目標 エ 販売先 ・販売先との契約書等

	オ 販売等予定価格 ・販売等予定価格の根拠資料
☐	(8) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 イ 調達先の農林漁業者等 ・調達先の農林漁業者等との契約書等 ウ 調達価格 ・調達価格の根拠資料
「流通の合理化」を行う事業者の場合	
☐	(7) 成果目標 エ 流通・販売先 ・流通・販売先との契約書等 オ 販売等予定価格 ・販売等予定価格の根拠資料
☐	(8) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 イ 調達先の農林漁業者等 ・調達先の農林漁業者等との契約書等 ウ 調達価格 ・調達価格の根拠資料

※ 上記以外についても、関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画本文中に参照すべき当該資料番号を併せて記載すること。

事業実施スケジュール

[illegible]

〈全体〉

〔主体〕		
項目	○年度	○年度

363

別紙様式第9－3号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載すること。

(単位：千円)

費目	事業に要する費用		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金 額	説 明	金 額	説明	積算内訳			
原材料等調達安定・強化		例) ○○調査		例) ○○調査		定額(リースは1/2以内)		
(小計)								
基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良						定額(リースは1/2以内)		
(小計)								
事業成果の情報発信						定額(リースは1/2以内)		
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注2) 金額は契約単位ごとに記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画（整備事業）

資材の生産・販売	新商品の生産・販売	流通の合理化
----------	-----------	--------

(1) 事業実施地域	
(2) 事業実施主体の概要	
ア 氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：)	
イ 住所又は主たる事務所の所在地：	
ウ 連絡先 〔・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名：〕	
エ 業種： ※ 「業種」は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目を記載すること。	
(3) 過去3年以内における補助金等の交付決定取消又は補助事業中止の有無（該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日を記載してください。）	有・無
(4) 実施体制	
ア 実施体制図 ※ 事業全体の進行管理部門、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原材料又は取り扱う農林水産物の調達部門、販売部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載すること。	
イ 発注業者の選定方法	
ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※ 資材の生産・販売の場合は、実施箇所、対象の資材等、規模、稼働年月等を記載すること。 ※ 新商品の生産・販売の場合は、実施箇所、原材料である農林水産物の品目、加工品目、規模、稼働年月等を記載すること。 ※ 流通の合理化の場合は、実施箇所、農林水産物の品目、流通の方式、規模、稼働年月等を記載すること。	

(5) 事業の概要	
ア 課題・背景	※ 事業実施の考えに至った課題・背景を記載すること。
イ 事業の内容	※ 課題・背景を踏まえた事業の内容を記載すること。
(ア) 事業年度	
(イ) 事業年度以降の実施内容	※ 事業年度から目標年度まで、年度ごとの成果目標に向けた取組の実施内容を記載すること。
(ウ) 事業実施予定スケジュール (別紙様式第9-5号)	
ウ 補助対象機械・施設等の概要	※ 施設の整備等を伴う場合は(8)に記載すること。
(6) 事業の波及性・先進性	
※ 資材の生産・販売の場合は、資材に利用する原材料の種類、利活用方法、実施する地域の範囲、流通量の規模及び実施体制等の観点から具体的に記載すること。	
※ 新商品の生産・販売の場合は、事業により生産する新商品の内容、原材料となる農林水産物の品目・種類、集出荷する地域の範囲、調達及び流通・販売量の規模並びに実施体制等の観点から具体的に記載する。	
※ 流通の合理化の場合は、事業により改善又は新たに導入する流通の方式、集出荷する地域の範囲、調達及び流通・販売量の規模並びに実施体制等の観点から具体的に記載する。	
(7) 成果目標 (目標年度：〇〇年度)	
※ 目標年度は認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。	
(資材の生産・販売を行う場合)	
ア 代替肥料やバイオ炭等の環境負荷低減に資する資材の種類	記載例：家畜排せつ物由来の堆肥、下水汚泥肥料、バイオ炭
イ 普及拡大による環境負荷の低減への寄与	※ 品質や肥効等の観点から環境負荷の低減に寄与する根拠について記載すること。
ウ 年間生産量	※ 現状と比べて拡大すること。(□には kg、m ³ 等)

年間製造量：○,○○○□/年（現状：○○□/年）

- ・時間当たり設備能力：○○□/h
- ・日製造量：○○○□/日
- ・年間製造日数：○○○日/年

エ 販売量

※ 現状と比べて拡大する量とすること。（□には kg、m³ 等）

例：年間販売量○○□/年（現状：○○□/年）

オ 販売先・利用先

※ 販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付すること。

※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

カ 販売予定価格

※ 販売予定価格の根拠資料（類似製品の販売価格、製造・流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（新商品の生産・販売を行う場合）

ア 生産・販売する新商品の内容

イ 新商品の生産・販売による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷低減農林水産物の消費拡大への寄与

※ 環境負荷低減農林水産物を原材料として用いることが当該商品の品質等を特徴づけるものとなっているか等の観点から、不可欠な原材料である根拠について記載すること。

ウ 年間販売量

※ 新規又は現状と比べて拡大すること。（□には kg、m³ 等）

年間の販売量：○,○○○□/年（現状：○○□/年）

エ 販売先

※ 販売先との契約書等、根拠を添付すること。

※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

オ 販売等予定価格

※ 販売等予定価格の根拠資料（類似商品の販売価格、製造・流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

(流通の合理化を行う場合)

ア 取り扱う環境負荷低減農林水産物及び流通の方式

イ 流通の合理化による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷低減農林水産物の付加価値の向上への寄与

※ 効率化や品質管理の高度化等の観点から、寄与する根拠について記載すること。

ウ 年間流通・販売量

※ 新規又は現状と比べて拡大すること。(□には kg、m³ 等)

年間の流通・販売量：○,○○○□/年(現状：○○□/年)

エ 流通・販売先

※ 流通・販売先との契約書等、根拠を添付すること。

※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、流通・販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

オ 販売等予定価格

※ 販売等予定価格の根拠資料(類似農林水産物の販売価格、流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの)を添付すること。

(8) 施設計画

ア 全体配置図(略図、面積、容量等記載)

※ 交付対象範囲を明示すること。

イ 工事概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作据付工事

ウ 工事工程表(設計期間、工事期間、試運転期間等)

エ 機械・機器のリスト

※ 基本仕様(設備能力、容量等)を記載すること。

オ 施設用地の確保状況

※ 土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載すること。

※ 自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。

- ※ 設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。
- ※ 用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載すること。

(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達

(資材の生産・販売を行う場合)

ア 原材料

記載例) 食品残さ、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ 調達量 (利用量)

年間調達量 ○,○○○□/年 (□には kg、L、m³ 等)

⎧
 ・ 日利用量 : ○○○□/日
 ・ 年間利用日数 : ○○○日/年
 ⎫

ウ 調達先

- ※ 原材料調達先との契約書等、原材料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原材料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

エ 調達価格

- ※ 原材料調達価格の根拠資料 (契約書又は価格の根拠となる資料) を添付すること。

オ 調達手段

- ※ 収集・運搬方法を記載すること。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。

(新商品の生産・販売を行う場合)

ア 環境負荷低減農林水産物の調達量

年間調達量 ○,○○○□/年 (□には kg 等)

イ 調達先の農林漁業者等

- ※ 調達先の農林漁業者等との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、農林漁業者等の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 調達価格

- ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。

エ 集荷手段

- ※ 外部委託する場合、集荷費、運送費を記載すること。

（流通の合理化を行う場合）

ア 環境負荷低減農林水産物の調達量

年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg 等）

イ 調達先の農林漁業者等

- ※ 調達先の農林漁業者等との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、農林漁業者等の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 調達価格

- ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。

エ 集荷手段

- ※ 外部委託する場合、集荷費、運送費を記載すること。

(10) 事業費

ア 事業費積算内訳書（別紙様式第 9－6 号）

- ※ 公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。
- ※ 見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。
- ※ 機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。
- ※ 工事費は工事ごと（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）に内訳が分かるように整理すること。

イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第 9－7 号、別紙様式第 9－8 号）

- ※ 自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。

ウ 導入設備規模の妥当性

- ※ 導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であること。

(11) 費用対効果	
※ 本要綱第5第7項及び別記8－1の第6に定めるところにより、投資効率を記載すること。	
(12) 関係法令の許認可の状況	
ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令に基づき、事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。 ※ その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※ 本事業の実施に伴う排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。 ※ 対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。 ※ その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 （参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等 ・流通の合理化…食品等流通法	
(13) 地域住民その他関係者との調整状況	
※ 事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容及び進捗状況について網羅的に記載すること。 ※ 解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。	

(14) 行政施策との関連性について	
※ 関係自治体におけるみどりの食料システム法に基づく基本計画、バイオマス活用推進計画等、地域計画との整合性を記載すること。	
(15) 基盤確立事業実施計画の認定による特例措置の活用	
※ 活用する特例措置がある場合は、□にチェックを入れた上で、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領(令和4年9月15日付け4環バ第162号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)で定める別記様式2号の別表としてそれぞれ右欄に掲げる必要な書類を添付すること。 ☐ みどり投資促進税制を活用し設備等を導入する場合(別表3添付) ☐ 新事業活動促進資金の貸付けを希望する場合(別表3及び9添付)(注) ☐ 食品流通改善資金の貸付けを希望する場合(別表3及び5添付)(注) ☐ 農地を農地以外のものにする場合(別表4及び6-1) ☐ 農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合(別表4及び6-2) ☐ 補助金等交付財産の目的外使用をする場合(別表7) (注) 新事業活動促進資金又は食品流通改善資金の貸付けを希望する場合、計画の内容について、株式会社日本政策金融公庫等に提供されることとなります。	

※ 関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号(添付資料○)を記載するとともに、本文中に参照すべき当該資料番号を併せて記載すること。

※ 本事業計画は、基盤確立事業実施計画の作成様式(基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領別記様式第2号)に代えることができる。

○添付書類チェックシート

※申請時は添付する資料にチェックを入れ、申請書提出時に添付すること。

全事業者共通	
☐	みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定通知書（写し）
☐	（１）事業実施地域（事業実施地域の分かる位置図またはこれに代わる資料）
☐	（２）事業実施主体の概要（地方公共団体を除く。） ・法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類） ・最近３期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類） ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料
☐	（８）施設計画 オ 施設用地の確保状況 ・自己所有でないときは利用許可書等 ・設置予定場所及びその周辺写真 ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等
☐	（１０）事業費 ア 事業費積算内訳書 ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則３社以上） イ 費用負担の方法及び資金調達 ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書又は契約の見込みが分かる書類（金融機関の関心表明書等） ウ 導入設備規模の妥当性 ・導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であることが分かる資料
☐	（１２）関係法令の許認可の状況 ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料 イ 周辺環境への影響 ・必要となる届出がなされていなければ、その届出時期の見通しについて参考となる資料
「資材の生産・販売」を行う事業者の場合	
☐	（７）成果目標 オ 販売先・利用先 ・販売先又は利用先との契約書等

	カ 販売予定価格 ・販売予定価格の根拠資料
☐	(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 ウ 調達先 ・調達先との契約書等 エ 調達価格 ・調達価格の根拠資料
「新商品の生産・販売」を行う事業者の場合	
☐	(7) 成果目標 エ 販売先 ・販売先との契約書等 オ 販売等予定価格 ・販売等予定価格の根拠資料
☐	(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 イ 調達先の農林漁業者等 ・調達先の農林漁業者等との契約書等 ウ 調達価格 ・調達価格の根拠資料
「流通の合理化」を行う事業者の場合	
☐	(7) 成果目標 エ 流通・販売先 ・流通・販売先との契約書等 オ 販売等予定価格 ・販売等予定価格の根拠資料
☐	(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 イ 調達先の農林漁業者等 ・調達先の農林漁業者等との契約書等 ウ 調達価格 ・調達価格の根拠資料

※ 上記以外についても、関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本計画本文中に参照すべき当該資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第 9－5 号

事業実施予定スケジュール

〈〇年度〉

項目	〇年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
実施設計	■											
土木建築工事				■								
機械製作設置工事				■								
支払											●	
試験稼働									■			
実績報告書提出											●	
本格稼働											■	

〈全体〉

項目	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度

(注) 複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した交付金の返還が必要となる。

別紙様式第9－6号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載すること。

(単位：千円)

費目	事業に要する費用		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金 額	説 明	金 額	説明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2以内		
(小計)								
機械器具の購入費								
(小計)								
測量及び設計費	工事に必要な実施設計費							
	測量試験費							

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注2) 金額は契約単位ごとに記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式第9－7号 費用負担の方法及び資金計画

※事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載すること。

(単位：千円)

	総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

(注) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第9－8号（別表1）

基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

	○年度 (年 月 期)	○年度 (年 月 期)	○年度 (年 月 期)	○年度 (年 月 期)	○年度 (年 月 期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①＋②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち食品流通改善資金)					
自己資金					
その他					

(単位：千円)

注 設備等の導入をする場合は別表3に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表4に、それぞれ必要事項を記載すること。

別紙様式第9－9号（別表3）

基盤確立事業の用に供する設備等の導入に関する事項

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。また、みどり投資促進税制を活用する場合において、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に設備等を発注又は着工し、その後、本計画の認定後に当該設備等を取得する予定の場合、発注又は着工した日がわかる書類を添付すること。

4 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～ウ）を記載すること。

ア：食品流通改善資金

イ：みどり投資促進税制

ウ：新事業活動促進資金

5 施設を整備する場合には、必要事項を別表4に記載の上、これを添付すること。

基盤確立事業に係る施設の整備に関する事項

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

1 基盤確立事業に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				農地法の特例
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「番号」は、別表3の番号と対応するように記載すること。

3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。

4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

5 農地法の特例措置の適用を受けようとする場合には、「農地法の特例」の欄に○印を記載するとともに、別表6-1又は別表6-2に必要事項を記載の上、これを添付すること。

2 基盤確立事業に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間					
	年	月	日～	年	月	日
	年	月	日～	年	月	日

注 「番号」の欄は、別表3の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

食品等流通合理化事業に関する事項
（法第 41 条関係）

申請者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

1 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

（1）食品等流通合理化事業の内容

別紙基盤確立事業の実施に関する計画の「1 基盤確立事業の内容及び実施期間」に記載すること。また、当該内容に該当する以下の「講ずる措置の類型」にチェック（レ）を付けること（複数選択可）。

【講ずる措置の類型】

- ☐ 流通の効率化（イ） ☐ 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ）
☐ 情報通信技術その他の技術の利用（ハ） ☐ 国内外の需要への対応（ニ）
☐ その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ）

（2）食品等流通合理化事業の実施時期

別紙基盤確立事業の実施に関する計画の「1 基盤確立事業の内容及び実施期間」と異なる場合には記載すること。

年 月 ～ 年 月

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

2 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

注 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載する。

3 借入する資金の内容

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借入する資金の内容	該当するものに ○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表 5－1
食品等生産販売提携型施設		別表 5－2
卸売市場機能高度化型施設		別表 5－3

(別表 5 - 1)

食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 安定的な取引関係を確立する事業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：
（メールアドレス）：
（担当者名）：
- ⑤ 資本の額又は出資の総額：（ 年 月 日時点）
- ⑥ 従業員数又は組合員数：（ 年 月 日時点）
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の 規模・能力等（㎡等）	事業費 （千円）

(記載上の注意)

- 1 申請者と安定的な取引関係を確立する農林漁業者が、必要な設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。
- 2 「農林漁業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農林漁業者が実施する、農林漁業用生産施設（種苗施設、農林漁業用生産機械、農林水産物貯蔵施設等）の整備、農林漁業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農林水産物集出荷施設、農林水産物調製処理加工施設、農林水産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連法人への共同出資又は農林漁業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営業権等）の取得を記載すること。
- 3 「農林漁業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農林漁業関連法人への共同出資を記載した場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、その内容）等を記載すること。

(別表 5－2)

食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 安定的な取引関係を確立する事業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：
（メールアドレス）：
（担当者名）：
- ⑤ 資本の額又は出資の総額：（ 年 月 日時点）
- ⑥ 従業員数又は組合員数：（ 年 月 日時点）
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表 3 の番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

注 1 「施設の種類」の欄は、食品等の品質管理の取組に応じて、別表 3 に記載した集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。

2 「流通新技術の導入」の欄は、注 1 の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

3 「取引等の情報システム化」の欄は、注 1 の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

(別表 5 - 3)

食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

- 1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表 3 の番号
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 3 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

- 2 セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表 3 の番号
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 3 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施 設 等				研 修 会 等			
		施設等 名 称	整備する施設等の 規模・能力等(㎡等)	事業費 (千円)	別表3の番号	回数 (回)	人員 (人)	研修 内容等	事業費 (千円)
	別表3 に記載			別表3に記載					
	別表3 に記載			別表3に記載					
	別表3 に記載			別表3に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表3に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営 業 権 等			施 設 等			
		営業権・ 出資の別	内 容 等	事業費 (千円)	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等(㎡等)	事業費 (千円)	別表3 の番号
	別表3 に記載						別表3に記載	
	別表3 に記載						別表3に記載	
	別表3 に記載						別表3に記載	
	別表3 に記載						別表3に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者又は仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者又は仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表3に記載した施設等のうち、営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

別紙様式第9-12号（別表6-1）

(別表4)の施設の番号：

農地法第4条第1項の特例措置の申請（法第43条第1項関係）

注1 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表4に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏 名	住 所			
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名
	計	筆	m ² (田	m ² 、畑	m ²)
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
6 その他参考となるべき事項					

注1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本基盤確立事業の認定申請者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 基盤確立事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表1又は別表9と整合性を図ること。）
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

別紙様式第9-13号（別表6-2）

(別表4)の施設の番号：

農地法第5条第1項の特例措置の申請（法第43条第2項関係）

注1 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表4に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏 名	住 所		職 業
	譲 受 人				
	譲 渡 人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期		権利の存続期間
5 土地の利用状況等	土地の所在		地番	利用状況	10a当たり普通収穫高
	計		筆	m ² （田	m ² 、畑
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
	計				
7 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要					
8 その他参考となるべき事項					

注1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にはその業務の内容を記載すること。

4 譲渡人が2者以上存在する場合にあっては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。

5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。

6 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本基盤確立事業の認定申請者である場合にあつては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 基盤確立事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表1又は別表9と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表6-2の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2) 別表6-2の3及び5の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地所有者 の氏名	所有権以外の使用収益権が設定 されている場合		利用状況	10a 当たり 普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計	筆	m ²	(田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)

注 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

別紙様式第 9－14 号（別表 7）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）の特例措置の申請（法第 44 条関係）

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の補助金等の名 称
①			
②			
③			

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。

3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

4 氏名には、本計画の申請者の氏名を記載すること。

別紙様式第9－15号（別表9）

新事業活動促進資金の貸付けに関する資金計画等

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに作成すること。

- 1 環境負荷の低減に資する資材又は機械類等の生産・販売等に関する事業であることの確認

環境負荷の低減に資する資材又は機械類等の生産・販売等に関する事業を行う中小企業者が営む事業が次のいずれかに該当する。

環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業

（例：農林漁業経営に必要な資材や機械設備の製造・販売）

環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業

（例：農林漁業経営に必要な機械・ソフトウェアのレンタル・リース）

- 2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条第4項に定める農商工等連携事業を行っていない者であることの確認

☐ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条第4項に定める農商工等連携事業を行っていません。

- 3 経営計画

☐ 前1について、下記のとおり黒字化が見込まれること等から、生産・販売等に本格的に着手します。

（単位：千円）

年度 内容	直近期	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売費及び一般管理費						
営業利益						
支払利息						
その他損益						
経常利益						
減価償却費						
キャッシュ・フロー						

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 減価償却費にはリース費用を算入すること。

3 キャッシュ・フローは「経常利益×50%＋減価償却費」により算出すること。

4 販売計画（販売先）

（単位：千円）

年度 販売先名	直近期	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

5 資金計画

（単位：千円）

必要な資金	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目
運転資金					
補助金・委託費・寄付等					
政府系金融機関借入 （うち新事業活動促進資金）					
民間金融機関からの借入					
自己資金					
その他					
設備等投資額					
補助金・委託費・寄付等					
政府系金融機関借入 （うち新事業活動促進資金）					
民間金融機関からの借入					
自己資金					
その他					
合計					

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 「設備等投資額」については、基盤確立事業の用に供する設備等の導入のために必要な資金の額も含めて記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表3に必要事項を記載すること。

6 運転資金計画

年 度	金 額（千円）	内 訳

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省 ○○
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名

みどりの事業活動を支える体制整備を活用した事業実施の妥当性の協議について

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱別記 8－1 の第 1 の 3（1）に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、地域の実情及び事業実施主体の経営状況を踏まえ、必要と認めることを記載した理由書を添付すること。
- 2 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第 10 号（別記 8－2 関係）

みどりの食料システム戦略推進交付金
（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	区分	事業メニュー
1	特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定者向け	施設整備（整備事業）
2		機械導入（推進事業）
3	「令和 6 年度グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」に必要なデータを収集、提供する者向け	施設整備（整備事業）
4		機械導入（推進事業）

（注）該当する事業メニューに「○」を記載すること。

（注 1）事業実施計画及び都道府県による認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画を添付すること。なお、認定見込みの場合には、事業実施計画及び都道府県の指定する様式で作成した環境負荷低減事業実施計画書を添付すること。

（注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

（注 4）別紙様式第 11 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）を事業実施計画に添付すること。

別紙様式第 10－1 号

みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））事業実施計画

（注）該当する事業メニューに「○」を記載すること。

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定者向け	施設整備（整備事業）
	機械導入（推進事業）
「令和 6 年度グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」に必要なデータを収集、提供する者向け	施設整備（整備事業）
	機械導入（推進事業）

1 申請者等の概要

申請者（代表者）
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業 ⑤過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消又は中止の有・無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日） ⑥他の国庫補助事業等の活用の有無（活用していない場合は、チェック（レ）を付けること） ☐ （特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施に当たり、他の国庫補助事業等を使用して本事業対象の機械・施設の整備を行っていない又は活用予定がない
申請者
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業 ⑤過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消又は中止の有・無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日） ⑥他の国庫補助事業等の活用の有無（活用していない場合は、チェック（レ）を付けること）

☐ (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の実施に当たり、目標年度までの期間に他の国庫補助事業等を使用して本事業対象の機械・施設の整備を行っていない又は行う予定がない

注 1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」には、該当するものにチェック (レ) を付けること。「その他」の場合には、事業内容を () 内に記載すること。

2 (特定) 環境負荷低減事業活動の事業の概要

添付 実施計画 3 (2) 及び (3) のとおり

3 (特定) 環境負荷低減事業活動の内容及び成果目標

添付 実施計画 3 (5) のとおり

4 (特定) 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 事業費積算内訳書

別紙様式第 10-2 号に準ずる書類に記載し、添付すること。

注 1 公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。

注 2 見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。

注 3 機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。

注 4 工事費は工事ごと（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）に内訳が分かるように整理すること。

(2) 費用負担の方法及び資金調達

別紙様式第 10-3 号に準ずる書類に記載し、添付すること。

注 自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。

(3) 導入設備規模の妥当性

--

注 導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であることを記載すること。

(4) 費用対効果 (施設整備のみ)

別紙様式第 19 号に準ずる書類に記載し、添付すること。

注 本要綱第 5 第 8 項及び別記 8-2 の第 6 に定めるところにより、投資効率を記載すること。

5 施設計画 (施設整備のみ)

(1) 全体配置図（略図、面積、容量等記載）

--

注 交付対象範囲を明示すること。

(2) 工事概要

--

注 土木建築工事、機械装置等製作据付工事等を記載すること

(3) 工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等）

別紙様式第 10－4 号で事業実施予定のスケジュールを記載すること。

(4) 機械・設備のリスト

--

注 基本仕様（設備能力、容量等）を記載すること。

(5) 施設用地の確保状況

--

注 土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載すること。

注 自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。

注 設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。

注 用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載すること。

(添付書類)

申請者ごとに以下の書類を添付すること。

- ☐ (特定)環境負荷低減事業活動実施計画の申請書（認定を受けた者にあつては、認定通知書を合わせて添付すること。）
- ☐ 申請者の直近3か年の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- ☐ 申請者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面
- ☐ 申請者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- ☐ (別紙様式第10-2号) 事業費積算内訳書
- ☐ (別紙様式第10-3号) 費用負担の方法及び資金計画
- ☐ (別紙様式第10-4号) 事業実施スケジュール
- ☐ (別紙様式第10-5号) 国庫補助事業等の活用にかかる誓約書

なお、「令和6年度グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」に協力する者に必要なデータを収集、提供する者は、以下の資料について併せて提出すること。

- ☐ 「令和6年度グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」に係る契約書（事業実施計画作成時に添付できない場合は、調査事業について事業者と契約後、速やかに交付申請先に提出すること。）

別紙様式第 10－2 号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載すること。

(単位：千円)

費目	事業に要する費用		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2以内		
(小計)								
機械器具の購入費								
(小計)								
測量及び設計費								
測量及び設計費		工事に必要な実施設計費						
測量及び設計費		測量試験費						
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注 1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注 2) 金額は契約単位ごとに記入すること。

(注 3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式第 10－3 号 費用負担の方法及び資金計画

※事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載すること。

（単位：千円）

	総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

（注）自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第 10－ 4 号 事業実施スケジュール

(○年度)

項目	○年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
実施設計												
土木建築工事												
機械設置工事												
支払												
実績報告書提出												
本格稼働												

国庫補助事業等の活用に係る誓約書

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に基づく取組を実施するに当たり、本事業を活用して機械・施設の導入を行った場合は、同計画の目標年度までの期間は他の国庫補助事業等を活用して、本事業対象機械・施設を導入しないことを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

申請時
(します)報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① 肥料の適正な保管	☐
☐	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
☐	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
☐	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
	(2) 適正な防除	
☐	⑤ 農薬の適正な使用・保管	☐
☐	⑥ 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
☐	⑦ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
☐	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
☐	⑨ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	⑩ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	⑪ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑫ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑬ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑭ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
☐	⑮ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑯ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑰ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
☐	⑱ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
☐	⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。

☐

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

申請時
(します)

報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥		
☐	①	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
☐	②	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	(2) 適正な防除		
☐	③	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐
☐	④	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
☐	⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
	(3) エネルギーの節減		
☐	⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止		
☐	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
☐	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
☐	⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止		
☐	⑩	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等		
☐	⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑫	関係法令の遵守	☐
☐	⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
☐	⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	☐
☐	⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
☐	⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。 ☐

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（林業事業者向け）

申請時
(します)

報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① ※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
☐	② ※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	(2) 適正な防除	
☐	③ ※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐
☐	④ ※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	⑤ 林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	⑥ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑧ 廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	⑨ 未利用材の有効活用を検討	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑩ 生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑪ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑫ 関係法令の遵守	☐
☐	⑬ 林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
☐	⑭ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。 ☐

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（漁業経営体向け）

申請時
(します)

報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① ※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
☐	② ※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	(2) 適正な防除	
☐	③ ※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 水産用医薬品の適正な使用	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	④ 漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑥ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	⑧ ※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑨ ※資源管理協定を締結している場合（該当しない ☐ ） 資源管理協定の遵守	☐
☐	⑩ ※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討	☐
☐	⑪ ※漁場改善計画を策定している場合（該当しない ☐ ） 漁場改善計画の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑫ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑬ 関係法令の遵守	☐
☐	⑭ 漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める	☐
☐	⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。 ☐

年 月 日

都道府県知事 殿

住所
組織名又は法人名
氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

申請時 (します)		報告時 (しました)
	(1) 適正な施肥	
☐	① 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐
	(2) 適正な防除	
☐	② 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	③ 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないことを検討	☐
☐	⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑥ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑦ ※と畜場でない場合（と畜場である ☐ ） 食品ロスの削減に努める	☐
☐	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	⑨ 資源の再利用を検討	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
☐	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑫ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑬ 関係法令の遵守	☐
☐	⑭ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
☐	⑮ ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
☐	⑯ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。
注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。 ☐

年 月 日

都道府県知事 殿

住所
組織名又は法人名
氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請時
(します)

報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① ※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	(2) 適正な防除	
☐	② ※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	③ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
☐	⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑥ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	⑧ 資源の再利用を検討	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑨ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
☐	⑩ ※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑪ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑫ 関係法令の遵守	☐
☐	⑬ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
☐	⑭ ※機械等を扱う場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
☐	⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。 ☐

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別紙様式第11号－1から6まで）のうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施すること／したことを報告します。

番号	住所	氏名等	対象シート
1		〇〇 〇〇	
2		△△法人 代表 △△ △△	
3			
4			
5			
6			
7			

- （注1） 下線部について、申請時に添付する場合は「すること」、実績報告時に添付する場合は「したこと」と記載ください。
- （注2） 別記10の別添1に定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。
- （注3） 「氏名等」の欄については、組織名、法人名及び代表者氏名又は協議会構成員氏名を記載してください。
- （注4） 「対象シート」の略称については、以下のとおり記載してください。なお、GAP認証を取得しており、認証書等の写しの提出をもってチェックシートの提出を省略している受益者については、「GAP」と記載してください。この場合、住所の記載は不要です。また、チェックシートの提出を省略している都道府県については、「民」と記載してください。この場合も住所の記載は不要です。

農：農業経営体向け（別紙様式第11号－1）
 畜：畜産経営体向け（別紙様式第11号－2）
 林：林業事業者向け（別紙様式第11号－3）
 水：漁業経営体向け（別紙様式第11号－4）
 食：食品関連事業者向け（別紙様式第11号－5）
 民：民間事業者・自治体等向け（別紙様式第11号－6）
 GAP：GAP認証を取得し、チェックシートの提出を省略する者

別紙様式第12号（別記6、別記7－1、別記7－2関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金における特認団体認定申請書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

（注）必要に応じて都道府県知事が指示した書類等を添付すること。

別紙様式第13号（別記6、別記7－1、別記7－2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
 における特認団体に係る認定協議について

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱に基づき、関係書類を添えて協議します。

（注） 関係書類として、別紙様式第12号「特認団体認定申請書」及び添付書類の写しを添付することとする。

別紙様式第 14 号（各別記）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金の事業実施状況報告及び評価報告

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 30 第 3 項及び第 31 第 3 項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

様式	事業名	チェック欄
別表 1	環境負荷低減活動定着サポート	
別表 1	有機農業拠点創出・拡大加速化事業	
別表 1	有機転換推進事業	
別表 1	バイオマスの地産地消（推進事業）	
別表 1	みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業	
別表 1	みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）	
別表 2	グリーンな栽培体系加速化事業	
別表 3	SDGs 対応型施設園芸確立	
別表 1	地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）	
別表 4	バイオマスの地産地消（整備事業）	
別表 4	みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業	

（注 1）提出する際には、作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

（注 2）本要綱第 31 第 3 項の規定に基づき評価報告を行う場合は、下線部を追加の上、
「事業実施主体の自己点検結果」を「事業実施主体の自己評価」とし記載すること。
また、「都道府県における事業実施状況の点検結果」を「都道府県における事業実施状況の評価結果」として記載すること。

市区町村名	事業実施主体 名	目標項目	目標年度	成果目標	計画時の 目標値 (A)	現状値 (B)	実績値 (C)	達成率 (D) (C-B) / (A-B)	事業の実施状況概要	総事業費 (円)	負担区分（円）				完了年月日	事業実施主体の自己点検結果 及び自己評価		都道府県における事業実施状況の点検結果 及び評価結果		備考
											交付金	都道府 県費	市町村 費	その他		達成率	点検結果及び評価	評価	点検結果及び評価	
〇〇市	事業実施主体 A	成果目 標	（目 標年 度）		900	400	750	70.0%							70.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)	A	(評価結果)		
					20	0	18	90.0%						90.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)	A	(評価結果)			
		実績 （初 年 度）			900	400	650	50.0%						50.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
					20	0	10	50.0%						50.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
		実績 （第 2年 度）			900	400	700	60.0%						60.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
					20	0	14	70.0%						70.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
		実績 （第 3年 度）			900	400	750	70.0%						70.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
					20	0	18	90.0%						90.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
		〇〇市		事業実施主体 B	成果目 標	（目 標年 度） △		700	300	500	50.0%							50.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)	B
実績 （初 年 度）			700		300		400	25.0%						25.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
実績 （第 2年 度）			700		300		500	50.0%						50.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
実績 （第 3年 度）																				
都道府県 平均達成率								70.0%							70.0%	B				
総合所見																				

（注） 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）を添付すること。
2 達成率の欄には、事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の目標値に対する実績値の比率を記載すること。
3 事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。
4 事業実施年度（初年度）を目標年度とする場合は、第2年度、第3年度の記載は不要とする。
5 目標年度にあつては、表題及び表中の下線部を追加し、事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
6 都道府県平均達成率の欄には、目標年度における達成率の合計を事業実施件数で除した値を記載すること。
7 事業実施年度（初年度）から目標年度までにおける報告の際は、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付すること。
8 都道府県における評価の欄には、達成率に応じた次のアルファベットを記載すること。
A：達成率が70%以上
B：達成率が50%以上70%未満
C：達成率が30%以上50%未満
D：達成率が30%未満

別紙様式第14号（別表2）
都道府県事業実施状況報告書（グリーンな栽培体系加速化事業）

(〇〇都道府県 〇年度)

[illegible]

(注1) 検証した技術の欄には、事業実施計画書に記載した「新たに取り入れる技術」を記載すること。

なお、過年度に検証を終えた技術についても、検証を終えた年度を当該技術名に【】書きで付して記載すること。

(注2) 事業実施主体の自己点検結果の欄には、栽培マニュアル等の作成に向けて取組が遅れている場合において、その改善方法等を記載すること。

(注3) 都道府県の点検結果の欄には、事業実施主体の自己点検結果を踏まえた上で、取組が立ち遅れていると都道府県が判断する場合において、事業実施主体への指導・助言内容等を記載すること。

なお、都道府県が事業実施主体の場合は「一」とすること。

(注4) 各事業実施計画の実施状況に応じて、検証結果、栽培マニュアル・産地戦略、要因分析等の資料を添付すること。

No	事業実施主体名	対象品目	事業実施期間	目標年度	取組内容	実施状況	事業実施主体の自己点検結果	都道府県の点検結果	備考

（注1）取組内容の欄には、事業実施計画第2の3「事業内容」のうち（1）及び（2）ア又はイの内容を簡潔に記載すること。
なお、過年度に終えた取組についても、取組を終えた年度を当該取組名に【】書きで付して記載すること。

（注2）事業実施主体の自己点検結果の欄には、重点支援モデル等の作成に向けて取組が遅れている場合において、その改善方法等を記載すること。

（注3）都道府県の点検結果の欄には、事業実施主体の自己点検結果を踏まえた上で、取組が立ち遅れていると都道府県が判断する場合において、事業実施主体への指導・助言内容等を記載すること。
なお、都道府県が事業実施主体の場合は「－」とすること。

（注4）各事業実施計画の実施状況に応じて、賦存量マップ、重点支援モデル、要因分析等の資料を添付すること。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（整備事業）

(〇〇都道府県 〇年度分報告（〇+1年度時点報告））																										
市町村名	事業実施主体名			主たる成果目標①（例：バイオマスの利用量）				主たる成果目標②（例：電力量）				③事業の収益状況（千円）				総事業費（円）	負担区分（千円）				完了年月日	総合達成率	事業実施主体の点検結果及び評価	都道府県における事業実施状況の点検結果及び評価結果	災害時のエネルギー供給体制の状況 ※本要綱別記7－2の第1の1（1）のみ	備考
				目標値	実績値	達成率	事業の実施状況概要	目標値	実績値	達成率	事業の実施状況概要	収益	費用	差引利益	事業の実施状況概要		交付金	都道府県費	市町村費	その他						
	事業実施主体A （注：目標翌年度の事業成果の評価報告記載例）		(目標年度)〇-1年度	バイオマス原料の種類（〇〇等）				成果物の種類（〇〇）								100,000	50,000	10,000	10,000	30,000						
		事業実施（事業実施1年目）	〇-4年度	1,000t				500kwh								100,000	50,000	10,000	10,000	30,000	年月日		(施設整備状況)	(点検結果)		
		事業の実績（完了年度）	〇-4年度	1,000	650	65.0%		500	100	20.0%		15,000	10,000	5,000								42.5%	(点検結果)（課題） (改善方法)	(点検結果)		
		事業の実績（初年度）	〇-3年度	1,000	800	80.0%		500	300	60.0%		40,000	30,000	10,000								70.0%	(点検結果)（課題） (改善方法)	(点検結果)		
		事業の実績（第2年度）	〇-2年度	1,000	900	90.0%		500	450	90.0%		45,000	35,000	10,000								90.0%	(点検結果)（課題） (改善方法)	(点検結果)		
		事業成果の評価（第3年度）	〇-1年度	1,000	900	90.0%		500	450	90.0%		45,000	35,000	10,000								90.0%	(事業成果)（課題） (改善方法)	(評価結果)		
		事業成果の評価（第4年度）	〇年度	1,000	1,000	100.0%		500	500	100.0%		50,000	35,000	15,000								100.0%	(事業成果)（課題） (改善方法)	(評価結果)		
		平均達成率				95.0%				95.0%												95.0%	(事業成果)（課題） (改善方法)	(評価結果)		
			事業実施主体B （注：事業完了年度実績報告の記載例）		(目標年度)〇+3年度	バイオマス原料の種類（〇〇等）				成果物の種類（〇〇）								200,000	100,000	20,000	20,000	60,000				
事業実施（事業実施1年目）	〇年度			500t				200t								200,000	100,000	20,000	20,000	60,000	年月日		(施設整備状況)	(点検結果)		
事業の実績（完了年度）	〇年度			700		0.0%		300		0.0%		0	0	0								0.0%	(点検結果)（課題） (改善方法)	(点検結果)		
事業の実績（初年度年目）	〇+1年度																						(点検結果)（課題） (改善方法)	(点検結果)		
事業の実績（第2年度）	〇+2年度																						(点検結果)（課題） (改善方法)	(点検結果)		
事業成果の評価（第3年度）	〇+3年度																						(事業成果)（課題） (改善方法)	(評価結果)		
事業成果の評価（第4年度）	〇+4年度																						(事業成果)（課題） (改善方法)	(評価結果)		
平均達成率																							(事業成果)（課題） (改善方法)	(評価結果)		
都道府県平均達成率																										
総合所見																										

(注) 1 事業実施年度は、事業実施計画に準じて各事業実施主体が作成した、事業実施結果に関する報告書を添付すること。
2 主たる成果目標①の欄は、本要綱別記7－2の事業については、別紙様式第8号に記載されたバイオマス原料の目標値に対する実績値を記載すること。バイオマス原料が複数ある場合は、計画値の総計に対する実績値を記載すること。本要綱別記8－1の事業については、別紙様式第9号に記載された原材料調達又は環境負荷低減農林水産物の計画数量に対する実績値を記載すること。
3 主たる成果目標②の欄は、本要綱別記7－2の事業については、別紙様式第8号に記載された成果物の量（再生可能エネルギーの生産量等）の目標値に対する実績値を記載すること。本要綱別記8－1の事業については、別紙様式第9号に記載された計画年間販売量に対する実績値を記載すること。
4 事業が複数年に渡って実施される場合、事業実施2年目以降の内容について、事業実施（事業実施〇年目）欄を追加して記載すること。
5 達成率の欄には、目標値に対する実績値の比率を記載すること。
6 事業完了後1年目から目標年度までの事業の実施状況についての点検結果、課題及び課題の改善方法について、数値を入れながら記載すること。
7 目標年度以降は、表題及び表中の下線を追加するとともに、事業の効果、事業実施上の課題及び改善方法について記載すること。
8 都道府県平均達成率欄には、目標年度以降、直近年度の達成率の合計を件数で除した値を記載すること。
9 事業が複数年に渡って実施される場合、成果目標の総事業費及び負担区分欄には、事業全体の合計金額（実績額）を記載すること。
10 評価期間が終了した事業実施主体は、表から削除して作成するものとする。

別紙様式第 15 号－ 1 （各別記）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金における改善計画について

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の導入及び取組の経過
- 3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 4 事業の実績及び改善計画
(改善計画は原則 1 か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分		事業実施後の状況					改善計画		
		目標値	事業開始 前の現状 (年)	事業実施 年度 (年)	目標年度 (年)	達成率 (%)	改善措置の 指導内容	改善計画 初年度 (年)	達成率 (%)
成果目標									

- (注) 1 事業実施計画にて設定した成果目標ごとに改善計画を作成すること。
2 改善計画に 2 年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 5 改善方策
(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)
 - 6 改善計画を実施するための推進体制

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金の評価結果に係る改善措置について

(都道府県名：〇〇県)

事業名	市区町村名	事業実施主体名	事業概要	成果目標（A） （計画時の現状値（B））	事業実施後 （目標年度）	目標達成率 （%） （C-B）/ （A-B）	都道府県における改善措置の方針
					実績値（C）		

（注） 1．各地方農政局等による改善指導に対する都道府県における改善措置の方針を記入すること。
2．各事業実施主体から提出された別紙様式第15号- 1 を添付すること。

農産局長 又は 大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

〇〇農政局長 氏 名

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金の事業評価に係る報告書について

都道府県名	事業名	評価対象地区数	都道府県 平均達成率（％）	農政局等から都道府県 への改善指導等の 必要の有無	都道府県による 総合所見	各地方農政局等による総合所見
〇〇県				○／×		

（注）「都道府県平均達成率」欄は、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱別紙様式第14号に記載された率について確認の上、転記する。

別紙様式第 17 号（各別記）

番 号
年 月 日

みどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付金支払確認書

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

このことについて、別添のとおり、リース事業者から受領した〇〇〇〇の写しを提出する。

（注）別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付すること。

みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマスの地産地消（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）

第 1 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$
- 2 妥当投資額の算定は、次の（１）から（３）までにより行うものとする。
 - （１）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$
 - （２）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 2 に従い算定するものとする。
 - （３）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\} \quad (\text{別表参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$
 ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数
 この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。
- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 2 投資効率の算定に用いる年総効果額等

投資効率の算出に用いる年総効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 バイオマス利活用による総収入

（１）発電による収入

総売電電力量 (kWh)	売電単価 (円/kW)	収入 (千円)	備考
()		()	

- （注） 1 売電単価は、固定価格買取制度の買取価格（税抜き）を用いて計算するものとする。
- 2 自家利用を行う場合には、その電力量も売電したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

(2) 熱利用による収入

熱量販売量 (GJ)	売熱単価 (円/GJ)	収入 (千円)	備考
()		()	

(注) 1 売熱単価は、発熱量を都市ガス（ガス事業者へ売却）又は灯油（農家へハウス利用）換算して算出すること。

算出例) 売熱単価

単位発熱量 36.5GJ/KL

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver5.0 環境省、経済産業省)

灯油単価=100 円/ℓ=100,000 円/KL

(計画策定時の単価を使用。記載は平成 25 年 1 月現在の北海道価格)

1 G J =100,000/36.5=2,740 円/GJ

※計画地域や、最新の販売価格を基に算出すること

2 売熱単価は、(税抜き)を用いて計算するものとする。

3 自家利用を行う場合には、その熱量も売熱したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

(3) 受入処理費による収入

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
生ごみ				
家畜ふん尿				
〇〇				
計				

(4) 販売による収入

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
堆肥				
消化液				
〇〇				
計				

(注) 1 B D F の単位はℓ。販売価格は、軽油代替として、直近の軽油単価を使用すること。

2 エタノールの単位はℓ。販売価格は、ガソリン代替として、直近のガソリン単価を使用すること。

3 自家利用を行う場合には、その生産量も販売したものとみなして総収入を計算すること。

(5) 総収入

種類	収入額（千円）	備考
(1) 発電による収入		
(2) 熱利用による収入		
(3) 受入処理費による収入		
(4) 販売による収入		
計		

2 バイオマス利活用年間総支出

(1) 維持管理・運営費

直接費 （千円）	管理部門費 （千円）	総支出 （千円）	備考

(注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。

2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

(2) 原料購入費

種類	購入量 （t）	購入単価 （円/t）	総支出 （千円）	備考
ペレット				
チップ				
〇〇				
計				

(3) 副産物処理費

種類	処理量 （t）	処理単価 （円/t）	総支出 （千円）	備考
ガリセリン				
灰かす残さ				
〇〇				
計				

(注) バイオマス変換時に発生する副産物を外部委託し、処理する場合に記入すること。

(4) 総支出

種類	支出額（千円）	備考
(1) 維持管理・運営費		
(2) 原料購入費		
(3) 副産物処理費		

計		
---	--	--

3 バイオマス利活用年間総利益

総収入（１． （５）） （千円）	総支出（２． （４）） （千円）	年間総利益 （１．（５）－２． （４）） （千円）	備考

4 投資効率の算定

（１）年総効果額（＝年間総利益） 〇〇〇千円

（２）総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額（減価額） ③＝②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数＝④÷⑤		年	

（３）廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

（単位：千円）

名称	廃用損失額
計	

（４）経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ ＝（②÷④）－⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ ＝⑤÷①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業ごとに判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

みどりの食料システム戦略推進交付金のみどりの事業活動を支える体制整備
（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）

第 1 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。
投資効率＝妥当投資額÷総事業費
- 2 妥当投資額の算定は、次の（１）から（３）までにより行うものとする。
 - （１）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。
妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額
 - （２）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 2 に従い算定するものとする。
 - （３）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。
還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ （別表参照）
 i ＝割引率＝0.04
 n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額
 ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数
 この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。
- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 2 投資効率の算定に用いる年総効果額等

投資効率の算出に用いる年総効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 総収入

（１）販売による収入

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
（ペレット 堆肥）				
（有機野菜）				
〇〇				
計				

※（ ）内は記載例

（２）その他収入（受入処理費による収入、サービス料等）

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考

(食品残さ)				
(家畜ふん尿)				
〇〇				
計				

※ () 内は記載例

(3) 総収入

種類	収入額 (千円)	備考
ア 販売による収入		
イ その他収入		
計		

2 年間総支出

(1) 施設維持管理・運営費

直接費 (千円)	管理部門費 (千円)	総支出 (千円)	備考

(注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。

2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

(2) 原料、農林水産物仕入費、資材等購入費

種類	購入量 (t)	購入単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
(おが粉)				
(包装資材)				
(有機野菜)				
計				

※ () 内は取組の記載例

(3) 物流に係る費用

種類	輸送量 (t)	輸送単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
〇〇				
〇〇				
〇〇				
計				

(注) 原料、製品等の輸送を外部委託や自社で実施している場合の費用を記載すること。

(4) その他費用

種類	〇〇	〇〇	〇〇	備考

〇〇				
〇〇				
〇〇				
計				

(注) (1)～(3)に係る費用以外について、必要に応じて記載すること。

(5) 総支出

種類	支出額 (千円)	備考
ア 施設維持管理・運営費		
イ 原料、農林水産物仕入費、 資材購入費等		
ウ 物流に係る費用		
エ その他費用		
計		

3 年間総利益

総収入 (1の(3)) (千円)	総支出 (2の(4)) (千円)	年間総利益 (1の(3)) － 2の(4)) (千円)	備考

4 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総利益) 〇〇〇千円

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額 (減価額) ③=②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤		年	

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
----	----	----	----

総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ = (②÷④) - ⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ = ⑤÷①		

※ 上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業ごとに判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関する入札結果報告・着手
届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、届け出ます。

記

工事等の契約名			
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行		
施行業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約		
入札執行年月日	年	月	日
入札立会者の 所属・役職・氏名			
入札予定価格（税抜）	円		
入札参加業者名及び入札 価格（税抜）		円	
		円	
		円	
		円	
入札執行回数	回		
落札業者名			
契約価格（税抜）	円 (うち 年度補助対象経費 円)		
契約年月日	年	月	日
着手住所			
工事開始年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日
工事監理者			
入札結果の公表方法			
備 考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号交付決定通知		

- (注) 1 「施行方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 「施行業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入すること。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入すること。
 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入すること（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）
 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また「落札業者名」欄は契約業者名を記入すること。
 6 「施行業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入

すること。

- 7 複数年に渡って事業を行う場合であって初年度に一括契約を行う場合は、括弧書き内に当該年度事業分の工事費を記入することとし、毎年度事業着手前に都道府県へ提出すること。
- 8 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入すること。
- 9 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入すること。
- 10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

別紙様式第 21 号（別記 9）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関するしゅん功届

このことについて、下記のとおりしゅん功を届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日（又は 予定日）	
引渡し年月日 （又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- （注） 1 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。
 なお、しゅん功年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

〇〇年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築の理由
- 2 増築に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び事業名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
 - (6) 取得年月日
- 3 増築の概要
 - (1) 増築
 - (例) 増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
 - 増設 〇〇ライン 〇〇箱／日処理 事業費 〇〇〇 千円
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定時期
 - (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

（注） 模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
（地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業））
収益状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知があった〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等
要綱別記 6 の第 10 及び第 11 の規定に基づき、事業の収益の状況について下
記のとおり報告する。

記

- 1 目的外の売電、事業に係る企業化、知的財産権等の譲渡又は知的財産権
等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益

円

- 2 本年度までに交付金事業に関連して支出した費用の総額

円

- 3 交付金の確定額

令和 年 月 日付け 第 号確定

円

- 4 前年度までの収益納付額

円

- 5 本年度収益納付額

円

注 収益計算書等を添付すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））
に関する整備状況報告書

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱別記 7－1 の第 8 に基づき、整備
状況報告書を提出します。

記

1. 地区概要

事業実施主体名	
事業実施地域	
当該実施期間	年 月 ～ 年 月 (事業実施期間 年 月 ～ 年 月)

2. 導入したバイオマス利活用施設の概要

管理主体	
対象バイオマス	
導入技術	
変換施設	
関連施設	
その他	

※導入した施設の規模を併せて記載すること。

3. 導入したバイオマス利活用施設の利用状況

(1) バイオマスの発生・利用量の状況

対象バイオマス	単位	発生状況	利用状況	利用率

(2) 変換成果物の状況

変換品目	単位	変換量	利用先	利用状況

4. その他

有機転換推進事業交付申請書（報告書）

〇〇〇 殿

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱に定められた事業の要件等を了知した上で、有機転換推進事業の交付を受けたいので、下記のとおり申請（報告）します。

また、別紙「有機転換チェックシート」の記載内容について相違ないことを誓約します。

提出年月日 年 月 日

交付申請者氏名

住所

電話番号

1. 申請（報告）面積

品目	予定（実施）面積（a）	備考
水稻		
麦類		
豆類		
いも類		
野菜 （葉茎菜類）		
野菜 （果菜類）		
野菜 （根菜類）		
果樹		
工芸作物		
花き		
その他		
合計		

（添付書類）

- ・有機栽培管理シート（別紙様式第25号－2）
- ・有機転換チェックシート（別紙様式第25号－3）
- ・その他事業実施主体が求める書類

2. 口座情報

口座 名義 欄	フリガナ					
	口座名義					
	住所	(千 ー)				
		都道 府県			市区 町村	
電話	— —		FAX	— —		

交付金 の 振込 口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)															
	金融機関名										支店名					
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金															
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)										口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知															
	ゆうちょ銀行															
	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)									
	1				0	※								1		

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付

ほ場一覧

[illegible]

ほ場 1 筆ごとの状態が把握できる地図を添付すること。

種苗一覽

[illegible]

資材一覧

（1）肥料及び土壌改良資材（有機農産物の日本農林規格表A.1関係）

番号	資材名等	製造者名等	使用対象品目	使用時期	使用目的	備考

（2）農薬（有機農産物の日本農林規格表B.1関係）

番号	資材名等	製造者名等	使用対象品目	使用時期	使用目的	備考

別紙様式第25号－2（別記3関係）
資材一覧

（3）薬剤（有機農産物の日本農林規格表C.1関係）

番号	資材名等	製造者名等	使用対象品目	使用時期	使用目的	備考

（4）調製用等資材（有機農産物の日本農林規格表D.1関係）

番号	資材名等	製造者名等	使用対象品目	使用時期	使用目的	備考

有機転換チェックシート

土づくりを適切に実施しているか

- ☐ 実施している
- ☐ 実施していない

有機栽培由来の種子、苗等を使用しているか

- ☐ 使用している
- ☐ 有機栽培由来の種子、苗等の入手が困難又は品種の維持更新に必要なため使用していない

有害動植物の防除を適切に実施しているか

- ☐ 実施している
- ☐ 実施していない

使用する種子、苗等に組換えDNA技術を使用していないか

- ☐ 使用していない
- ☐ 使用している

有機農産物の日本農林規格に定める使用禁止資材を使用していないか

- ☐ 使用していない
- ☐ 使用している

収穫した農産物に放射線照射を行っていないか

- ☐ 行っていない
- ☐ 行っている

周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないよう必要な措置を講じているか

- ☐ 講じている
- ☐ 講じていない

取組品目において、これまで有機農業（交付等要綱別記3第1の2（1）に定める農法）を実施していないか

- ☐ 実施していない
- ☐ 実施している

※ この項目に誤りがあった場合、交付の対象となりませんので承知ください

上記内容に相違ありません。

年 月 日

年 月 日

自家加工販売(直売所等での販売)計画書

(自家加工販売等農業者)住 所
氏 名

1 自家加工販売(直売所等での販売)計画

自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、本様式に必要事項を記載し、提出してください。

① 原料農産物使用計画

原料の農産物名	年間使用量(単位 : kg)	左記のうち 自ら生産した数量(単位 : kg)

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画)及び販売形態

商 品 名 等	年間販売予定数量(単位 : kg)	商品の販売形態 (該当する形態に○を付けてください)
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
合 計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法()

③ 商品の主な販売先 (該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。)

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等	直売所等の名称 :		
※ 複数の直売所等に販売している場合は、主な販売先の直売所等の情報を記載してください。	所 在 地 :		
	連 絡 先 :		